を以て、左の如く之に關する細目の手續を規定したり。

前金渡概算渡ノ返納金ヲ定額ニ戻入スル取扱規程（明治二十二年十二月二十八日大藏省令第十六號）

第一條　前金渡概算渡ノ返納金ニシテ經費ノ定額ニ戻入ヲ要スルモノアルトキハ仕拂命令官ヨリ返納人ニ對シ返納告知書ヲ發スヘシ

第二條　返納人ハ返納告知書ニ現金ヲ添ヘ其返納告知書ニ指定シタル金庫ニ之ヲ拂込ミ金庫ノ別符付領收證ヲ得直チニ領收證ノ檢印及ヒ別符ノ切離ヲ仕拂命令官ニ請求スヘシ

第三條　仕拂命令官金庫ノ領收證ニ檢印シ別符ヲ切離シタルトキハ定額戻入ノ要求ヲナサンコトヲ本屬大臣ニ申立ヘシ

第四條　前金渡概算渡ノ返納金ニシテ經費ノ定額ニ戻入ヲ要セサルモノハ通常歳入金取扱手續ニ依リ返納人ヲシテ金庫又ハ收入官吏ニ納入セシムヘシ

第五條　本規定ニ依リ發スル返納告知書ハ左ノ書式ニ依リ調製スヘシ

（書式省略）

右取扱規程は明治二十六年十一月に至り會計規則の改正に伴ひて左の如く其の一部を改正せられたり。

大藏省令第二十六號（明治二十六年十一月十三日）

明治二十二年當省令第十六號中左ノ通改正シ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

一第一條中「返納告知書ヲ發スヘシ」トアルヲ「返納告知書ヲ發シ同時ニ通知書ヲ金庫ニ送付スヘシ」ト改ム

一第二條中「拂込ミ金庫ノ別符付領收證ヲ得直チニ領收證ノ檢印及ヒ別符ノ切離ヲ仕拂命令官ニ請求スヘシ」トアルヲ「拂込ムヘシ」ト改ム

一第三條ヲ左ノ通改ム

金庫ハ現金ヲ領收シタルトキハ其領收證書ヲ返納人ニ交付シ其通知書ハ直チニ當該仕拂命令官ニ送付スヘシ

一返納告知書書式左ノ通改ム

（書式省略）

右の取扱規程は爾後何等の改正を加へらるることなくして大正十一年に至りしが、同年一月會計規則の改正あり、更に之に伴ひ同月大藏省令第一號を以て支出官事務規程の公布あり、定額戻入に關する規定は新に此等の諸法令中に設けらるるに至りしを以て、前掲明治二十二年制定の定額戻入に關する規程は、右支出官事務規程の附則に依り同年三月限り廢止せられたり。

第三項　繰替拂

第一目　緒言

會計法の規定に依れば歳出の仕拂に關しては、仕拂命令官金庫に對して仕拂命令を發し、金庫をして歳出金の仕拂を爲さしむるを原則とするものなるが、之に對して例外を爲すものは繰替拂の制度なり。繰替拂とは卽ち出納官吏をして其の保管する現金を一時繰替流用し、金庫に代りて歳出金の仕拂を爲さしむるの制度を謂ふものにして、會計法に於ては之に關し何等の規定をも存することな

しと雖も、同法第二十三條但書の解釋上、當然勅令を以て之に關する規定を設くるを得るものとせられ、會計法の施行以來屢、勅令を以て繰替拂を許す場合を定めたり。今斯かる繰替拂を其の性質に依り區別するときは、之を(一)他の歳出金を以てする繰替拂の二と爲すことを得べし。而して此等兩種の繰替拂に就きて之を沿革的に觀れば、第一種の繰替拂が先づ最初に認められ、尋いで第二種に及びしものなり。即ち第一種の制度は既に會計法實施の直後に於て採用せられ、爾來明治三十六年に至る迄は繰替拂の制度は第一種のものに限られしが明治三十六年通信官署に於ける現金繰替拂の制度創設せらるるに及び、玆に初めて第二種の性質を有する繰替拂を存するに至りしものなり。而も第一種の繰替拂を許されしものは、單に在外國難民貸與金・艦船經費・通行稅拂戻金の三者に止まり、會計制度上未だ重要なる地位を占むるに至らざりしが、第二種に屬する繰替拂の方法採用せらるるに及びて其の適用の範圍は漸次擴張せられ、遂に後には歳出金仕拂の方法は其の主客を顚倒し、例外的方法却つて原則と變ずるの觀を呈するに至れり。以下此等兩種の繰替拂に就き其の沿革を概說すべし。

第二目　他の歳出金を以てする繰替拂

他の歳出金を以てする繰替拂とは、卽ち甲の目的の爲に現金前渡を受けたる官吏をして、右の現金を以て乙の目的の爲に一時繰替支辨せしむるの制度を謂ふものにして、其の繰替拂に係る歳出に對しては後日更に仕拂命令を發行し、以て一時繰替使用したる現金を償還補塡せしむるものとす。此の種の繰替拂の制度は前述の如く最も早く採用せられし所にして、之に關する最初の規定は明治二十四年一月勅令第一號を以て公布せられたる『帝國公使館若ハ領事館ニ於テ現金前渡ヲ受ケタル出納官吏ハ其現金ヲ以テ最初前渡ヲ受ケタル目的ノ外難民貸與金ニ限リ一時繰替支辨スルコトヲ得』との規定なるが、尋いで明治三十年四月に至り、勅令第百二十七號を以て『海軍省所管機動費ノ現金前渡ヲ受ケタル出納官吏ハ其ノ現金ヲ以テ艦船經費ニ限リ一時繰替支辨スルコトヲ得』と規定し、此の種の繰替拂を許す場合に更に一種を加へたり。然るに其後明治三十八年一月通行稅創設せられし結果、同年二月左の如く勅令第三十五號を公布し、官設鐵道に於て徵收したる通行稅の拂戻金に關して、一時繰替支辨を爲すことを得るの規定を設けたり。

勅令第三十五號(明治三十八年二月十七日)

官設鐵道ニ於テ徵收シタル通行稅ノ拂戻ヲ要スルトキハ遞信省所管官設鐵道特別會計ニ屬スル諸拂戻金ノ現金前渡ヲ受ケタル出納官吏ハ其ノ現金ヲ以テ一時繰替支辨スルコトヲ得

以上の如くにして在外國難民貸與金・艦船經費・通行稅拂戻金の三者は、他の歳出金を以て一時繰替拂を爲すを得ることとなりしが、此の種の繰替拂を許さるる種目は前記の三者に止まり、爾來之に關して何等新規の勅令をも制定せらるることなくして大正十一年に至れり。然るに同年一月勅令第一號を以て會計規則を改正し、其の第六十二條及六十三條に於て新に繰替拂の規定を設け、前揭諸勅令と同一趣旨の條項を設置するに及び、此等の諸勅令は不要に歸せしを以て、同規則附則を以て何れも同年三月限り廢止せられたり。

第三目　歳入金又は歳入歳出外現金を以てする繰替拂

第二種に屬する繰替拂は、卽ち出納官吏の手許に存する歳入金又は歳入歳出外現金を以て、一時歳出金の仕拂に繰替充用せしむるものにして、遞信及鐵道の兩官署に於ける現金の受拂に關して特に設けられたる制度なり。蓋し此等の諸官署の如く、其の取扱に係る事務の性質上、直接當該廳に於て現金の收納支出に當らしむるの必要ある官廳に於ては、其の所屬の出納官吏をして其の手許に存する各種の現金を交互に振替流用するを許すことは、手續の煩雜を省き事務の簡捷を得る上に於て、其の利便極めて多大なるものあるを以てなり。是を以て明治三十六年三月始めて郵便電信電話官署に於ける出納官吏をして、該官廳に屬する歳入金歳出金及歳入歳出外現金を、交互に振替受拂を爲し又は繰替使用することを許すの制度を設け、尋いで明治三十九年六月此の制度を鐵道官署に於ける現金の取扱にも及ぼせしが、大正四年一月に至り郵便官署をして他官廳に屬する歳入金歳出金の受拂をも取扱はしむるの途を開くに及び、繰替拂の制度の適用範圍は益〻擴大せらるるに至れり。而して此等通信及鐵道官署の現金受拂に關する制度に於て所謂振替受拂と稱せらるるは、此等官署の出納官吏と金庫との間の關係に於て、歳入金歳出金及歳入歳出外現金の間に、交互振替計算を以て之が受拂の整理を爲すことを指すものにして、又所謂繰替受拂と稱するは、歳入金又は歳入歳出外現金を以て歳出金の仕拂に充當し、若くは歳入金又は歳出金を以て歳入歳出外現金の拂渡に充當することを指すものなり。從つて右の中振替受拂の制度は、本項に於ける繰替拂に關する記述と直接相關する所なしと雖も、玆には便宜上此等現金受拂に關する諸規定を併せ概說すべし。

第一　通信官署に於ける現金受拂

明治三十六年三月勅令第二十三號を以て、左の如く郵便電信電話官署の現金受拂に關する件を制定したり。

勅令第二十三號（明治三十六年三月十四日）

郵便電信電話官署ノ出納官吏ハ歳入金歳出金竝歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得其ノ取扱ニ關スル規程ハ遞信大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附　則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令の公布に從ひ同月遞信省令第十七號を以て、左の如く郵便電信電話官署現金受拂規則を定めたり。

郵便電信電話官署現金受拂規則（明治三十六年三月三十日遞信省令第十七號）

第一條　郵便電信電話官署ノ受拂ニ係ル歳入金歳出金竝歳入歳出外現金ハ明治三十六年三月勅令第二十三號ニ依リ郵便電信電話官署ノ出納官吏交互振替及繰替計算ヲ以テ之ヲ受拂ヲ爲シ其ノ現金ハ一團トシテ之ヲ取扱フヘシ

第二條　支出科目ノ同一ナルモノニシテ數人ノ債主ニ對シ同時ニ歳出金ノ繰替拂ヲ要スルトキ又ハ仕拂命令官在勤廳所在地外ニ在ル債主ニ對シ歳出金ノ繰替拂ヲ要スルトキハ第一號書式ノ歳出金繰替拂通知書ヲ發スヘシ

第三條　出納官吏ノ繰替拂ヲ爲シタル歳出金ニ對シテハ當該仕拂命令官仕拂命令又ハ集合仕拂命令ヲ發シ振替計算ヲ以テ其ノ代リ金ノ拂込ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ發スル集合仕拂命令ニ對シテハ債主ノ金額氏名表ヲ添附スルコトヲ要セ

ス

第四條　出納官吏ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂上殘金ヲ生シタルトキ又ハ歲出金及歲入歲出外現金ノ拂渡上現金ニ缺乏ヲ告クルトキハ別ニ定ムル所ノ手續ニ依リ郵便爲替貯金管理所長ニ對シ其ノ殘金ノ回納ヲ爲シ又ハ其ノ資金ノ交付ヲ受クヘシ

第五條　出納官吏ハ毎日其ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂高ヲ精算シ之ヲ郵便爲替貯金管理所長ニ報告スヘシ

第六條　郵便爲替貯金管理所長ハ郵便電信電話官署出納官吏ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金竝歲入歲出外現金ノ振替及繰替受拂高ヲ精算シ郵便爲替貯金管理所出納官吏ヲシテ中央金庫ニ對シ振替計算ヲ以テ毎日其ノ受拂ヲ爲サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ要スル歲入金振替拂込書ハ第二號書式ニ依ル

第七條　郵便電信電話官署ノ歲入金歲出金又ハ歲入歲出外現金ノ受拂ニ關シ特殊ノ事由アルモノニ對シテハ前各條ノ規定ヲ適用セサルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ總テ一般ノ規定ニ依ル

附　則

第八條　本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

第九條　明治三十五年度會計ニ屬スルモノノ計算整理ニ關シテハ總テ一般ノ規定ニ依ル

明治三十六年度會計ニ屬スルモノニシテ本令施行ノ際既ニ一般ノ規定ニ依リ取扱ヲ爲シタルモノノ計算整理ニ關シテハ前項ノ例ニ依ルコトヲ得

（書式省略）

右の現金受拂規則に就ては爾後屢〻其の一部に改正あり、卽ち明治四十一年六月其の附屬書式を改正し（遞信省令第二十七號、翌四十二年七月文中『郵便爲替貯金管理支所』とあるを『郵便貯金支局』に、『同支所』とあるを『同支局』と改め（省令第三十二號、翌四十三年三月更に左の如く改正を施したり。

遞信省令第五十八號（明治四十三年三月三十日）

明治三十六年三月遞信省令第十七號郵便電信電話官署現金受拂規則中左ノ通改正ス

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條　郵便電信電話官署ニ於テ歲出金ノ繰替拂ヲ要スルトキハ債主ニ對シ第一號書式ノ歲出金繰替拂通知書ヲ發スヘシ

（書式改正省略）

大正元年十一月省令第十七號を以て附屬書式の一部を改正し、翌二年六月省令第五十六號を以て文中『郵便貯金局長』を『爲替貯金局長』に改め、同四年二月更に左の如き改正を加へたり。

遞信省令第十八號（大正四年二月二十六日）

郵便電信電話官署現金受拂規則中左ノ通改正ス

本令ハ大正四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條中「郵便電信電話官署ニ於テ」ノ下ニ「其ノ所屬」ヲ加フ

第三條第一項中「繰替拂ヲ爲シタルル」ノ下ニ「郵便電信電話官署所屬ノ」ヲ加フ

第六條第二項中「前項ノ場合ニ於テ要スル」ノ下ニ「郵便電信電話官署所屬ノ」ヲ加フ

第七條中「郵便電信電話官署」ノ下ニ「所屬」ヲ加フ

（書式改正省略）

蓋し同年一月勅令第六號を公布し、郵便官署をして他官廳に屬する歳入金歳出金の受拂をも取扱はしむることとなりしを以て、他官廳所屬の歳入歳出金と郵便官署所屬のものとを區別せんとせしものなりしが、翌大正五年簡易生命保險の制度實施せられ、其の保險金に關する收支も郵便官署に於て取扱ふこととなるに及び、同年八月右規則を左の如く改正して、前述の如き現金の所屬を區別する字句を削除したり。

遞信省令第四十七號（大正五年八月十八日）

郵便電信電話官署現金受拂規則中左ノ通改正ス

本令ハ大正五年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第二條中「其ノ所屬」及「歳出金繰替拂」ヲ削ル

第三條第一項中「郵便電信電話官署所屬ノ」ヲ削リ「仕拂命令又ハ集合仕拂命令」ヲ「仕拂命令、仕拂請求書、集合仕拂命令又ハ集合仕拂請求書」ニ改ム

同條第二項中「集合仕拂命令」ノ下ニ「又ハ集合仕拂請求書」ヲ加フ

第六條第二項中「郵便電信電話官署所屬ノ」ヲ削ル

第七條　第二條、第三條及第六條第二項ハ別段ノ規定アルモノニハ之ヲ適用セス

（書式改正省略）

右規則は更に大正九年十月に至り省令第八十九號を以て、文中『爲替貯金局長』を『貯金局長』に、『爲替貯金局』を『貯金局』に改めたり。然るに大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則を改正し、其の第六十三條に於て遞信官署に於ける現金の繰替使用に關する規定を設くるに及びて、前掲通信官署の現金受拂に關する明治三十六年勅令第二十三號は其の必要なきに至りしを以て、右會計規則附則を以て之を廢止すると同時に、更めて同規則第六十三條の規定に基き、同年四月遞信省令第三十二號を以て前掲郵便電信電話官署現金受拂規則の全文を改正したり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

郵便電信電話官署現金受拂規則（大正十一年四月一日遞信省令第三十二號）

第一條　郵便電信電話官署ノ出納官吏及出納員ハ會計規則第六十三條ノ規定ニ依リ歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ニ付交互振替及繰替計算ヲ以テ之ヲ受拂ヲ爲シ其ノ現金ハ之ヲ一團トシテ取扱フヘシ

前項現金ノ出納保管ニ關スル事務取扱方ニ付テハ出納官吏事務規程ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二條　郵便電信電話官署ニ於テ歳出金ノ繰替拂ヲ要スルトキハ當該官署ノ長第一號書式ノ證票及通知書ヲ發シ其ノ證票ハ之ヲ繰替拂ヲ爲サシムヘキ出納官吏又ハ出納員ニ送付シ通知書ハ之ヲ債主ニ交付スヘシ但シ保險金及保險還付金ノ繰替拂ニ付テハ受取人ノ支拂請求書ヲ以テ本文ノ證票ニ代用ス

前項ノ場合ニ於テ隔地ノ債主ニ對シ緊急繰替拂ヲ要スルトキハ證票及通知書ノ發行ニ代ヘ電信ヲ以テ其ノ旨出納官吏又ハ出納員及債主ニ通知スヘシ

第三條　出納官吏又ハ出納員債主ヨリ前條ノ通知書ヲ以テ拂渡ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ證票ト對査シ現金ノ拂渡ヲ爲シ其ノ領收證書ヲ徵スヘシ

前項ノ規定ハ電信ニ依ル繰替拂通知ヲ以テ拂渡ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條　前條ニ依リ出納官吏又ハ出納員ニ於テ繰替拂ヲ爲シタル歲出金ニ對シテハ當該支出官出納官吏ヲ受取人トスル小切手ヲ振出シ其ノ現金ノ補塡ヲ爲スヘシ

出納官吏前項ノ小切手ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ其ノ小切手支拂店ニ呈示シ預託金ニ振替拂込ヲ爲シ又ハ第五條ノ過超金ニ振替回納ヲ爲スヘシ

第五條　郵便電信電話官署ニ於テ歲入金、歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂上現金ニ殘餘ヲ生シ又ハ缺乏ヲ告クルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲ介シ之ヲ過超金トシテ貯金局ニ回納シ又ハ同局ヨリ之カ資金ノ交付ヲ受クヘシ

第六條　郵便電信電話官署ハ每日歲入金、歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂高ヲ精算シ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ貯金局ニ報告スヘシ

第七條　貯金局ハ前條ノ報告ニ依リ其ノ現金受拂高ヲ總括精算シ同局出納官吏ヲシテ日本銀行ニ對シ每日其ノ歲入金ノ振替拂込及歲入歲出外現金ノ振替受拂ヲ爲サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ要スル歲入金振替拂込書ハ第二號書式ニ依ル

第八條　郵便電信電話官署ニ於ケル支出官ノ備フヘキ支出簿ハ第三號書式ニ依ル

出納官吏ノ備フル現金出納簿ハ出納員ヲ置カサル官署ニ在リテハ別ニ遞信大臣ノ定ムル帳簿ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第九條　支出官事務規程第三十一條、第三十二條、第三十四條及第三十五條ノ規定ハ第二條ニ規定スル通知書記載事項ノ誤謬訂正、亡失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル取扱ニ付之ヲ準用ス

第十條　第二條乃至第四條及第七條第二項ノ規定ハ明治四十三年遞信省令第六號ニ依ル年金恩給等ノ支給、大正四年遞信省令第八號ニ依ル各廳歲入金及歲出金ノ受拂其ノ他別段ノ規定アルモノニ付テハ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

右規則は大正十五年郵便年金制度の創設に伴ひて、其の一部を左の如く改正せられ、以て大正末年に及べり。

遞信省令第四十五號（大正十五年十月一日）

郵便電信電話官署現金受拂規則中左ノ通改正ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　郵便電信電話官署ニ於テ歲出金ノ繰替拂ヲ要スルトキハ當該官署ノ長第一號書式ノ證票及通知書ヲ發シ其ノ證票ハ之ヲ繰替拂ヲ爲サシムヘキ出納官吏又ハ出納員ニ送付シ通知書ハ之ヲ債主ニ交付スヘシ

前項ノ證票ニ關シテハ保險金及同還付金ノ繰替拂ノ場合ニ於テハ債主ノ支拂請求書又ハ支拂報知書ヲ以テ、郵便年金及同返還金ノ繰替拂ノ場合ニ於テハ支拂票、債主ノ支拂請求書又ハ

返還報知書ヲ以テ之ニ代用シ通知書ニ關シテハ年金證書ニ指定セラレタル受取人生存中ノ郵便年金繰替拂ノ場合ニ於テハ郵便年金證書ヲ以テ之ニ代用ス

前各項ノ場合ニ於テ隔地ノ債主ニ對シ緊急繰替拂ヲ要スルトキハ證票及通知書ノ發行ニ代ヘ電信ヲ以テ其ノ旨出納官吏又ハ出納員及債主ニ通知スヘシ

（書式改正省略）

以上述べたる如くにして通信官署に於ける現金の振替及繰替受拂の制度は明治三十六年四月より開始せられ、大に會計事務の簡捷を齎せしが、而も右制度に於て現金の振替及繰替受拂を許すは單に通信官署所屬の歳入金歳出金及歳入歳出外現金のみに止まり、未だ他官廳の所屬に係る現金には及ばざりしなり。然るに大正四年一月勅令第六號を公布し、郵便官署に於て國庫金の出納を取扱はしむることとなるに及び、茲に始めて郵便官署をして他官廳所屬の歳出金に就き繰替拂を行はしむるの端緒を開くに至れり。但し其の繰替拂を許さるる範圍は金庫所在地外に在る債主に仕拂はるべき歳出金の拂渡に限定せらるるものにして、固より未だ金庫の取扱に係る受拂金の全般に及ばざるものなりと雖も、之に依りて繰替拂の制度の利用範圍は大に擴張せられ、爲に國庫出納上一層の利便を得るに至りしは明かなりとす。右大正四年勅令第六號に基く郵便官署に於ける國庫金出納制度の沿革は、既に前款第三項に於て之を詳說せしを以て、茲には之を省略す。

以上述べたる所は內地に於ける通信官署現金受拂に關する制度なるが、之と略ぼ同樣の制度は朝鮮・臺灣・樺太・關東州の諸地方に於ても其の必要の生ずるに隨ひて夫々設置せられたり。今其の概要を述ぶれば左の如し。

（一）朝鮮に於ては既に我國の保護統治の時代卽ち明治三十八年十二月に勅令第二百八十號を公布し、內地に於ける通信官署の現金受拂に關する前揭明治三十六年勅令第二十三號を、三十九年一月十日以後統監府通信官署に準用することと定めしが、明治四十三年八月韓國併合のこと行はるるや、同年九月勅令第四百八號を以て更めて『朝鮮總督府通信官署ノ出納官吏ハ其ノ取扱ニ係ル歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得其ノ取扱ニ關スル規定ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム』と規定し、同年十月一日より施行したり。而して右に伴ひ同年十月大藏省令第四十四號を以て、朝鮮總督府通信官署現金受拂規則を制定せしが、之に依れば朝鮮に在りては、總督府通信官署をして、曾に通信官署所屬の現金の受拂を行はしむるに止まらず、通信官署以外の官署所屬の現金の受拂をも行はしむるを得るものなり。之れ卽ち朝鮮に於ける金庫の不足を補はんとするの目的に出でしものなるが、此の制度は後大正四年一月に至り前述の如く始めて內地一般に施行せらるるに至りしものなり。右勅令は明治四十五年三月朝鮮總督府遞信官署官制の制定に伴ひ同月勅令第四十九號を以て、文中『通信』なる字句を『遞信』と改められしが、後大正十一年一月會計規則を改正し、其の第六十三條に於て遞信官署に於ける現金の繰替使用に關する規定を設くるに及び、同規則附則を以て廢止せられたり。而して朝鮮總督府遞信官署現金受拂規則は明治四十三年の制定後其の一部の改正（明治四十五年四月大藏省令第十號及大正七年同第十三號）を經て大正十一年に至りしが、同年四月會計規則の改正に伴ひ朝鮮總督府令第五十七號を以て更めて之を制定したり。本規則は爾後引續き行はれて大正末年に至れるものなるが、其の全文は煩雜を避けて之を省略す。

（二）臺灣に在りては通信官署現金受拂の制度は大正三年に至るまで之を存することなかりしが、同

年六月に至り勅令第百三十六號を以て『臺灣總督府民政部通信局及臺灣總督府郵便官署ノ出納官吏ハ歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得其ノ取扱ニ關スル規程ハ所管大臣大藏大臣及遞信大臣ト協議シテ之ヲ定ム』と規定し、之を同年八月一日より施行し、之に伴ひ同年七月内務省令第十三號を以て、臺灣總督府民政部通信局及臺灣總督府郵便官署現金受拂規則を制定したり。右の勅令及省令は爾後何等の變更なくして大正十一年に至りしが、同年一月會計規則を改正するに及びて、同規則附則を以て右勅令を廢止すると共に、同年七月臺灣總督府令第百四十二號を以て、從來の内務省令に代へて臺灣總督府遞信局及通信官署現金受拂規則を制定したり。本規則は爾後何等の變更なくして引續き施行せられ、以て大正末年に及べるものとす。

(三)樺太に於ては大正四年六月十四日勅令第九十五號を以て『樺太廳郵便局ノ出納官吏ハ其ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得其ノ取扱ニ關スル規程ハ所管大臣大藏大臣及遞信大臣ト協議シテ之ヲ定ム』と規定し、公布の日より之を施行し、同時に内務省令第七號を以て樺太廳郵便局現金受拂規則を制定し、其の詳細の手續を規定したり。而して本規則に依れば、樺太に在りては郵便局をして其の所屬の現金のみならず、樺太廳所屬諸官署に係る一切の收入及經費の受入拂出を取扱はしむる制度にして、之れ同地方特殊の事情に基けるものなり。蓋し同地方には未だ地方費制度の施行せらるることなきを以て、其の歲入に就ては内地に於て地方稅に屬する、租稅も總て國庫の收入に屬し、恰も内地に於ける町村役場と同樣之が徵收を爲さざるべからず。又歲出に就ても内地に於て市町村の支辨に屬する如き諸經費は悉く國庫の支辨に屬し、各種の補助金其の他の經費にして僻遠の部落又は移住農民に對し、直接支拂を要するもの甚だ多し。

然るに樺太地方は其の區域廣濶なるに拘らず、金庫の數僅に二箇所に過ぎず、而も各地の交通極めて不便なるを以て、會計事務の整理統一上支障少からざるものあり。茲に於てか比較的其の施設の普及せる郵便局をして本廳及所屬諸官署の歲入金歲出金及歲入歲出外現金の出納を取扱はしめ、以て一般公衆の利便を增進すると共に、會計事務の整理簡捷を圖ることと爲せしなり。然るに大正十一年一月會計規則を改正するに及び、同規則附則を以て前揭大正四年勅令第九十五號を廢止すると共に、同年四月大藏省令第三十七號を以て新に樺太廳郵便局現金受拂規則を制定し、以て從前の現金受拂規則に代へしが、其の制度は敢て從前と大差なきものとす。本規則は爾後引續き施行せられて大正末年に至れり。

(四)關東州に於ては明治四十一年五月勅令第百三十八號を公布し『明治三十六年勅令第二十三號ハ關東都督府通信官署ニ之ヲ準用ス其ノ取扱ニ關スル規程ハ關東都督大藏大臣及遞信大臣ト協議シテ之ヲ定ム』と規定し、同年六月一日より之を施行したり。而して右勅令に基き同年六月關東都督府令第三十三號を以て關東都督府通信官署現金受拂規則を定めしが、右規則は爾後其の一部に改正(明治四十五年三月關東都督府令第九號及大正三年十二月同第三十五號)を加へられしのみにて、大正十一年に至る迄施行せられたり。然るに同年一月會計規則の改正に伴ひ、前揭明治四十一年勅令第百三十八號を廢止すると共に、同年五月關東廳令第三十四號を以て新に關東廳遞信官署現金受拂規則を制定し、同時に從前の受拂規則を廢止したり。本規則は爾後何等の變更なくして引續き施行せられ、以て大正末年に及べるものとす。

次に國庫の支辨に屬する年金及恩給等の支給に關する事務は明治九年以來大藏省之を管掌し、受

給者所在の府縣を經て之を下付せしが、明治二十三年二月に至り大藏大臣は其の仕拂命令を北海道廳長官及府縣知事に委任し、更に明治三十年三月臺灣に於ける年金及恩給等の仕拂は之を臺灣總督に委任したり。然るに明治四十三年に至り此等年金恩給等の支給に關する事務は總て之を郵便官署をして取扱はしむることとし、而して其の給與金の仕拂に關しては現金の振替及繰替受拂の制度を採用することと爲し、同年三月左の如く之を公布したり。

勅令第二十五號（明治四十三年三月十六日）

國庫ノ支辨ニ屬スル年金、恩給、遺族扶助料及退隱料ノ支給ニ關スル事務ハ遞信省、統監府、臺灣總督府、關東都督府及樺太廳ノ所管ニ屬スル郵便官署ヲシテ之ヲ取扱ハシム

前項給與金ノ支給手續ニ關シテハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第一項給與金ノ支拂ニ關シテハ歳入金歳出金竝歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令は爾後大正十四年四月に至り其の一部を左の如く改められしのみにて、引續き施行せられて大正末年に及べるものとす。

勅令第百二十二號（大正十四年四月九日）

明治四十三年勅令第二十五號中左ノ通改正ス

第一項ヲ左ノ如ク改ム

國庫ノ支辨ニ屬スル年金及恩給ノ支給ニ關スル事務ハ遞信省、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ所管ニ屬スル郵便官署ヲシテ之ヲ取扱ハシム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二　鐵道官署に於ける現金受拂

明治三十九年鐵道國有の斷行以前に於ける帝國鐵道の會計に在りては、收入と支出とは截然其の司掌を異にし、之が混同を許さざりしを以て、收入官吏は收入金を保管すと雖も之を仕拂に充つることを得ず、仕拂の爲には別に現金前渡を受くる官吏を各地に分派して、之に當らしむるを必要としたり。鐵道の如く直接公衆に接觸して現金收支の機會極めて多き業務の會計に於て、斯くの如き經理の組織を採用することは、收支の手續をして徒に煩雜ならしめ、爲に官民の蒙る不便不利の鮮少ならざるものありしは固より論を俟たず。是を以て明治三十九年鐵道國有を機會として鐵道會計の制度に大改革を加へんとするや、此の點に關しても改革を施すことと爲し、同年六月勅令第百五十八號を以て新に帝國鐵道及同用品資金會計規則を制定し、其の第五條第一項に於て『出納官吏ハ所管大臣ノ定ムル規程ニ依リ資本勘定、收益勘定及用品資金ニ屬スル歳入金、歳出金竝歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得』との規定を設け、明治四十年度より之を實施したり。茲に於てか從前の收入官吏及仕拂官吏の區別は廢止せられ、出納官吏は鐵道及同用品資金會計中の各勘定に屬する現金に就き、交互振替及繰替受拂を爲すを得ることとなり、彼此融通の途を得て經理上多大の便を受くるに至れり。而して右振替及繰替受拂の取扱手續に關しては、同年六月遞信省令第三十三號を

以て左の如く受拂規則を設けたり。

帝國鐵道官署現金受拂規則（明治三十九年六月三十日遞信省令第三十三號）

第一條　帝國鐵道官署ノ受拂ニ係ル資本勘定、收益勘定竝用品資金所屬歲入金、歲出金及歲入歲出外現金ハ帝國鐵道及同用品資金會計規則第五條第一項ニ依リ帝國鐵道官署ノ出納官吏交互振替及繰替計算ヲ以テ之カ受拂ヲ爲シ其ノ現金ハ一團トシテ之ヲ取扱フヘシ

第二條　資本勘定ニ對シ一般會計ヨリ資金ヲ支出スル場合ニ帝國鐵道及同用品資金會計規則第六條ニ依リ仕拂命令官ニ於テ帝國鐵道官署ノ出納官吏ヲ債主ト看做シ仕拂命令ヲ發シタルトキハ其ノ現金ハ當該出納官吏振替計算ヲ以テ直ニ之ヲ金庫ニ預託スヘシ

第三條　帝國鐵道事務ノ長官又ハ部局長自己在勤廳所在地外ニ在ル出納官吏ヲシテ其ノ出納官吏在勤地ニ在ル債主ニ對シ資本勘定、收益勘定又ハ用品資金所屬歲出金ノ繰替拂ヲ爲サシメムトスルトキハ第一號書式ノ歲出金繰替拂通知書ヲ發スヘシ

第四條　出納官吏資本勘定、收益勘定又ハ用品資金所屬歲出金ノ仕拂ヲ爲ス場合ニ於テ官吏遺族扶助法納金收入規則ニ依ル國庫納金又ハ明治三十四年六月勅令第百三十一號ニ依ル相殺金ノ差引ヲ要スルトキハ同規則又ハ勅令中現金前渡官吏ニ對スル規定ノ手續ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第五條　出納官吏ノ取扱ニ係ル資本勘定、收益勘定竝用品資金所屬歲入金、歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂上殘金ヲ生シタルトキハ分任出納官吏ハ之ヲ所屬主任出納官吏ニ囘納シ主任出納官吏ハ之ヲ金庫ニ預託スヘシ

前項ノ受拂上現金ニ缺乏ヲ告クルトキハ之ヲ帝國鐵道事務ノ長官又ハ部局長ニ請求スヘシ

帝國鐵道事務ノ長官又ハ部局長前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ他ノ出納官吏ヲ派出シテ直接債主ニ仕拂ヲ爲サシムヘシ

送ヲ命シ又ハ他ノ出納官吏ヲ派出シテ直接債主ニ仕拂ヲ爲サシムヘシ

前各項ノ囘金及其ノ請求ニ關スル手續ハ別ニ之ヲ定ム

第六條　出納官吏ハ毎日資本勘定、收益勘定竝用品資金所屬歲入金、歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂高ヲ精算シ別ニ定ムル所ノ手續ニ依リ之ヲ帝國鐵道事務ノ長官又ハ部局長ニ報告スヘシ

第七條　帝國鐵道事務ノ長官又ハ部局長ハ帝國鐵道官署出納官吏ノ取扱ニ係ル資本勘定、收益勘定竝用品資金所屬歲入金、歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂高ヲ精算シ毎月一囘又ハ數囘各會計毎ニ歲入金及歲出金ノ受拂高ヲ取纏メ其ノ歲入金ノ受入高ニ對シテハ拂込額ヲ定メ歲出金ノ繰替拂高ニ對シテハ仕拂請求書ヲ發シ其ノ集合仕拂請求書ニハ各債主ノ領收證書ヲ添附シ主任出納官吏ヲシテ金庫ニ對シ振替計算ヲ以テ之カ受拂ヲ爲サシムヘシ但シ此ノ場合ニ於テ發スル集合仕拂請求書ニハ各債主ノ金額氏名表ヲ添附スルコトヲ要セス

前項ノ場合ニ於テ要スル歲入金振替拂込書ハ第二號書式ニ依ル

第八條　帝國鐵道ノ資本勘定、收益勘定竝用品資金所屬歲入金、歲出金又ハ歲入歲出外現金ノ受拂ニ關シ特殊ノ事由アルモノニ對シテハ前各條ノ規定ヲ適用セス此ノ場合ニ於テハ總テ一般ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

右規則は翌明治四十年八月に至り左の如く其の一部に改正を加へられたり。

遞信省令第三十二號（明治四十年八月五日）

明治三十九年六月遞信省令第三十三號帝國鐵道官署現金受拂規則中左ノ通改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條中「各債主ノ領收證書」ヲ「當該仕拂命令官ノ仕拂證明書」ニ改ム

明治四十二年三月鐵道特別會計制度の改革に際し、勅令第五十五號を以て從來の帝國鐵道及同用品資金會計規則を廢止して、新に帝國鐵道會計規則を制定するや、同規則第七條に於て繰替拂を許す條項を設け『本會計ニ於ケル各勘定ノ歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ハ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得』と規定したり。而して右規則の制定に伴ひて其の取扱手續に關する規定をも改定するの必要を認め、同年四月大藏省令第十九號を以て新に左の如く帝國鐵道會計現金受拂規則を公布し、從來の帝國鐵道官署現金受拂規則を廢止したり。

帝國鐵道會計現金受拂規則（明治四十二年四月一日大藏省令第十九號）

第一條　帝國鐵道會計ニ於ケル各勘定ノ歳入金、歳出金竝歳入歳出外現金及帝國鐵道會計規則第九條ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲ス場合ニ於テハ本規則ニ依ルヘシ

第二條　仕拂命令官出納官吏ヲシテ繰替拂ヲ爲サシメントスルトキハ繰替拂傳票ヲ以テ之ヲ當該出納官吏ニ命スヘシ

仕拂命令官ハ特ニ所管大臣ノ指定シタル他ノ官吏ヲシテ繰替拂傳票ヲ發セシムルコトヲ得」前項ニ依リ他ノ官吏ヲシテ繰替拂傳票ヲ發セシメントスルトキハ仕拂命令官ハ定額豫算ヲ以テ之ヲ當該官吏ニ命スヘシ

第三條　出納官吏毎日現金ノ受拂上殘金ヲ生シタルトキハ分任出納官吏ハ之ヲ所屬主任出納官吏ニ同納シ主任出納官吏ハ之ヲ金庫ニ預託スヘシ

出納員ノ取扱ニ係ル現金ハ毎日之ヲ所屬出納官吏ニ引繼クヘシ

第四條　出納官吏歳出金ノ繰替拂ヲ爲ス場合ニ於テ官吏遺族扶助法納金收入規則ニ依ル國庫納金又ハ明治三十四年勅令第百三十一號ニ依ル相殺金ノ差引ヲ要スルトキハ同規則又ハ勅令中現金前渡官吏ニ對スル規定ノ手續ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第五條　鐵道院總裁帝國鐵道會計規則第九條ニ依リ出納官吏ニ繰替拂資金ヲ交付セントスルトキハ大藏大臣ヨリ承認ノ通知ヲ受ケタル後第一號樣式ノ繰替拂資金交付請求書ヲ調製シ中央金庫所在地ニ在勤スル出納官吏ヲシテ中央金庫ニ送付セシムヘシ

第六條　鐵道院總裁出納官吏ヲシテ其ノ保管スル現金ヲ他ノ出納官吏ニ回送セシメントスルトキハ別ニ定ムル處ノ規定ニ依リ金庫ニ對シ雜部送金ノ請求ヲ爲サシムヘシ

第七條　出納官吏其ノ在勤廳所在地外ノ債主ニ對シ歳出金ノ繰替拂又ハ歳入歳出外現金ノ拂戻ヲ要スルトキハ別ニ定ムル處ノ規定ニ依リ雜部送金ノ請求ヲ爲スヘシ

第八條　出納官吏ハ每日各勘定ノ歲入金、歲出金竝歲入歲出外現金及繰替拂資金ノ受拂高ヲ精算シ別ニ定ムル處ノ規定ニ依リ之ヲ鐵道院總裁、部長、局長又ハ所長ニ報告スヘシ

第九條　鐵道院總裁、部長、局長又ハ所長ハ出納官吏ノ取扱ニ係ル帝國鐵道會計ニ於ケル各勘定ノ現金受拂高ヲ每月取纏メ其ノ歲入金ノ受入高ニ對シテハ拂込額、繰替拂資金ノ現在高ニ對シテハ戻入額ヲ定メ歲出金ノ繰替拂高ニ對シテハ「振替」ノ押印アル仕拂請求書又ハ集合仕拂請求書ヲ發シ主任出納官吏ヲシテ第二號樣式ノ歲入金振替拂込書若クハ第三號樣式ノ繰替拂資金振替戻入書ヲ調製シ金庫ニ對シ振替計算ヲ以テ之カ受拂ヲ爲サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ發スル集合仕拂請求書ニハ當該仕拂命令官ノ仕拂證明書ヲ添附スヘシ但シ各債主ノ金額氏名表ハ添附スルヲ要セス

第十條　鐵道院總裁出納官吏ヲシテ繰替拂資金ノ戻入ヲ爲サシメタルトキハ直ニ之ヲ大藏大臣ニ通知スヘシ

第十一條　帝國鐵道會計所屬現金ノ出納ニ關シ本規則ニ規定セサルモノハ總テ一般ノ規定ニ依ル

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國鐵道官署現金受拂規則ハ之ヲ廢止ス

（書式省略）

右の規則は同年七月に於て左の如く其の一部に改正を施されしのみにて、引續き大正十一年に至る迄實施せられたり。

大藏省令第四十三號（明治四十二年七月一日）

帝國鐵道會計現金受拂規則中左ノ通改正ス

第三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ必要アル場合ハ總裁豫メ其ノ額ヲ定メ出納官吏ヲシテ保管セシムルコトヲ得

大正十一年一月會計規則の改正に伴ひ、同年三月勅令第三十八號を以て、帝國鐵道會計規則を改正し、其の第八條に於て振替及繰替受拂に關して從前と同樣の規定を設けしが、右の改正に伴ひて繰替拂の手續規程をも改正するの必要生せしを以て、同年四月鐵道省令第一號を以て新に左の如く帝國鐵道會計事務規程を定め、從來の帝國鐵道會計現金受拂規則を廢止したり。

帝國鐵道會計事務規程（大正十一年四月六日鐵道省令第一號）

第一章　歲　入

第一條　歲入ノ徵收ニ關シテハ鐵道大臣ヲ以テ歲入徵收官トス

鐵道局長及鐵道大臣ノ指定スル事務所長ヲ以テ歲入徵收事務分掌官（單ニ徵收事務官ト稱ス）トス

第二條　歲入ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外納人ニ對シ拂込通知書ヲ發シ出納官吏ニ納付セシムヘシ但シ出納官吏ニ納付セシムルヲ不便トスルモノハ日本銀行ニ納付セシムルコトヲ得

第三條　歲入徵收ノ際拂込通知書ノ發行ヲ不便トスルモノハ便宜口頭ヲ以テ之ヲ告知シ出納

官吏ニ對シ徴收傳票ヲ發シ直ニ現金ヲ領收セシムルコトヲ得

第四條　驛、荷客扱所、營業所、旅館、列車、船舶、病院等ニ於テ直ニ收入スルコトヲ要スル歲入金ハ出納官吏又ハ出納員ヲシテ直ニ之ヲ領收セシムヘシ

歲入徴收官ハ前項ノ收入金ニ對シ事後ニ於テ之ヲ調定シ歲入ヲ整理スヘシ

第五條　國庫內移換ノ手續ニ依リ直ニ本會計ノ歲入トナルヘキモノニ付テハ日本銀行ニ於テ之カ移換ノ手續ヲ了シタル日ヲ以テ其ノ受入ヲ爲シタルモノトス

第二章　歲出

第六條　支出官繰替拂ノ手續ニ依ラサル歲出金ノ支出ヲ要スルトキハ成規ニ依リ小切手ヲ振出スヘシ但シ支拂元受金ノ現存セサルトキハ該小切手ヲ主任出納官吏ニ交付スヘシ

第七條　支出官出納官吏ヲシテ繰替拂ヲ爲サシメムトスルトキハ繰替拂傳票ヲ以テ之ヲ當該出納官吏ニ命スヘシ

支出官ハ鐵道大臣ノ指定シタル他ノ官吏(單ニ繰替拂命令官ト稱ス)ヲシテ繰替拂傳票ヲ發セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ他ノ官吏ヲシテ繰替拂傳票ヲ發セシメタルトキハ支出官ハ定額豫算ヲ以テ之ヲ當該官吏ニ命スヘシ

第八條　繰替拂命令官ハ支出官ノ例ニ準シ繰替拂執行ノ責ニ任スヘシ

第九條　支出官繰替拂金額ニ對シ歲出ノ支出ヲ爲サムトスルトキハ「要振替」ノ押印アル小切手ヲ振出シ其ノ裏面ニ支出證明ヲ附シ之ヲ所屬主任出納官吏ニ交付スヘシ

主任出納官吏前項ノ規定ニ依リ小切手ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ト同額ノ歲入金振替拂込書(附屬樣式第一號)ヲ添附シ日本銀行ニ對シ振替計算ヲ以テ之カ受拂ヲ整理スヘシ

第三章　支拂元受金ノ整理

第十條　帝國鐵道會計規則第十條ニ依リ出納官吏ニ繰替拂資金ヲ交付セムトスルトキハ繰替拂資金交付請求書(附屬樣式第二號)ヲ調製シ之ヲ日本銀行ニ交付スルモノトス

第十一條　出納官吏前條ニ依リ繰替拂資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ鐵道大臣ニ報告スヘシ

前項ニ依ル繰替拂資金ハ日本銀行ヨリ預託金受入ノ通知ヲ受ケタルトキヲ以テ其ノ受入ヲ爲シタルモノトス

第十二條　主任出納官吏第六條但書ノ規定ニ依リ小切手ノ交付ヲ受ケタルトキハ出納官吏事務規程第七條ニ依リ自己ヲ受取人トスル小切手及歲入金振替拂込書ヲ添附シ振替拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條　鐵道大臣ハ出納官吏及出納員ノ取扱ニ係ル各勘定ノ現金受拂高ヲ取纏メ歲入金ノ受入高及繰替拂資金ノ戻入高ヲ定メ主任出納官吏ヲシテ繰替拂資金振替戻入書(附屬樣式第三號)ヲ調製シ日本銀行ニ對シ振替計算ヲ以テ之カ受拂ヲ爲サシムヘシ

第四章　預託金

第十四條　出納官吏ニ於テ歲入金、歲出金及歲入歲出外現金ノ受拂上殘金ヲ生シタルトキハ分任出納官吏ハ之ヲ主任出納官吏ニ回納シ主任出納官吏ハ之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ但シ必

要アルトキハ鐵道大臣豫メ其ノ額ヲ定メ之ヲ保管セシムルコトヲ得
出納員ノ取扱ニ係ル現金ハ毎日之ヲ所屬出納官吏ニ引繼クヘシ

第五章　雜　則

第十五條　出納官吏ハ毎日各勘定ノ歳入金、歳出金竝歳入歳出外現金及繰替拂資金ノ受拂高ヲ精算シ之ヲ鐵道大臣ニ報告スヘシ
第十六條　出納官吏事務規程第二十七條ノ規定ハ本會計所屬出納官吏及出納員ニ之ヲ準用ス
第十七條　本令施行ニ關スル手續ハ鐵道大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ適用ス
左ニ揭クル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
帝國鐵道會計現金受拂規則
鐵道院會計事務規程
（附屬樣式省略）

鐵道會計に於ける繰替拂の制度に關しては爾後何等の變更なくして大正末年に及べるものとす。
以上述べたる所は內地の鐵道官署に於ける繰替拂の制度なるが、此の制度は朝鮮に於ける鐵道官署に對しても之を設置するの必要を認め、明治四十四年三月左の如く朝鮮總督府鐵道官署に於ける現金の交互振替及繰替受拂に關する件を公布したり。

勅令第六十一號（明治四十四年三月三十一日）

第一條　朝鮮總督府鐵道官署ノ出納官吏ハ其ノ取扱ニ係ル歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得其ノ取扱ニ關スル規定ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム
第二條　朝鮮總督ハ前條ノ繰替拂ヲ爲サシムル爲必要アルトキハ大藏大臣ノ承認ヲ經朝鮮總督府特別會計ノ仕拂元金ヨリ二十五萬圓ヲ限リ之カ資金ヲ出納官吏ニ交付スヘキ旨金庫ニ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ハ當該年度內ニ之カ戻入ヲ爲スヘシ
第三條　朝鮮總督府鐵道官署ノ出納官吏及出納員ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲毎月現金出納計算書ヲ調製シ朝鮮總督又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ下檢査ヲ執行シ下檢査書ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ送付シ朝鮮總督又ハ委任ヲ受ケタル官吏ニ送付シ朝鮮總督又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ下檢査ヲ執行シ下檢査書ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ但シ出納員ノ出納計算ハ所屬出納官吏ノ出納計算書ニ併算證明スルコトヲ得

附　則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

而して右勅令に基き同年四月大藏省令第十一號を以て、朝鮮總督府鐵道官署現金受拂規則を制定し、略、內地に於けると同樣の取扱手續を定めたり。以上の兩規定は爾後何等の改正を加へらるることなくして引續き施行せられしが、大正六年七月に至り朝鮮に於ける國有鐵道の經營を南滿洲鐵道株式會社に委託することとなりし結果、此の時以後朝鮮鐵道官署の現金出納に關する前揭の諸規定は實際上其の必要を見ざることとなり、尋いで大正十一年一月會計規則を改正し、其の第六十三條に

於て鐵道官署に於ける現金の繰替使用に關する規定を設くるに及びて、前揭勅令は會計規則附則を以て廢止せられたり。然るに大正十四年に至り南滿洲鐵道株式會社との契約を解除し、朝鮮鐵道の經營は再び總督府に於て直接之に當ることとなりしを以て、同年六月朝鮮總督府令第二十三號を以て、更めて朝鮮總督府鐵道官署現金受拂規則を制定し、繰替及振替受拂に關する取扱手續を規定したり。其の全文は煩雜を避けて之を省略す。

第四項　渡切經費

歲出の支出は仕拂金額確定し且仕拂期限到來したる後に非ざれば之を許さざるは會計法上の原則にして、之に對する例外的制度として前金渡又は概算渡等を存すと雖も、此等は何れも後日に至り實際所要の經費を精算の上、不足の場合は追給し、過剩の場合は之を返納せしむるものなり。然るに歲出支出に關する特殊的制度として此の外尙ほ渡切經費なるものあり。渡切經費とは卽ち實費精算の方法に依らずして、事務費の全部又は一部を當該部局長又は主任の官吏に渡切を以て交付し、實際に於て過不足あるも之を追給し又は返納せしむることなきものなり。此の制度は明治二十四年度に於て始めて公使館及領事館の經費の一部に關して實施せられし以來、漸次通信官署及外地に於ける特殊官署の經費等に對しても之を及ぼさるるに至れり。蓋し在外公館等に於ては、煩雜なる會計法上の手續に依りて一々精算證明を爲すこと困難なる經費の種目を存し、或は又規模狹小なる官署に於ては、經費節約の趣旨に從ひ、一定金額を以て其の事務費を打切り支辨せしむるの便宜なる場合を存するを以て、斯くの如き場合には經費渡切の方法に依り經理せしむるは、實際に於て便宜且得策と爲すを以てなり。今此等經費の渡切を許されたる場合に就き、其の沿革の概要を述ぶれば左の如し。

第一　在外公館經費

明治二十四年三月勅令第三十三號を以て公使館領事館經費ハ實費精算ヲ要スルモノト精算ヲ問ハス渡切ルモノトノ二種ニ區分シ其區分ニ屬スル費目ハ外務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ』との規定を設け、始めて在外公館の經於て『公使館領事館經費用條例を公布せしが、其の第三十一條に費に對して渡切の制度を認めたり。而して右條例の制定に伴ひ同年四月外務省令第一號を以て其の細則を設け、同細則中に於て公館經費中精算を要するものと渡切るものとの區分を定めたり。尋いで明治二十六年十月に至り勅令第百七十一號を以て、右公使館領事館費用條例の全文を改正し、其の第二十九條に於て左の如く渡切經費に關する規定を設け、同年十一月十日より之を實施したり。

第二十九條　公使館及領事館經費ハ實費精算ヲ要スルモノト精算ヲ爲サス渡切ルモノトノ二種ニ區分ス其ノ區分ハ外務大臣大藏大臣ト協議シ之ヲ定ム

渡切經費ハ各科目定額ヲ四分シ毎三箇月之ヲ各館長ニ交付ス

渡切經費ハ本邦ヲ發送シタル後館長ノ更迭歸朝等ニ依リ受領者ノ氏名ニ異動アルトキハ現ニ館長若クハ其ノ代理者ノ職ニ在ル者之ヲ受領スヘシ

右渡切經費に關する條項は後明治三十六年三月に至り勅令第五十三號を以て、規定中『館長』の字句を『出納官吏』と改められしのみにて引續き施行せられしが、大正十年四月會計法の改正に當り、同法第二十二條に於て渡切經費に關する基本的規定を設け、尋いで翌十一年一月改正會計規則第六十

一條に於て、經費の渡切を爲すを得べき官署の一として在外各廳を指定するに及び、前揭の規定は其の必要なきに至りしを以て、大正十四年三月勅令第三十號を以て右費用條例の改正を行ふに際し、右條項を削除したり。

尙上述の如く明治二十六年公使館領事館費用條例を改正するや、之に伴ひ同年十一月外務省令第三號を以て之が施行細則を制定し、其の第十三條乃至第十六條に於て、渡切經費の費目竝に其の支給方法等に關して詳細の規定を設けたり。右規定は爾後屢、其の一部に改正を加へられしが（明治二十七年省令第九號・三十年同第一號及第二號・三十二年同第二號・三十四年同第三號・三十八年同第七號・四十三年同第六號・大正二年同第一號・九年同第一號）、大正十四年三月外務省令第三號を以て本細則の全文を改正するに際して、渡切經費に關する條項は總て削除せられたり。右細則の規定竝に其の改正に就ては煩を厭ひて之を省略す。

第二　通信官署經費

明治三十六年三月勅令第四十四號を以て左の如く郵便局經費渡切規則を公布し、特に指定する郵便局の經費の一部に對し渡切の制度を採用したり。

郵便局經費渡切規則（明治三十六年三月二十日勅令第四十四號）

第一條　遞信大臣ハ其ノ特ニ指定シタル郵便局ニ限リ經費ノ一部ヲ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スルコトヲ得其ノ歳出科目ノ區分ハ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二條　渡切經費金ハ年額ヲ十二分シテ毎月之ヲ交付ス但シ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ數月分ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ明治三十六年度分ヨリ之ヲ施行ス

然るに明治三十八年三月に至り勅令第六十二號を以て、更めて左の如く通信官署經費渡切規則を制定し、從來郵便局經費の一部に限りたる渡切支給の制度を擴張して、郵便局・電信局・電話局等を包含する通信官署經費の全部又は一部に適用することとしたり。此の結果從來久しく請負制度の下に經理を行はれ來りし三等郵便局の會計は、玆に渡切經費の制度に依りて經理せらるることとなれり。

通信官署經費渡切規則（明治三十八年三月二十二日勅令第六十二號）

第一條　遞信大臣ハ其ノ特ニ指定シタル通信官署ニ限リ經費ノ全部又ハ一部ヲ渡切ヲ以テ當該局所長ニ交付スルコトヲ得其ノ歳出科目ノ區分ハ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二條　渡切經費ハ年額ニ依リ月割額ヲ定メ毎月之ヲ交付ス但シ特殊ノ事由又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ數月分ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ明治三十八年度ヨリ之ヲ施行ス

右渡切規則は後大正二年六月に至り官制の改正に伴ひ、勅令第二百二十五號を以て『通信官署』なる字句を總て『郵便、電信及電話官署』に改められしのみにて、爾後引續き實施せられしが、大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則を改正し、其の第六十一條に於て經費の渡切を爲すを得べき官署の一として遞信官署を指定するに及びて、渡切規則は其の必要を見ざることとなりしを以て、右會計規則附則を以て廢止せられたり。

上述の如く明治三十八年三月通信官署經費渡切規則を制定するや、之に伴ひ同年四月遞信省令第三十號を以て其の施行細則を定めしが、右細則中に於て渡切經費の種目を定めて(一)器具機械費(二)式紙帳簿雜品費(三)圖書購買費(四)薪炭費(五)點燈費(六)通信運搬費(七)傭人料(八)三等局以下事務費(九)三等局以下集配費(十)三等局以下遞送費(十一)船舶車輛費(十二)賄費(十三)諸雜費としたり。明治四十年四月に至り省令第十四號を以て、右施行細則を廢止すると共に更に同一名稱の規則を設けしが、渡切經費の種目に關しては從前の規定と異る所なかりき。此の施行細則は爾後屢〻其の一部に改正を加へられし上、引續き實施せられて大正末年に至れり（明治四十年省令第二十五號・四十三年同第五十七號・大正二年同第五十七號・五年同第十八號・八年同第六十九號・十一年同第二十九號・十五年同第四十四號）。

第三　海外駐箚財務官費

明治四十三年五月勅令第二百三十六號を公布し、海外に於ける帝國の財務に關する事項を處理せしむる爲め、臨時大藏省に海外駐箚財務官を設置し、英國又は佛國に駐在せしむることと爲せしが、之に伴ひ同月勅令第二百三十八號を以て海外駐箚財務官の經費に關する件を制定し、其の第二條に於て渡切經費に關する規定を設けて『海外駐箚財務官費ハ精算ヲ要スルモノト精算ヲ爲サス渡切ルモノトノ二種ニ分ツ其ノ區分及支給ニ關シテハ大藏大臣之ヲ定ム』と爲し、同年六月一日より之を施行したり。而して右勅令の制定に伴ひ、同年六月大藏省令第二十八號を以て海外駐箚財務官經費支給規程を設けしが、其の第二條に於て財務官經費中渡切支給の費目を定めて(一)交際上に要する諸費(二)公用間席借料(三)經濟事情通信謝金及傭人料と爲し、更に翌四十四年三月に至り之に(四)郵便料を追加したり。海外駐箚財務官の經費に關する前揭勅令竝に省令の中、其の渡切支給に關する規定に就きては、爾後何等の變更なくして引續き施行せらるるものとす。

第四　朝鮮總督府所屬官署の經費

朝鮮に在りては既に其の併合以前に於て、統監府所屬の官署に對して渡切經費の制度を採用することと爲し、先づ明治三十八年十二月勅令第二百八十號を以て、前揭通信官署經費渡切規則を統監府通信官署に準用することと爲せしが、尋いで明治四十年四月左記の如く巡査駐在所費に就ても渡切の制度を設けたり。

勅令第百五十四號（明治四十年四月二十四日）

第一條　統監府經費ノ內巡査駐在所費ハ渡切ヲ以テ駐在警察官ニ交付スルコトヲ得

第二條　前條ノ渡切經費ハ年額ニ依リ月割額ヲ定メ每月之ヲ交付ス但シ特殊ノ事由又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ一時ニ數月分ヲ交付スルコトヲ得

前項渡切費ノ額ハ統監之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令は實施後半年にして同年十月限り廢止せられしが（勅令第三百二號）、尋いで明治四十三年韓國併合行はるるや、同年九月勅令第四百九號を以て、左の如く朝鮮總督の指定する官署の經費渡切に關する件を公布し、從前の通信官署竝に警察官署以外の官署に對しても經費渡切の制度を設けたり。

勅令第四百九號（明治四十三年九月三十日）

第一條　朝鮮總督ハ其ノ特ニ指定シタル通信官署、區裁判所、警察官署、稅關監視署、郡及面ニ限リ

經費ノ一部ヲ渡切ヲ以テ當該吏員ニ交付スルコトヲ得

前項ノ歲出科目ノ區分ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二條　渡切經費ハ年額ニ依リ月割額ヲ定メ毎月之ヲ交付ス但シ特殊ノ事由又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ一時ニ數月分ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令は明治四十五年三月に至り官制の改正に伴ひ、勅令第四十九號を以て其の一部を改正せられ、第一條中の『通信』を『遞信』に、『區裁判所』を『地方法院支廳』に改められしが、同年五月勅令第百五號を以て再び其の一部を改正せられ、第一條中『稅關監視署』の下に『測候所』を追加せられたり。大正三年五月に至り勅令第七十五號を以て更に右勅令に改正を加へ、第一條中『地方法院支廳』を『地方法院支廳、地方法院出張所』に改めたり。然るに大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則を改正するや、其の第六十一條に於て渡切經費を許さるる官署の一として朝鮮に於ける官署を指定せしを以て、前揭四十三年勅令第四百九號は其の必要なきに至り、右會計規則附則を以て廢止せられたり。

上述の如く明治四十三年九月朝鮮に於ける官署の經費渡切に關する勅令を公布するや、之に伴ひ同年十月朝鮮總督府令第二十一號を以て、朝鮮總督府所屬官署經費渡切規則を制定し、以て右勅令の施行に關する手續の詳細を定めたり。本規則は爾後數度の部分的改正を經て大正十一年に至りしが（明治四十五年勅令第八十一號・同年五月同第百十一號・大正元年八月同第七號・三年五月同第五十七號・四年九月同第九十五號・六年十一月同第八十八號）、同年一月會計規則の改正に伴ひ、同年四月府令第六十三號を以て更めて新規則を制定したり。同規則は爾後翌十二年十一月（府令第九十五號）及十四年六月（同第四十二號）の兩度に於て、其の一部を改正せられしのみにて、大正末年に及べるものとす。

第五　臺灣總督府所屬官署の經費

明治四十二年三月左の如く勅令第六十一號を公布し、臺灣總督の指定する通信官署・稅關支署及登記所の經費渡切に關する件を定めたり。

勅令第六十一號（明治四十二年三月三十一日）

第一條　臺灣總督ハ其ノ特ニ指定スル通信官署、稅關支署及登記所ニ限リ經費ノ一部ヲ渡切ヲ以テ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

前項歲出科目ノ區分ハ主管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二條　渡切經費ハ年額ニ依リ月割額ヲ定メ毎月之ヲ交付ス但シ特殊ノ事由又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ一時ニ數月分ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ明治四十二年度ヨリ之ヲ施行ス

右勅令は翌四十三年四月勅令第二百二號を以て其の一部を改正せられ、第一條中『稅關支署』を『測候所、燈臺、稅關監視署』に改めしが、大正十年六月勅令第二百九十八號を以て更に其の一部を改正し、第一條中『通信官署』の下に『警察官署』を追加したり。然るに翌大正十一年一月に至り勅令第一號を以て會計規則を改正し、其の第六十一條に於て渡切經費を許さるる官署の一として臺灣に於ける官署を指定するに及びて、前揭四十二年勅令第六十一號は右會計規則附則を以て廢止せられたり。

尙上述の如く明治四十二年勅令第六十一號を公布せらるるや、右に伴ひ同年四月臺灣總督府令第十八號を以て臺灣總督府經費渡切規則を制定し、以て右勅令の施行に關する詳細の規定を設けしが右規則は爾後屢〻其の一部若くは全部に改正を施されし上、大正末年に至る迄引續き施行せられたり（明治四十三年四月府令第三十四號・四十四年四月同第二十六號・大正二年六月同第五十八號（全部改正）・五年一月同第二號・同年六月同第三十八號・七年七月同第四十一號・十年十月同第百五十九號・同年十二月同第百七十號・十一年五月同第百三十號（全部改正）・十三年六月同第二十九號・十四年十一月同第五十七號）。

第六　樺太廳官署の經費

大正四年五月勅令第八十七號を以て、左の如く樺太廳及其の所屬官署の經費渡切に關する件を公布したり。

勅令第八十七號（大正四年五月二十九日）

第一條　樺太廳及其ノ所屬官署ノ經費ノ一部ハ渡切ヲ以テ之ヲ當該吏員ニ交付スルコトヲ得

前項官署ノ種類及經費ノ種目ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二條　渡切經費ハ年額ニ依リ月割額ヲ定メ毎月之ヲ交付ス但シ特殊ノ事由又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ一時ニ數月分ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則を改正し、其の第六十一條に於て經費の渡切を許さるる官署の一として樺太に於ける官署を指定するに及び、右勅令は不要に歸せしを以て、會計規則附則を以て廢止せられたり。而して之に伴ひ同年十月樺太廳令第七十號を以て樺太廳及所屬官署經費渡切規則を制定し、渡切を以て經費を支給すべき官署を指定して支廳・中學校・高等女學校・警察署・警察分署・特定郵便局・觀測所と爲し、其の他詳細の規定を設けたり。右規則は爾後數次の部分的改正を經て大正末年に及べるものとす（大正十三年十二月廳令第四十二號・十四年六月同第十二號・十五年七月同第十六號）。

第七　關東廳所屬官署の經費

明治四十年七月勅令第二百六十一號を以て、左の如く關東都督府所屬官署の經費渡切に關する件を制定したり。

勅令第二百六十一號（明治四十年七月十日）

第一條　關東都督ハ其ノ特ニ指定シタル通信官署及警察官署ニ限リ經費ノ一部ヲ渡切ヲ以テ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

前項歲出科目ノ區分ハ主管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二條　渡切經費ハ年額ニ依リ月割額ヲ定メ毎月之ヲ交付ス但シ特殊ノ事由又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ一時ニ數月分ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の結果關東都督の指定したる通信官署及警察官署に限り、渡切經費を許さるることとなりしが此の中警察官署に就ては同年八月關東都督府令第四十三號を以て警察官署經費渡切規則を設け、渡切經費の種目竝に交付の手續等の詳細を定め（明治四十二年五月府令第九號及大正四年三月同第十二號を以て

一部改正)、又通信官署に關しては同年九月府令第四十九號を以て、渡切經費の種目、方法及其の整理に關する規定を設けしが、四十三年五月に至り府令第十六號を以て之を廢止して更めて通信官署經費渡切規則を制定したり(大正八年七月關東廳令第三十一號を以て一部改正)。然るに大正十一年一月に至り勅令第一號を以て會計規則を改正し、其の第六十一條に於て渡切經費を許さるべき官署の一として關東州に於ける官署を指定するに及び、關東州通信、警察兩官署の經費渡切に關する前揭明治四十年の勅令は、其の必要なきに至りしを以て、右會計規則附則を以て廢止せられたり。仍て之に伴ひ同年四月關東廳令第二十號を以て新に關東廳特別會計經費渡切規則を制定し、渡切を以て經費を支給すべき官署を指定して遞信官署及警察官署と爲し、其の他渡切經費支給に關する詳細の規定を設け、之と同時に前述の警察官署經費渡切規則及通信官署經費渡切規則を廢止したり。右規則は後大正十四年五月廳令第十九號を以て其の一部を改正せられて、大正末年に及べるものとす。

第五項　委任經理

委任經理とは歲出金を概括的に支出して之を部局長に交付し、當該部局長をして之が經理の任に當らしむる制度なり。蓋し會計法第十五條の規定に依れば、國務大臣が國庫に對して仕拂命令を發するに當りては、直接正當債主に對する辨濟の爲にするを原則とし、特殊の經費に關してのみ間接に之が辨濟を爲さしむる爲め、主任の官吏に現金の前渡を爲すの制度を設くと雖も、要するに此等の場合は何れも國務大臣が每年度に於ける實際の必要に應じて之を支出し、以て直接之が經理に任する點に至りては卽ち同一なり。委任經理は此の點に於て會計制度上の例外を爲すものとす。

委任經理の制度は其の目的とする所に依り大要二種の別あり。一は卽ち經費節約の趣旨を以て一定金額を交付し、其の範圍內に於て經理支辨せしむるものにして、陸軍給與に關するもの之に屬し他は特殊の目的に供する資金を特殊に經理するの趣旨に出づるものにして、大學竝に學校及圖書館兩特別會計に屬する奬學を目的とする寄附金、帝國學士院に於ける學術研究奬勵金、帝國美術院に於ける美術研究奬勵金に關するもの卽ち之なり。今此等の委任經理の制度に就き左に其の沿革を概說すべし。

第一　陸軍給與に關する委任經理

明治二十三年三月法律第二十七號を以て、左の如く陸軍給與に關する委任經理の件を公布したり。

法律第二十七號(明治二十三年三月三十一日)

第一條　陸軍軍隊ノ糧食被服消耗品陣營具及馬匹ニ係ル給與ハ其定額ヲ各隊ニ交付シ隊長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第二條　陸軍諸學校生徒ニ屬スル給與其他軍隊ニ準據スヘキ必要アルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ經理ヲ委任スルコトヲ得

第三條　委任經理ニ係ル給與ノ殘金ハ各、其費目ニ屬スル積立金ト爲シ便宜之ヲ使用スルコトヲ得

第四條　委任經理ニ屬スル廢物賣却代及損壞遺失等ノ補償金ハ各、其經理費ニ充ルコトヲ得

第五條　委任經理ニ係ル會計ノ檢查ハ會計檢查院法第十六條ニ依ル

第六條　此法律ハ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス

即ち右に依れば陸軍軍隊の給與に關しては、糧食・被服・消耗品・陣營具・馬匹の五種の費目に就ては、定額を定めて之を各隊に交付し、其の範圍内に於て適宜經理支辨せしめ、此等の給與の殘金は各、其の費目に屬する積立金として保管し、後日必要に應じて之を使用するを得るものにして、斯くの如く殘金を積立て使用せしむる點に於て、委任經理は渡切經費と全く其の性質を異にせるものとす。

右法律は明治四十一年三月に至り法律第三十九號を以て、其の一部を左の如く改正せられたり。蓋し各隊の委任經理は上述の如く糧食・被服等五種の費目に區分し、各費目毎に定額を支給すると共に、其の殘金も亦之を各費目毎に積立つるものなるが、戰後物價の騰貴に伴ひ、上述の費目中には從來の定額を以て經理を行ふを困難とするものを生ずるに至りしを以て、玆に委任經理の範圍を擴張して、上述の如き各費目毎に積立金を爲すの制度を廢し、給與の殘金は之を共同の資金として彼此融通の便を得せしめ、以て給與の定額の增加に代へんことを圖りしなり。

法律第三十九號（明治四十一年三月三十一日）

明治二十三年法律第二十七號中左ノ通改正ス

第三條　委任經理ニ屬スル給與ノ殘金、廢物賣却代金及補償金ハ之ヲ積立金ト爲シ委任經理ニ係ル費途ニ使用スルコトヲ得

第四條　削除

附　則

本法ハ明治四十一年度ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ積立金ハ之ヲ本法ニ依ル積立金ニ併合ス

陸軍給與に關する委任經理の制度は、爾後何等の改正もなくして引續き行はれ、大正末年に及べるものとす。

第二　大學及學校に於ける奬學を目的とする寄附金の委任經理

明治四十年三月法律第二十三號を以て學校及圖書館特別會計法を制定し、從來各官立學校及圖書館毎に特別會計を立てしを廢して、此等を通じて一の特別會計を設くると共に、之に共通の資金を所有せしむることと爲せしが、奬學を目的として特定の學校に寄附せられし金額は、之を當該學校に交付して學校長に經理を委任するを以て便宜と認め、同法第十一條及第十二條に於て之に關する規定を左の如く設けたり。

第十一條　奬學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ其ノ學校ニ交付シ學校長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十二條　委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ニ依ル

右學校及圖書館特別會計法の制定と同時に法律第十九號を以て帝國大學特別會計法を制定し、各帝國大學は夫々資金を所有し且別個の特別會計を立てしむることと爲せしが、奬學を目的とする寄附金に關しては、前揭官立諸學校と同樣其の經理を帝國大學總長に委任することと爲し、同法中第九條及第十條に於て左の如く規定したり。

第九條　奬學ヲ目的トスル寄附金ハ帝國大學總長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十條　委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ニ依ル

大正十年三月法律第十一號を公布し、帝國大學特別會計法を廢止して新に大學特別會計法を制定

し、各帝國大學は各別に、其の他の官立大學は之を通じて一の特別會計を立てしむることとせしが、獎學を目的とする寄附金に就ては從來の如く委任經理の制度を存することと爲し、同法中第十條及第十一條に於て左の如く之に關する規定を設けたり。

第十條　獎學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交付シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條　委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ノ規定ニ依ル

大學及官立學校に於ける獎學を目的とする寄附金の委任經理に關しては、爾後何等の變更なくして大正末年に及べるものとす。

第三　帝國學士院に於ける學術研究獎勵金の委任經理

明治四十四年三月法律第三十八號を以て帝國學士院學術獎勵金特別會計法を制定し、帝室御下賜金及一般の寄附金等を以て學術獎勵金を設け、其の收支に就て特別の會計を立てしめしが、此の學術獎勵金の經理は之を帝國學士院長に委任することと爲し、右法律中に之に關する規定を左の如く設けたり。

第六條　學術研究獎勵ノ爲ニ支出スル金額ハ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

第七條　委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ノ規定ニ依ル

大正四年に至り特別會計の整理を行はんとするに際し、政府は右の學術獎勵金は特に特別會計を設けて經理するの必要なきものと認めて、右特別會計法を大正四年度限り廢止することと爲せしが此の學術獎勵金を一般の經費と混同せざるが爲には、之が經理を從前通り帝國學士院長に委任するを適當と爲し、大正四年六月左の如く之に關する法律を公布したり。

法律第十三號（大正四年六月二十一日）

帝國學士院ニ於テ學術研究獎勵ノ爲ニ要スル金額ハ之ヲ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ノ規定ニ依ル

附　則

本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國學士院學術獎勵金特別會計法ニ依リ帝國學士院長ニ經理ヲ委任セラレタル金額ノ支出殘額ハ本法ニ依リ經理ヲ委任セラレタルモノト看做ス

帝國學士院に於ける學術研究獎勵金の委任經理に關しては、爾後何等の變更なくして大正末年に至れり。

第四　帝國美術院に於ける美術研究獎勵金の委任經理

帝國美術院に於て美術の獎勵を目的とする寄附金等を受入れしとき、前揭帝國學士院に於ける學術研究獎勵金に倣ひ、直に之が經理を帝國美術院長に委任するを適當と認め、大正十四年四月左の如く之に關する法律を公布したり。

法律第四十號（大正十四年四月一日）

帝國美術院ニ於テ美術研究獎勵ノ爲ニ要スル金額ハ之ヲ帝國美術院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ノ規定ニ依ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六項　豫備金外支出

避くべからざる豫算の不足を補ひ又は豫算外に生じたる必要の費用に充つる爲め、豫備費を設くべきことは帝國憲法の規定する所なるが、政府が此の豫備費を支拂ひ盡したる後に於て、尙豫算超過又は豫算外支出を必要とする場合の處置に關しては、憲法及會計法に何等明文の設けらるる所なし。然れども斯かる場合に於て若し幸にして國庫剩餘金又は豫算外の收入等を存するときは、政府は臨機の處置として此の財源を以て、豫備金以外に豫算超過又は豫算外支出を行ふことあり。之れ卽ち豫備金外支出又は責任支出と稱せらるるものにして、其の事實は帝國議會の開設以來現在に至る迄其の間二三の年度を除くの外毎年度之を存し、多年の慣行に依り拔くべからざる一種の制度を形成するに至れり。然れども此の豫備金外支出のことたる、前述の如く豫備金の支出以外の臨機の處置に過ぎずして、何等之に關する憲法上又は會計法上の規定を存することなきものなるが故に、之が法律上の根據に關しては多年多くの議論を存するのみならず、其の事後承諾案の帝國議會に提出せらるるや、常に必ず多少の紛議を惹起せざるはなく、時としては政治上重要なる問題となりしものなり。今左に其の沿革の概要を說述すべし。

豫備金外支出のことは、既に憲法及會計法に準據せる最初の會計年度たる明治二十四年度に於て行はれたり。卽ち政府は同年度に於て岐阜・愛知地方震災救濟及河川堤防工事費として、二百二十五萬圓を國庫剩餘金中より支出し、而して之が事後承諾案を第二回帝國議會に提出したりしが、政府は議會に對し、右の剩餘金の支出竝に其の事後承諾案の提出は、共に憲法第六十四條第二項に據れるものなることを說明したり。蓋し政府の見解に依れば、憲法第六十四條第二項は廣く豫算超過又は豫算外支出ある場合は後日議會の承諾を求むべきことを規定し、必ずしも豫備金支出の場合のみに限らざるを以て、豫算超過又は豫算外支出の財源が豫備金たると豫備金以外のものなるとは、敢て問ふ所に非ざるの趣旨と解するを得べし。尤も憲法の右條項は、單に豫算超過又は豫算外の支出あるときは之が承諾を求むべきことを規定せるに止まり、其の支出を爲し得べきことを積極的に規定せずと雖も、既に承諾を求むべきことを規定せる以上は、其の支出を爲し得べきことを認め居れるは疑を容るるの餘地なし。之を要するに豫備金のみならず、豫備金以外の財源を以てするも、議會の事後承諾を條件として豫算超過又は豫算外支出を爲し得べきことは、憲法第六十四條第二項の明かに認むる所なりと謂ふに在りたり。然るに議會に於ては之に對し重大なる異論を生じたり。卽ち憲法第六十四條第二項は豫算超過又は豫算外支出の適法なるを認むと雖も、同時に憲法第六十九條は避くべからざる豫算の不足を補ふ爲め、又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべきを規定し、以て豫算超過及豫算外支出の手段方法を定めたり。故に憲法第六十四條第二項の規定と第六十九條の規定とは前後相照應すべきものにして、假令第六十四條第二項に於て豫算超過又は豫算外支出と稱するも、其の第六十九條の豫備費の範圍内に於ける支出たるは、憲法全體の規定を通覽して疑を容れざる所なり。從つて豫算超過又は豫算外の支出は必ず此の豫備費を以て支辨す

べく、豫備費の範圍を超越したる豫備金外の支出は全然憲法違反なりと云ふに在り。斯くして前述の事後承諾案に關する衆議院特別委員會は、審議の結果豫備金外支出を以て憲法違反なりとし、之に承諾を與へざることに決定したり。然るに右委員會の決議が本會議に報告せられざる以前に於て衆議院は解散せられしを以て、事後承諾案は翌第三回議會に於て、同じく明治二十四年度の支出に係る愛知・岐阜等四縣土木費補助豫備金外支出の事後承諾案と共に提出せられたり。而して衆議院委員會に於ては兩案とも憲法違反として承諾を與へざることに決せしも、本會議に於ては討論の末遂に承諾を與ふることに決し、貴族院亦異議なく之を承諾せり。然るに翌第四回帝國議會に於ては同じく明治二十四年度に於ける豫備金外支出に屬する憲兵隊高知派遣費其他の事後承諾案提出せられしが、衆議院は之を以て憲法違反なりとして遂に承諾を與へず。尋いで第六回帝國議會に於ても明治二十六年度豫備金外支出に屬する和歌山外五縣水害土木費の事後承諾案提出せられしも、衆議院は之を憲法違反として再び不承諾に決し、且之に關して政府の責任を問ふべき決議案を可決したり。

以上述べたるが如くにして初期の帝國議會に於ては、豫備金外支出に關する憲法上の根據に就て政府と議會との見解常に一致せず、爲めに其の事後承諾案は屢〻議會の否認する所となりしを以て、第九回帝國議會に至りて政府は遂に其の從來の見解を改め、剩餘金の支出は從來の慣例に依り政府の責任を以て之を支出するものにして、之が事後承諾を求むるは憲法第六十四條第二項に準據するものなりと爲し、更に翌第十回帝國議會に於ても、政府は豫備金外支出に關しては憲法第六十四條第二項に據るの意見を固持するものに非ず、要するに必要避くべからざる費用なるが故に、責任を以て財政上の處分を爲したるものなりと說明したり。爾來豫備金外支出の事實は明治三十四年度を除くの外は毎年度之を存すと雖も、政府は豫備金外支出の問題に就ては憲法上の論議は努めて之を避くるの方針を採り、第二十五及第二十六回の兩議會に於て、豫備金外の支出竝に事後承諾案の提出は共に憲法第六十四條第二項に據るとの說明を與へし例外的事例を除くの外は、常に上述の如き責任支出に依るものとするの解釋を採用したり。而して帝國議會も亦多くの場合之が憲法上の根據に觸るることなく、唯豫備金外支出を爲したる各事項に就き其の當否を調査して、之に承諾を與ふべきや否やを決定するの方針を採り、實際上其の支出に對しへざりし場合二三を存すと雖も、之れ何れも支出の形式を憲法違反と爲せしに因るものに非ずして個々の支出事項に就き其の內容を不當として、之を否認せしものに過ぎざりしなり。斯くの如くにして豫備金外の支出は年々行はれて、事實上全く一の慣例を成すに至り、此の問題に關しては爾後大なる紛議を生ずることなくして、大正三年三月第三十一回帝國議會の時に至れり。

然れども此の間他方に於て一部の衆議院議員は、會計法の一部を改正することに依りて豫備金外の支出を抑止せんことを圖り、之を目的とする法律案を屢〻議會に提出したり。而して豫備金外支出の抑止を目的とする會計法の改正案に就ても、最初は會計法第六條第一項に『但シ豫備費ハ款項ノ外ニ置クヘシ』との但書を追加することに依りて、政府が豫備金外支出に關し憲法第六十四條第二項の規定に準據して議會に承諾を求むるの論據を奪ひ、以て間接に豫備金外支出を禁止せんとするの方法を採用し、第八回及第十回帝國議會に右の法律案を提出せしが、衆議院は假に會計法に右の如き改正を行ふとするも、之に依りて豫備金外支出抑止の目的を達するを得ざるべしと爲して之を否決し

たり。玆に於てか更に會計法第十二條中に『國務大臣ハ憲法第七十條ノ場合ヲ除クノ外豫備費ノ定額以外ニ豫算超過又ハ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得ス』との條項を追加し、以て直接に豫備金外支出を禁止せんとするの案を立て、右の改正を含む會計法律案を第二十二回帝國議會に提出したり。此の案に對し政府は豫備金外支出の事實上已むを得ざる所以を述べて極力反對せしも、衆議院は遂に之を可決したり。然れども貴族院に於ては、豫備金外支出は事實上已むを得ざる場合に限り行はるるものにして、斯かる場合には政府は責任を以て決行し、後日議會の承諾を求むるものなるを以て、若し其の支出が不當ならば議會は政府の責任を問ひ、正當ならば之が事後承諾を與ふるより外に途なかるべしと爲し、從つて會計法中に斯かる條項を設くるの必要は之れ無きものと認め、此の案を否決したり。爾後同一法律案の議會に提出せらるること第二十三・二十四・二十五・二十六回の數次に及びしが、此等の案は第二十六回に於て衆議院委員會の審議未了に終りし外は、何れも衆議院に於て可決せられしも、貴族院に於て常に否決又は審議未了となりて、成立するに至らざりき。

大正三年三月第三十一回帝國議會に至り新に豫備金額の增額竝に補充費途の增加を行はれしが之を機として衆議院議員の一部は、豫備金外支出抑止の目的を以て重ねて會計法中改正法律案を提出し、同法第七條に『豫備金ヲ以テスルノ外豫算ノ不足ヲ補ヒ又ハ豫算外ニ生シタル費用ニ充ツルコトヲ得ス』との一項を追加せんとしたり。右案は衆議院の特別委員會に於て未決の儘葬られて成立するに至らざりしが、他方に於て同議會に提出せられし大正元年度豫備金外支出事後承諾案の審議に際し、豫備金外支出の憲法上の性質に關し衆議院に於て復又紛議を生じたり。玆に於てか政府は此の際豫備金外の支出に關する政府の解釋及將來の方針を確定するの必要を認め、同年三月七日大藏大臣は左の請議を內閣總理大臣に提出し、同月十六日請議の通り閣議の決定を得たり。

『政府が第一豫備金又は第二豫備金を拂切りたる場合に於て、國庫剩餘金等を以て豫算超過又は豫算外支出を爲すの法律上の根據に付ては、多年帝國議會に於て議論の絕えざる所にして、或は之を以て全然憲法違反なりとし、或は之を以て會計法違反なりとするの論なきに非ざるも、政府が後日帝國議會の承諾を求むることを條件として責任を以て豫備金外臨時支出を爲したるは、帝國議會開設以來殆ど每年の例にして、議會も亦二三の例外を除くの外之に對して承諾の意を表したり。從來政府の解釋したる所に依れば、憲法第六十九條の規定に依りて政府は豫算中に豫備金を設け、之を以て豫算超過又は豫算外の支出に充つるも、右の豫備金を拂切りて尙緊急已むを得ざる豫算の不足又は豫算外支出の必要あるときは、政府は其の責任を以て國庫剩餘金等より之を支出し、而して右の支出は憲法第六十四條第二項の規定に依り豫備金支出と共に事後承諾を求むべきものとして、之を帝國議會に提出したり。此の如く剩餘金支出は憲法上何等明文に準據せざるも、憲法中何等禁止の規定なきを以て、政府は之を以て違憲の處置なりと認めず。只憲法第六十四條第二項の規定に依り後日帝國議會の承諾を求むることを要すと解釋したり。政府は將來に於ても右從來の解釋に準據し、必要已むを得ざる場合には豫備金外臨時支出を爲すの方針に依るものと相心得可然哉。』

而も右閣議決定の後大藏大臣は衆議院に於て、豫備金外支出は固より憲法に於て之を許すの明文なけれども、已むを得ざる場合には政府は責任を以て之を支出し、後に至りて其の責任解除の意味を以て議會に承諾を求むるものなりと說明し、事後承諾案提出の理由に多少の變改を加へたり。

然るに翌大正四年五月を以て召集せられたる第三十六回帝國議會に於て、豫備金外支出の問題は其の事後承諾案提出時期の問題と關聯して再び大なる紛議を生ずることとなれり。抑豫備金外支出は豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたるの點に於て、豫備金の支出と何等相異ることなきを以て、政府は帝國議會開設以來常に憲法第六十四條第二項に依り之が事後承諾を議會に求むるものとの解釋を採り、初期に於ける一二の例外を除くの外、會計法規の規定に依る豫備金支出の場合と同じく、當該年度經過の後に其の計算を整理して之を議會に提出し、之が承諾を求むることと爲し、連年引續き實施して之れ亦一の慣例を成すに至れり。然れども斯くの如く豫備金外支出の事後承諾案の提出を豫備金支出の例に倣ふときは、其の提出時期は早くとも豫備金外支出を爲したる年度の翌々年度となり、爲に財政監督上其の時機を失するの虞あるのみならず、豫備金外支出は豫備金支出と異り、何等憲法上に其の根據を有せざるものなるが故に、斯くの如き支出は成る可く速かに議會の承諾を求めざるべからずと爲し、豫備金外支出は之を豫備金支出と區分して、次期の議會に直に其の承諾案を提出すべしと論ずる者少からず。從來衆議院に於ても此の議は屢唱へられ、世上之を唱道するもの亦少からざりき。然るに大正四年第三十六回帝國議會に際し、時の政府は豫備金外支出は已むを得ざるに出でたる變態の支出にして、豫備金の支出に比較すれば頗る重大なる性質を有するものなるが故に、成る可く速に之を議會に提出して其の承諾を求むるを以て、政治上相當なりとの理由に依り、豫備金外支出事後承諾案提出に關する多年の慣例を破り、事後承諾案は年度の經過を俟つことなく、支出決定後最先に開かれたる會期に於て之を議會に提出するの方針を採用したり。斯くて政府は右方針に從ひ第三十六回帝國議會に於て、大正元年度及大正二年度に係る豫備金外支出の事後承諾案と共に、大正三年度及大正四年度即ち大正三年四月一日以降議會開會の直前たる大正四年五月十六日迄に支出せる豫備金外支出に關する事後承諾案を提出したり。

然るに右の如くにして事後承諾を求めたる豫備金外支出は、其の金額が前年來の臨時事件（日獨開戰）の關係上空前の巨額に達せしのみならず、其の內容に於ては臨時事件費の外當時の重要なる政治問題を成せし米價調節費、帝國蠶糸株式會社助成金等を包含し、更に之に加ふるに前述の如く事後承諾案の提出時期に變更を加へし等のことありしを以て、豫備金外支出の問題は忽ち世の視聽を牽き玆に本問題は同議會に於ける重要問題の一として、會期の前後に亙り朝野の間に最も盛に論議せられ、之に伴ひて豫備金外支出の法律上の根據等の問題も再燃するに至れり。而して政府は議會に於ける此の種の質問に對しては終始從來と同樣の見解を持し、卽ち豫備金外支出は已むを得ざる必要に因り全く政府の責任を以て行ふ所にして、其の事後承諾を求むるは憲法第六十四條第二項の規定に據るものなりと說明したり。斯くて此の問題も、其の根本問題に關しては從來の解釋以外に何等加ふる所なくして止み、結局豫備金外支出の事實に對しては兩院共之を承諾することに決したり。尙同議會に於ては右の事後承諾案とは別個に衆議院議員清水市太郎より『(一)責任支出ハ憲法違反ナリ。政府ハ此ノ如キ違憲支出ヲ繰返スノ意旨ナルヤ。(二)責任支出ハ會計法違反ノ支出ナリ。政府ハ此ノ如キ背法ノ支出ヲ繰返スノ意旨ナルヤ。(三)政府ハ違憲背法ノ責任支出ニ依ラズシテ、憲法法律ニ違反セザル適當ノ方法ニ依リ、國務ヲ遂行シ得ル財政處分法ヲ講ズルノ誠意ナキヤ』との責任支出に關する質問提出せられしが、之に對し政府は六月七日『(一)政府ハ豫備金外支出ヲ以テ憲法又ハ會計法違反ナリト認メズ。(二)政府ハ緊急已ムヲ

得ザル場合ニ非ザレバ豫備金外支出ヲ行フコトナシ。(三)政府ハ國務ノ遂行上成ルベク豫備金外支出ヲ爲サザルヲ得ザルニ至リタル場合ニ於テハ、豫備金外支出ニ關スル法律上ノ根本問題ニ就テハ何等ノ解決ヲ見ルコトナクシテ終リシト雖モ、其ノ事後承諾案提出ノ時期ニ關シテ、從來ノ例ヲ破リテ新例ヲ開キシコトハ、豫備金外支出ノ沿革上顯著ナル事實ト云フベシ。

尋イデ同年十二月召集セラレタル第三十七回帝國議會ニ於テハ、豫備金外支出ニ關スル事後承諾案ハ提出セラルルコトナカリシモ、政府ハ次期提出ノ機會ニ於テ再ビ之ニ關スル紛議ヲ生スルコトアルベキヲ豫想セシノミナラズ、政府ハ次期議會ニ於テ豫備金增額案ヲ提出スルノ計畫ヲ有セシヲ以テ、之ニ關聯シテ必ズ豫備金外支出問題ニ關スル政府ノ見解ヲ表明スベキ機會ニ接スベキヲ察シ之ニ關スル政府ノ見解ヲ豫メ決定シ置クノ必要アリト認メ、太正五年十二月四日法制局長官ノ內閣總理大臣ニ提出シタル稟申ニ基キ、同六年一月十六日之ニ關シテ左ノ如ク閣議ヲ決定シタリ。

『豫備金ヲ拂切リタル後ニ於テ緊急不得已ノ必要アルニ際シ、國務ノ遂行ヲ圓滑ナラシムルガ爲メ、國庫剩餘金ヲ支出スルハ憲法ノ認ムル所ニシテ、政府ノ當ニ爲スベキ措置ナリトス。蓋シ憲法第六十四條第二項ニハ單ニ豫算超過又ハ豫算外ノ支出アルトキハトアリテ、其ノ財源ノ豫備金タルト將タ國庫剩餘金其ノ他ノモノナルトハ敢テ問フ所ニ非ス。固ヨリ同條ハ直接ニ其ノ支出ヲ爲シ得ベキコトヲ規定スルニ非ストハ雖モ、既ニ其ノ支出アルトキハ之ガ承諾ヲ求ムベキコトヲ規定セルヲ以テ見レバ、之ガ支出ヲ爲シ得ベキコトヲ認メタルコト疑ヲ容レザルノ餘地ナシ。卽チ同條ニハ國庫剩餘金支出ノ場合ヲモ包含スルモノト解スベク、更ニ換言スレバ國庫剩餘金ノ支出ハ憲法第六十四條第二項ノ認ムル所ナリト云フベシ。但シ其ノ支出ノ苟クモ濫ニ流ルルガ如キコトナカラシムルハ勿論ナリトス。而シテ豫備金ハ先ズ豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニ充テラルベキモノナルニ、國費ノ膨脹ニ鑑みルモ將タ既往ノ實績ニ徵スルモ現在ノ豫算額ハ寡少ニ失スルヲ以テ、財政ノ許ス限度ニ於テ相當ノ增額ヲ爲スハ機宜ヲ得タルモノナリト認ム。追テ國庫剩餘金支出ノ承諾案ハ豫備金支出ノ承諾案ト同樣、年度經過後ノ議會ニ提出スベキコト勿論ナリトス。』

卽チ之ニ依レバ政府ハ豫備金外支出ニ關スル從來ノ解釋ヲ覆シテ、豫備金外支出ヲ以テ憲法第六十四條第二項ニ準據シテ行フモノト爲シ、更ニ又此ノ解釋ニ基ク當然ノ結果トシテ、其ノ事後承諾案提出ノ時期ニ關シテモ、前議會ニ於テ開キシ新例ヲ再ビ覆シテ、豫備金支出ノ承諾案ト共ニ之ヲ年度經過後ノ議會ニ提出スルノ舊慣ニ復セシモノナリ。斯クテ政府ハ大正六年十二月召集ノ第四十回帝國議會ニ於テ、大正五年度ノ豫備金外支出ニ關スル事後承諾案ヲ提出シ、而シテ其ノ支出ノ根據ニ關シテモ右ノ決議ニ基キテ政府ノ見解ヲ說明シタリ。玆ニ於テカ復又豫備金外支出ノ憲法上ノ解釋ニ就キ、政府ト議會トハ其ノ意見ヲ異ニスルニ至リシガ、衆議院ハ其ノ見解ノ相違ハ暫ク之ヲ別トシ、從來ノ慣例ヲ踏襲シテ其ノ內容ニ就テ審査ヲ行ヒシ後、遂ニ之ヲ承諾スベキモノト決シ、貴族院亦異議ナク之ヲ承諾シタリ。

然ルニ翌第四十一回帝國議會ニ於テ、大正六年度豫備金外支出ノ事後承諾案ヲ提出スルニ當リ、政府ハ再ビ前回ノ解釋ヲ變更シ、政府ハ其ノ責任ヲ以テ之ヲ支出シ、憲法第六十四條第二項ニ依リ豫備金支出ト共ニ事後承諾ヲ求ムルモノナリト說明シ、爾後毎期ノ議會ニ於テモ之ト同樣ノ趣旨ヲ以テ

說明したり。政府の右の見解は從來議會の主張せる所と略ゝ一致せるものなるを以て、議會は之に關し特別の討議を行はずして之を承認したり。

大正十年四月に至り會計法の改正あり、會計制度の各方面に亙りて重要なる改革行はれ、翌十一年四月一日より實施せられたり。而して豫備金外の支出に關しては上述の如く議會開設の當初より種々の議論ありて、當時に至るも尙根本的なる解決を見ざるものなるが故に、此の會計法改正の機會に於て當然何等か法律上の解釋を決定すべきものなりしと雖も、種々の事情の爲め遂に實現せらるるに至らず、改正會計法に於ても之に關して何等の規定をも設くることなくして已みたり。但し右會計法改正の結果、後述の如く第二豫備金支出の事後承諾案の提出期繰上げられ、右承諾案は次の常會に於て帝國議會に提出すべきものと定められしが、豫備金外支出は從來各種の手續に於て第二豫備金支出の例に準じて取扱はれ來りしを以て、政府は右會計法の改正に伴ひ豫備金外支出の事後承諾案も亦將來第二豫備金支出の例に準じて取扱ふことと決定し、卽ち此の方針に從ひて大正十一年度に係る豫備金外支出の事後承諾案は、之を大正十一年十二月に召集せられたる第四十六回帝國議會に提出したり。爾後豫備金外支出の事後承諾案提出の時期に就ては、年々右の方針を遵守して以て現在に至れり。今明治二十四年度以降豫備金外支出の事實及金額竝に議會の諾否等に關する沿革を表示すれば左の如し。

議會開會年月	議會回數	會計年度	豫備金外支出事項	同支出金額	議會の諾否	備考
明治二四、一一	二	明治二四	岐阜愛知震災救濟及河川堤防工事費	二、二五〇、〇〇〇・〇〇〇圓	未承諾	
二五、五	三	二四	同上（再提出）	（二、二五〇、〇〇〇・〇〇〇）	兩院承諾	解散
二五、一一	四	二四	岐阜愛知震災富山福岡水害土木費補助	四、二七六、一二〇・七四〇	衆議院不承諾	
二七、五	六	二四	憲兵隊高知縣派遣費其他	一九七、七八六・七二八	同上	解散
二八、一二	九	二六	和歌山外五縣水害土木費補助其他	六、〇〇一、六八六・七九六	同上	
二九、一二	一〇	二七	朝鮮事件費其他	二、二五二、三九九・九六二	兩院承諾	
三一、五	一二	二八	富山縣水害土木費補助其他	七一八、二一七・二四七	同上	
三一、一二	一三	二九	同上（再提出）	一、二二二、八〇〇・五一二（一、二二二、八〇〇・五一二）	衆議院承諾（貴族院未承諾）	解散
三二、一二	一四	三〇	富山縣水害土木費補助其他	五、二五二、六四五・六四九	兩院承諾	
三三、一二	一五	三一	北海道災害費其他	一、七二三、四一八・六四八	同上	
三四、一二	一六	三二	四分利公債證書製造發行費	六五八、〇〇〇・〇〇〇	同上	
三七、一一	二一	三三	外務省電信料其他	七四八、一六五・六九三	同上	
		三五	埼玉栃木兩縣水害土木費其他	三、四六五、九〇八・七二七	同上	
		三六	臨時事件費其他	五、八六八、九四九・一一八		
三八、一二	二二	三七	第百三十銀行貸付金其他	一一、二五一、七二〇・五一九	同上	
三九、一二	二三	三八	勳章年金、臨時軍事費其他	三六、二五四、九三一・七四四	同上	
四〇、一二	二四	三九	韓國鐵道水害復舊費其他	九、四七四、九二〇・九二九	同上	
四一、一二	二五	四〇	韓國事件費其他	六、九七六、〇五六・六〇一	同上	
四二、一二	二六	四一	韓國派遣部隊費其他	五、三六六、七八九・五七〇	同上	
四三、一二	二七	四二	北海道外四縣災害土木費補助其他	一、九九三、五七六・三九〇	同上	
四四、一二	二八	四三	東京府外九縣災害土木費補助其他	一〇、三六三、一八六・一四〇	同上	
大正元、一二	三〇	四四	長野縣災害土木費補助其他	二、八八九、二六六・一七〇		
二、一二	三一	大正元	陸軍糧米馬糧費其他	六、二二二、二四九・〇〇〇	衆議院承諾（貴族院未承諾）	會期の終まで停會に付貴族院の議に上らず閉會となる
		同上（再提出）		（六、二二二、二四九・〇〇〇）		

年月					
大正四、五	三六八	大正二	三	諸拂戻金其他臨時軍事費特別會計繰入補足其他	六、七三〇、五二二・五七〇 円
			四	大正三年臨時事件費其他臨時軍事費特別會計繰入補足其他	五三、四四五、八四〇・八七〇
六、一二	四〇		五		一二、五三一、七六八・〇〇〇
七、一二	四一		六	陸軍精米精麥及馬糧費其他臨時軍事費特別會計繰入補足其他	一六、五四二、九八八・六二〇
八、一二	四二		七		七、〇四一、〇四三・二四〇
九、七	四三	同　上（再提出）			一五三、四六二、二〇五・四六〇
九、一二	四四		八	大正三年臨時事件費其他染料及火薬爆薬原料製造奨勵金其他	（一五三、四六二、二〇五・四六〇）
一〇、一二	四五		九		一七四、三九七、五九八・三一〇
一一、一二	四六		一一	諸拂戻及補塡金其他	一〇、五一九、一三五・三一〇
一三、六	四九		一二	震災應急費其他	六、七四三、六四六・〇〇〇
一三、一二	五〇		一二	警察費連帶支辨金其他	一三四、五九一、六三一・〇〇〇
			一三	保險會社出捐助成金其他	三一、六〇四、八二二・〇〇〇
一四、一二	五一		一四	災害復舊費其他	九一、四七四、八〇二・〇〇〇
一五、一二	五二	同　上（再提出）			（五、四三八、一七三・〇〇〇）

（備考）一、括弧中の數字は再提出に係る分を示す。
二、明治二十五・三十四・大正十・十五年度に於ては豫備金外支出の事實なし。

第六款　契約

政府が私人に對して結ぶ私法上の契約に關し、會計法規上特に規定を設けたるものは、政府の施行する工事の請負又は政府の執行する物件の賣買貸借に就てなり。之に關しては會計法第二十四條

に於て其の基本的規定を設け、法律勅令を以て定めたる場合の外、政府の工事又は物件の賣買貸借は總て公告して競爭に付すべきものと定めしが、之に應じて會計規則は其の第七章（自第六十七條至第八十三條）に於て、契約當事者の資格・保證金・競爭契約の方法竝に手續・契約書の作成等に關し詳細の規定を設けたり。卽ち右規則は先づ契約當事者の資格を限定して、工事又は物品供給の競爭に加入し若くは其の契約を締結せんとする者は、其の工事又は物品の供給に二年以來從事することを證明すべきものとし、尙工事又は物品の性質に依り必要あるときは、右の外特に省令を以て其の競爭者の資格を定むることを得るものとしたり。而して此の規定に基き各省に於て其の所管の工事又は物品の供給に關し、個々の場合に於ける競爭者の資格を定めし場合甚だ多し（內務省は明治三十年省令第六號等、大藏省は明治三十年省令第十四號等、陸軍省は明治二十七年省令第五號等、海軍省は明治二十七年省令第二號等、文部省は明治三十年省令第二十五號等、遞信省は明治三十一年省令第十四號等）。

次に會計規則は保證金の納付に關する規定を設けて、工事又は物品賣買（明治二十六年『供給』を『賣買』に改む）の競爭に加入し若くは其の契約を締結せんとする者は、現金又は公債證書を以て保證金を納むべく、其の額は競爭加入者に在りては見積代金の百分の五以上、契約締結者に在りては代金の百分の十以上を以て、各省大臣之を定むるものとせり。斯くの如く會計規則は保證金の種類を現金又は公債證書に限定せりと雖も、此の外特に勅令を以て右の保證金に使用するを許せしものあり。卽ち明治三十二年十一月勅令第四百三十三號を以て、日本勸業債券を右保證金に使用することを得ることと定めしが、明治三十六年十二月勅令第二百八十三號を以て之を廢止すると共に、新に右保證金に使用することを得る證券の種類を定めて、勸業債券及興業債券の兩種と爲し、尋いで同三十八年一月勅令第

二十一號を以て之に貯蓄債券を追加し、大正四年三月勅令第二十八號を以て更に北海道拓殖銀行債券を追加したり。然るに大正九年十一月に至り政府は國債市價の維持を圖るの目的を以て、政府に對して提供せしむる各種保證金等を國債に限定せんとするの政策を採用したる結果、同年十二月勅令第五百八十號を以て會計規則に改正を加へ、從來工事又は物品の賣買に關する保證金竝に出納官吏の身元保證金として納付せしめし公債證書を國債に限定すると共に、前記明治三十六年勅令第二百八十三號を廢止することと爲し、大正十年四月一日より之を施行したり。尙會計規則は上述の如く入札又は契約の保證金に關しては、之が納付を命ずる場合を工事又は物品賣買のみに限定せるも此以外の場合に於ても特に保證金を納付せしむるの必要ある場合存すべきを以て、明治四十三年九月に至り勅令第三百四十號を以て左の如き規定を設けたり。

勅令第三百四十號（明治四十三年九月七日）

入札又ハ契約ニ關シ保證金ヲ徵スヘキ規定ナキ場合ニ於テモ當該官吏特ニ其ノ必要アリト認メタルトキハ現金又ハ有價證券ヲ以テ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得

保證金トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類ハ所管大臣之ヲ定ム

落札者契約ヲ結ハサルトキハ其ノ保證金ハ政府ノ所得トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の規定に基き夫々各省令を以て保證金として納付せしむべき有價證券の種類を定むる所ありしが、大正九年に至り前述の如く政府に納付せしむる保證金等を國債に限定するの政策を採用せし結果、同年十二月右規定を左の如く改正し、爾後引續き施行せられて大正末年に至れり。

勅令第五百八十一號（大正九年十二月二十八日）

明治四十三年勅令第三百四十號中左ノ通改正ス

第一項中「有價證券」ヲ「國債」ニ改メ第二項ヲ削ル

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前納付シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

次に會計法は前述の如く政府の工事又は物件の賣買貸借は、總て公告して競爭に付すべきことを規定せるも、其の競爭の方法を限定することなかりしが、會計規則は卽ち此の方法を定めて、競爭は總て入札の方法を以て之を行ふべきものと爲し、且入札及開札の方法竝に手續等に關し詳細なる規定を設けたり。而して此の競爭入札は成る可く廣く公告して能ふ限り多數の競爭入札者を募り、以て契約の公正を期すると共に、政府財政上の利益を保護せんとするものなるが、工事又は物件の種額に依り、時として斯かる無制限の競爭に付するを却て不利と爲すことあり。斯くの如き場合に在りては豫め競爭加入者を指定制限し、此の制限せられたる範圍內に於て競爭入札を行はしむるの方法に依ることと爲し、明治三十三年六月勅令第二百八十號を以て、左の如く指名競爭に關する規定を設けたり。

勅令第二百八十號（明治三十三年六月二十九日）

政府ノ工事又ハ物件ノ購入ニシテ無制限ノ競爭ニ付スルヲ不利トスルトキハ指名競爭ニ付スルコトヲ得

前項ニ依リ契約ヲ爲シタルトキハ事由ヲ詳具シ直ニ各省大臣ヨリ會計檢査院ニ通知スヘシ

大正五年五月ニ至リ勅令第百二十二號ヲ以テ右勅令ノ一部ヲ改正シテ『物件ノ購入』ヲ『物件ノ購入若ハ賣拂』ト爲シ、以テ指名競爭ニ付スルヲ得ル場合ヲ擴張セシカ、大正十年會計法改正ノ結果新ニ會計法中ニ指名競爭ニ關スル規定ヲ設クルニ及ヒ、同十一年一月勅令第一號會計規則附則ヲ以テ右勅令ヲ廢止シタリ。

既述ノ如ク會計法第二十四條ハ、法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外、政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ハ總テ公告シテ競爭ニ付スヘキコトヲ爲セシカ、之ト同時ニ又特別ノ場合ニ限リ右ノ原則ニ依ラスシテ隨意ノ契約ニ依ルヲ得ルコトヲ認メ、其ノ場合ヲ列擧シテ左ノ如ク定メタリ。

第一　一人又ハ一會社ニテ專有スル物品ヲ買入又ハ借入ルトキ

第二　政府ノ所爲ヲ祕密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

第三　非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ爲スニ競爭ニ付スルニ暇ナキトキ

第四　特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生產製造ノ場所又ハ生產者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

第五　特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ製造シ得ヘカラサル製造品及機械ヲ買入ルトキ

第六　土地家屋ノ買入又ハ借入ヲ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ限アル場合

第七　千圓ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ爲ストキ

第八　見積價格四百圓ヲ超エサル動產ヲ賣拂フトキ

第九　軍艦ヲ買入ルトキ

第十　軍馬ヲ買入ルトキ

第十一　試驗ノ爲ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ルトキ

第十二　慈惠ノ爲ニ設立セル救育所ノ貧民ヲ傭役シ及其ノ生產又ハ製造物品ヲ直接ニ買入ルトキ

第十三　囚徒ヲ傭役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ルトキ及政府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ直接ニ其ノ生產又ハ製造物品ヲ買入ルトキ

第十四　政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈惠敎育ニ係ル各所ノ生產製造物品及囚徒ノ製造物品ヲ賣拂フトキ

今上揭會計法自身の認めたる隨意契約の場合を觀るに、或は競爭契約の絕對的に不可能なる場合あり、然らざるも甚しく之を困難とする場合あり、或は政府自身の爲に競爭契約を不利とする場合あり、或は公益上之を不得策とする場合あり、或は又事の輕微なるが爲に全然其の必要を認めざる場合等區々同一ならざるも、要するに競爭契約に適せず、若くは隨意契約に依るも支障なき場合は、隨意契約を認むるの趣旨なりと云ふべし。然るに會計法制定の後に於て、各種の必要に應じ勅令を以て隨意契約を許せしもの頗る多く、其の數年々增加して大正十年會計法改正當時に至りては百を超ゆるの狀況にして、實際上會計法の規定は殆ど例外に屬し、却て隨意契約に依るを原則とするが如き觀を呈するに至れり。茲に於て大正十年會計法の改正に當り後述の如く同法第三十一條に於て、政府に

於て締結する契約は勅令を以て定めたる場合の外は總て競爭に付すべく、國務大臣競爭契約を不利と認めたる場合には、指名競爭に付し又は隨意契約に依ることを得るものと定め、此の規定に基き翌大正十一年公布の改正會計規則第百十四條に於て、隨意契約に依ることを得べき場合を列擧し、同時に其の附則に於て隨意契約に關する從來の勅令の大部分を廢止したり。明治二十二年會計法の制定以後大正十年の改正に至る間に於て公布せられたる此等多數の勅令は其の種類極めて多く、或は各箇の契約の內容に基きて隨意契約を許したるものあり、或は外國又は外地に於ける特殊の地方的事情に從ひて之を認めたるものあり、或は又鐵道事業に伴ふ契約の如き、其の目的の如何に依りて概括的に之を許したるものありと雖も、要するに隨意契約に依るに非ざれば目的を遂ぐること能はざるか、又は之に依るを有利なりとするか、又は少くとも之を以て毫も害なしと認めたる場合に限られたり。今此等諸勅令に依り規定せられたる隨意契約の事項及其の制定廢止等を一括表揭すれば左の如し。

契約事項	根據法令	廢止法令	備考
官有森林原野及其產物の貸渡又は賣却（但し特定の場合に限る）	明治三、年月、勅令六九號	明治三、年月、勅令三六三號	改正（明治三年勅令八二號）
中央備荒儲蓄金特別會計に於て米穀を購入する際臨時急施を要するとき	同　三、五、勅令七七		
貨幣鑄造に要する地金銀の買入	同　三、六、勅令一〇四	大正二、一、勅令一	改正（同　三年勅令九九號）
陸軍乘馬飼養條例に定むる乘馬本分の將校へ官馬を拂下るとき	同　三、七、勅令一二八	同　二、一、勅令一	
官有地の貸渡又は賣渡（但し特定の場合に限る）	同　三、七、勅令一三五	同　二、一、勅令一五	改正（同　三九年勅令三三號）

鐵道作業局に於て鐵道事業に要する車輛器具機械其他鐵道用品を官廳若くは私設鐵道會社より買入借入し又は之に賣渡貸渡すとき	同　三、二、勅令二七七	同　二、一、勅令一	全部改正（同　三年勅令一七四號）
海軍艦船用石炭を外國軍艦の請に依り讓渡すとき	同　三、二、勅令二九五	同　二、一、勅令一	
外國公使館敷地として官有地を貸渡すとき	同　三、七、勅令七五	同　二、一、勅令一	
北海道廳に於て殖產奬勵に要する種畜を貸渡すとき	同　三、七、勅令一六三	同　二、一、勅令一	
中央備荒儲蓄金を以て購入したる公債證書の賣却（但し臨時急施を要するときに限る）	同　四、二、勅令二三		
明治二十六年シカゴ府に開設するコロンブス世界博覽會に關する物件の賣買貸借及工事の請負	同　三五、二、勅令一二		
府縣稅若くは市町村稅又は水利組合費を以て施行すべき工事に關聯する政府工事にして其分割施行を爲すを不利とする工事の請負	同　二六、五、勅令五一	同　二、一、勅令一	
官有の建物及其の附屬物を公用に供する爲め府縣郡市町村及公共組合に賣渡し又は貸渡すとき	同　二六、一二、勅令三八	同　二、一、勅令一	
在外各廳に於ける工事又は物件の賣買貸借	同　七、四、勅令四〇	同　二、一、勅令一	
軍事上緊急の必要に依り購入したる政府の物件の貸付又は賣渡	同　七、六、勅令七六	同　二、一、勅令一	
札幌農學校の資金に屬する北海道の土地の貸付（但し特定の場合に限る）	同　八、七、勅令一〇四	同　二、一、勅令一	改正（大正二年勅令一號同　七年勅令七號）
北海道鐵道部に於て鐵道事業に要する車輛器具機械其他鐵道用品を官廳若くは私設鐵道會社より買入借入又は之に賣渡貸渡すとき	同　二九、五、勅令一八八		改正（明治三年勅令三〇五號）
遞信省に於て直接に從事する鐵道工事に要する職工人夫雇傭の請負	同　二九、五、勅令二〇八	明治三四、三、勅令八	
農商務省に於て馬匹改良に要する馬匹の購入及貸渡	同　二九、五、勅令二三四		
官設鐵道及私設鐵道の連絡營業の爲め必要ある場合に於て官設鐵道に屬する土地家屋を私設鐵道會社に賣渡又は貸渡すとき	同　二九、六、勅令二四〇	大正二、一、勅令一	

臨時廣島軍用水道敷設部に於て水道工事に要するセメントの購入	明治二九、六、勅令二六〇號	同	同	明治三〇年度及同三一年度に限る
明治三十三年巴里に於て開設の萬國博覽會に關する物件の賣買貸借及工事の請負	同 二九、七、勅令二六六	同	同	
工事に要する機械器具鐵軌車輛船舶建物及其の附屬物其の他材料素品を府縣郡市町村及公共組合より買上げ借入れ又は之に賣渡し貸渡すとき	同 二九、七、勅令二六八	大正二、一、勅令一	同	
臺灣總督府に於ける千五百圓を超えざる工事又は物件の買入借入	同 二九、九、勅令三一〇	明治三四、五、勅令一二〇	同	
臺灣官有森林原野及其產物の貸渡又は賣渡（但し特定の場合に限る）	同 二九、九、勅令三一一	現行	同	改正（明治三二年勅令二九一號、同三六年勅令一七號、同四三年勅令四三七號、大正二年勅令九六號、同四年勅令八三號）
陸軍兵營及葉煙草取扱所の建築材料を御料局より買受くるとき	同 二九、一〇、勅令三一七	明治三八、九、勅令二〇二	同	
遞信省に於て鐵道電信電話事業に要する材料を御料局より買受くるとき	同 二九、一〇、勅令三五四	同 三八、九、勅令二〇二	同	
東京及大阪痘苗製造所に於て痘苗製造に要する犢牛を購入するとき	同 二九、一二、勅令三七三	大正二、一、勅令一	同	
製鐵所に於て製鐵事業設備完了に至る迄に必要とする器具機械其他物件を外國に於て購入するとき又は內國に於て製鐵原料を購入するとき	同 二九、一二、勅令三七八		同	
工事の爲め買收又は收用したる土地を該土地に工事を施行するに至るまで舊所有者に貸付するとき	同 三〇、二、勅令一五	同 二、一、勅令一	同	
公益事業の工事に要する北海道森林の主副產物を賣渡すとき又は北海道廳に於て直接に從事する各種工事の材料を御料局より買受くるとき	同 三〇、二、勅令二一	同 二、一、勅令一	同	
貨幣整理資金特別會計に於て一圓銀貨幣及流通不便貨幣を地金として賣却するとき	同 三〇、三、法一七	同 四、六、法令八	同	
北海道廳に於ける鐵道築港其他土木工事に要するセメントの買入	同 三〇、七、勅令二二九		同	

遞信省に於て直接に從事する航路標識工事に要する職工人夫雇傭の請負	同 三〇、一二、勅令四六〇	明治三四、三、勅令八	同	
北海道廳に於て殖民地として選定したる區域內に於ける道路橋梁排水工事を區域內移住民二十人以上の共同請負に付するとき	同 三一、三、勅令三七	大正二、一、勅令一	同	
北海道に於ける陸軍管理の工事にして運輸交通不便の地に建設するものの請負	同 三一、三、勅令三八	同 二、一、勅令一	同	
帝國大學資金竝に學校及圖書館資金所屬森林原野の貸渡及其の產物の賣却	同 三一、五、勅令九二	同 二、一、勅令一	改正（明治四〇年勅令二五六號、大正八年勅令三八〇號）	
臺灣總督府に於て施行する工事の請負	同 三一、六、勅令一二九	明治三四、五、勅令一二〇	改正（明治三一年勅令一九八號）	
製鐵所創立費支辨に屬する用地地先浚渫及荷揚場設置工事にして若松港工事に關聯する工事の請負	同 三二、二、勅令二五	大正二、一、勅令一		
國有林野の賣拂貸付又は使用（但し特定の場合に限る）	同 三二、三、法律八五	現行		
陸軍用地に產する薪炭材下草秣小柴を從來の慣行に依り地元人民に賣渡すとき	同 三二、五、勅令二〇六	大正二、一、勅令一		
政府に於て輸出の爲葉煙草を買入るるとき	同 三二、六、勅令二二一	明治三七、四、勅令一二六		
海軍炭礦採掘の請負及採掘より生ずる粗惡炭竝に粉炭の拂下	同 三二、六、勅令二二九	大正二、一、勅令一		
臺灣總督府に於て施行する鐵道敷設燈臺建築及築港其他直營の事業に要する物件の賣買貸借及勞力供給の請負	同 三二、六、勅令三〇三	同 二、一、勅令一	改正（明治三六年勅令一一三號）	
臺灣總督府に於て鐵道事業に要する鐵道用品を官廳若は私設鐵道會社より買入借入又は之に賣渡貸渡すとき	同 三二、七、勅令三二三	明治四四、三、勅令六二	改正（明治四三年勅令四一〇號、同四四年勅令五號）	
國有林野產物の賣拂（但し特定の場合に限る）	同 三二、八、勅令三六三	大正二、一、勅令一	改正（明治三七年勅令一八號、同四一年勅令二五六號、大正五年勅令一八九號、同七年勅令二七七號、同九年勅令三八一號）	
政府に於て直接に從事する官設鐵道工事一部の請負	同 三二、八、勅令三七五	同 二、一、勅令一		
政府に於て施行する造林及伐木事業に要する人夫雇傭竝種苗供給の請負	同 三二、一〇、勅令四一三	同 二、一、勅令一		

遺失物法第十三條第二項に依り國庫に歸屬したる埋藏物を官內省に讓渡すとき	明治三一、一〇、勅令 四二四號	大正二一、一、勅令 一號		
政府に於て施行する海水に觸接する工事及水道工事に要するセメントの購入	同 三二、一二、勅令 四三七	同 二一、一、勅令 一		
製鐵所の鑛山採掘及骸炭製造の請負竝に採掘より生ずる不用生產物の拂下	同 三三、二、勅令 三九	同 二一、一、勅令 一	改正（明治三六年 勅令 三號）	
大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館資金所屬の不動產にして一時使用せざるものの貸渡	同 三三、八、勅令 三四三	同 二一、一、勅令 一	改正（大正一〇年 勅令 八三號）	
製鐵所に於て爐の築造機械の据付に要する職工人夫雇傭の請負	同 三三、一二、勅令 四〇〇	明治三四、三、勅令 八		
政府に於て直接に從事する事業に要する職工人夫雇傭の請負	同 三四、三、勅令 八	大正二一、一、勅令 一		
臺灣に於ける政府の工事及千五百圓を超えざる物件の買入借入	同 三四、五、勅令 一三〇	同 二一、一、勅令 一	改正（明治四三年 勅令四二號）	
臺灣官有財產の賣拂又は貸付（但し特定の場合に限る）	同 三五、二、勅令 三九	現　行	改正（明治四五年 勅令 七號）	
北海道に於て製絲業、燐寸軸木製造業又はタンニン製造業を營む者に國有森林を貸渡し又は國有森林原野の主副產物を賣渡すとき	同 三五、八、勅令 二〇七	明治四一、一二、勅令 二八六		
測地學委員會基線尺室兼振子室新營に要する工事及物件の買入	同 三五、一〇、勅令 二三六	大正二一、一、勅令 一		
明治三十七年米國聖路易市に開設する萬國博覽會に關する物件の賣買貸借及工事請負	同 三六、七、勅令 一八			
廣島鎭山に屬する物件の賣拂	同 三七、二、勅令 一七	同 二一、一、勅令 一	改正（明治四三年 勅令 九號）	
政府に於て外國產煙草を購入するとき又は煙草製造專賣創業の際必要とする器具機械其他材料を購入するとき	同 三七、四、勅令 一六	明治三八、一二、勅令 二八九		
政府の工場外に於て煙草の製造作業を爲さしむるとき	同 三七、六、勅令 一七八	大正二一、一、勅令 一		
鐵道作業局に於て事業經營上私設鐵道會社と鐵道の貸借を爲すとき	同 三七、九、勅令 二一七	同 二一、一、勅令 一		
農商務省主管の國有林產物品にして海外輸出を目的とする場合	同 三八、五、勅令 三二	同 二一、一、勅令 一		

政府に於て外國產鹽又は鹽專賣法を施行せざる地方の產鹽を購入するとき	同 三八、五、勅令 一五八	同 三一、一、勅令 三		
政府に於て產業組合より直接に物品の買入を爲すとき	同 三八、八、勅令 二〇一	同 二一、一、勅令 一	改正（明治四二年 勅令二九號）	
政府に於て建築工作其他直接に從事する事業に要する材料を御料局より買受くるとき	同 三八、九、勅令 二〇三	同 二一、一、勅令 一		
明治三十七八年戰役に關し陸軍に於て準備したる糧秣を同種類の物件と交換するとき	同 三八、一〇、勅令 三三四			
農商務省に於て牛馬改良の爲め牛馬の賣買及貸渡を爲すとき	同 三八、一二、勅令 二六五	同 二一、一、勅令 一		
煙草專賣局に於て外國產煙草若は事業上必要なる諸物件の購入又は勞力供給の請負及作業上生ずる不用品の賣却	同 三八、一二、勅令 二八九	明治四二、五、勅令 一三九		
製鐵所に於て事業上必要とする器具機械及諸材料の購入を爲すとき	同 三八、一二、勅令 二九〇	大正二一、一、勅令 一		
明治三十七八年戰役に關し陸軍に於て購入したる鐵道用品を他の鐵道用品と交換するとき	同 三九、一、勅令 六			
陸軍採炭事業に要する機械器具及諸材料の購入竝に炭礦採掘の請負	同 三九、四、勅令 九三	同 二一、一、勅令 一		
帝國鐵道特別會計に於て特定の工事請負竝に特定の物品の購入又は貸借を爲すとき	同 三九、六、勅令 一五八	明治四二、三、勅令 五五	改正（明治四〇年 勅令三四號）	
沖繩縣下の國有林野にして國土保安上又は其經營上國有として保存するの必要なきものの賣拂（但し特定の場合に限る）	同 三九、七、勅令 一九一	現　行	改正（大正 三年 勅令三一號）	
癈兵院基金に屬する有價證券の賣却及國債證券の購買	同 三九、八、勅令 二三四	現　行		
鐵道國有法に依り買收する私設鐵道株式會社に於て爲したる收益勘定所屬の契約を繼續するとき	同 四〇、一〇、勅令 二七〇	大正二一、一、勅令 一		
樺太國有土地の貸付及賣拂	同 四〇、三、勅令 八三	明治四四、一二、勅令 二八九		
樺太に於ける政府の工事及千五百圓を超えざる物件の買入又は借入	同 四〇、三、勅令 八四	大正二一、一、勅令 一		

造幣支局に於て使用したる器具機械の賣却	明治四〇、五、勅令 一九八		
種馬牧場、種馬育成所又は種馬所に於ける燕麥の購入	同　四〇、六、勅令 二三七	大正二、一、勅令 一	改正（明治四三年勅令一八四號大正七年勅令八四號）
國有林野産物の處分の爲之に加工製作を爲さしむるとき	同　四〇、一二、勅令 三四一	同　二、一、勅令 一	
臺灣總督府に於て鐵道事業上必要ある物件を購入するとき	同　四一、五、勅令 一二六	明治四四、三、勅令 六二	改正（明治四三年勅令四四號同四四年勅令五二號）
大學竝に文部省直轄諸學校及帝國圖書館の資金に屬する不動産を直接公用に供する爲又は公共の利益となる事業の爲公共團體又は起業者に賣渡すとき	同　四一、六、勅令 一五八	大正二、一、勅令 一	改正（同大正二年勅令八四號同一〇年勅令八二號）
製鐵所に於て販賣する鋼鐵の加工の請負	同　四一、一〇、勅令 二四八	同　二、一、勅令 一	
北海道國有林野の賣拂、貸付、讓與、交換及北海道國有林野の産物若くは土石の賣拂又は無料採取（但し何れも特定の場合に限る）	同　四一、一二、勅令 二八六	現　行	
國有林産物の年期賣拂及貸付とも）と共に國有製材所の貸付を爲すとき（賣	同　四一、一二、勅令 三一一	大正二、一、勅令 一	
帝國鐵道特別會計に於て特定の工事を請負に付し、又は特定の物件の賣買貸借を爲すとき	同　四二、三、勅令 五五	同　二、一、勅令 一	
明治四十三年倫敦に於て開設の日英博覽會に關する物件の賣買貸借及工事の請負	同　四二、四、勅令 九六		
專賣局に於て外國産煙草若くは事業上必要なる物件の購入、勞力供給の請負、作業上生ずる不用物件の賣却及器具機械の貸付又は賣却を爲すとき	同　四三、五、勅令 一三九	同　三、一、勅令 三	改正（明治四四年勅令一六三號）
政府の所有に歸したる國債を國債整理基金特別會計に賣渡すとき	同　四三、一〇、勅令 三六	同　二、一、勅令 一	
鐵道院に於て高架鐵道の拱内又は橋下を貸渡すとき	同　四三、九、勅令 三四一	同　二、一、勅令 一	
朝鮮總督府、臺灣總督府又は樺太廳に於て鐵道事業の必要上鐵道用品、機械器具其他の物件を賣買貸借するとき（但し特定の場合に限る）	同　四四、三、勅令 六二	同　二、一、勅令 一	

陸軍に於ける土地建造物の貸渡（但し見積貸付料一年三百圓以内期限三年を超えざる場合に限る）	同　四四、五、勅令 一五六	同　二、一、勅令 一	
朝鮮官有財産の賣拂又は貸付（但し特定の場合に限る）	同　四四、七、勅令 二〇〇	現　行	改正（大正七年勅令一三號）
朝鮮總督府及其所屬官署に於ける物件の賣買貸借（但し特定の場合に限る）	同　四四、八、勅令 二三〇	大正二、一、勅令 一	改正（大正八年勅令四三號）
糖業改良事務局に屬する製糖工場及其の附屬建物敷地器具竝に機械の賣拂	同　四四、一二、勅令 二七九	同　二、一、勅令 一	
樺太官有財産の賣拂又は貸付（但し特定の場合に限る）	同　四四、一二、勅令 二八九	現　行	
樺太國有未開地の賣拂又は貸付（但し特定の場合に限る）	同　四四、一二、勅令 二九〇	現　行	
樺太國有森林原野産物の賣拂（但し特定の場合に限る）	同　四四、一二、勅令 二九七	現　行	
朝鮮國有森林の賣拂又は貸付及國有森林産物の賣拂（但し何れも特定の場合に限る、竝に國有未墾地の貸付	大正元、八、勅令 六	現　行	改正（大正六年勅令一九八號同八年勅令四一五號）
蠶業奬勵の爲め臺灣總督府が臺灣に於て生産する繭、生絲又は眞綿を臺灣に於て其の生産者より直接に買入れ又は之を賣拂ふとき	同　元、八、勅令 七	大正二、一、勅令 一	
朝鮮驛屯土の賣拂又は貸付（但し特定の場合に限る）	同　元、一〇、勅令 三九	現　行	改正（大正三年勅令一五九號）
農商務省所管船舶みはいる丸、にこらい丸及れすに丸竝に其の附屬物件の賣拂	同　二、四、勅令 五九		
樺太廳の管理に屬する炭礦採掘の請負及採掘したる石炭を特定の重要生産品製造業者に賣渡すとき	同　二、六、勅令 一〇三	大正二、一、勅令 一	
輸出の目的を以て腦虎及腦納獸の獸皮を特定の資格を有する商人に委託して賣却せしむるとき	同　二、九、勅令 二八〇	同　二、六、勅令 二九九	
大禮に關する工作土木物件の賣買貸借及勞力供給の請負	同　三、一、勅令 二		
專賣局、朝鮮總督府專賣局又は臺灣總督府專賣局に於て左の契約を爲さむとするとき	同　三、一、勅令 三	同　二、一、勅令 一	改正（大正一〇年勅令一九四號）

一	作業上要する器具機械材料品、外國産に係る煙草及鹽又は專賣法を施行せざる地方に於て産出する煙草及鹽を購入するとき	同	三、八六、勅令 一三五	大正三、五、勅令 八五
二	屑煙草又は作業上生ずる不用の材料品を賣却するとき	同	四、二、勅令 一二	現行
三	作業用の器具機械を貸付し又は賣却するとき	同	四、五、勅令 七八	大正二、一、勅令 一
四	作業上要する勞力供給の請負を爲さしむるとき	同	四、六、勅令 九六	
五	朝鮮總督府專賣局に於て葉煙草を賣却するとき	同	四、七、勅令 一二五	同 二、一、勅令 一
大正四年サンフランシスコ市に於て開設する巴奈馬太平洋萬國博覽會に關する物件の賣買貸借及工事請負		同	五、三、勅令 四五	同 二、一、勅令 一
臺灣總督府に於て畜産改良の爲種畜の賣買及貸渡を爲すとき		同	五、三、勅令 七五	同 二、三、勅令 三六
曾木發電所水俣工場及附屬變電所竝に之に屬する物件の賣拂又は貸付		同	五、五、勅令 一五五	同 二、一、勅令 一
樺太廳及其所屬官署に於て物件の賣買及貸渡を爲すとき（但し特定の場合に限る）		同	五、六、勅令 一六三	同 二、一、勅令 一
海軍省所管船舶豐橋丸及其の附屬物件を海員養成の目的に供せしむる爲公共團體又は公益法人に賣拂ふとき		同	五六、勅令 一七三	同 二、一、勅令 一
大藏大臣に於て清酒防腐劑の供給を必要と認むるとき清酒防腐劑又は其の原料の買入、製造の委託及賣渡		同	五、六、勅令 一七六	同 二、一、勅令 一
內務大臣に於て醫藥品の供給上必要と認むるとき藥品又は其の原料品の買入又は賣渡		同	五、六、勅令 一七六	同 二、一、勅令 一
造幣局特別會計資金に受入れたる舊貨幣及流通不便貨幣を地金として賣却するとき		同	五、六、勅令 一七六	同 二、一、勅令 一
樺太廳に於て直營する築港事業に要する物件の買入又は借入		同	五、六、勅令 一七六	同 二、一、勅令 一
印刷局に於て郵便葉書用紙の購入		同	五、六、勅令 一七六	同 二、一、勅令 一
農商務省に於て其の獵獲する海驢又は海豹の獸皮其の他の部分を賣拂ふとき		同	五、六、勅令 一七六	同 二、一、勅令 一

砲兵工廠及千住製絨所に於て作業上必要なる機械、器具、材料素品、機械運轉用品及作業場用備品の買入（時局の影響の存する間）		同	五、七、勅令 一八八	同 二、一、勅令 一
樺太廳の管理に屬する乾餠工場所屬の土地、建物、器具、機械其の他の物件の賣拂		同	六、五、勅令 五二	同 二、一、勅令 一
農會、畜産組合聯合會より直接に物品の買入を爲すとき		同	六、九、勅令 一六二	同 二、一、勅令 一
海軍に於て造船若くは造兵の事業に必要なる機械、器具若くは材料又は其の事業の設備に必要なる工事の材料の買入（時局の影響の存する間）		同	六、一〇、勅令 一八〇	同 二、一、勅令 一
農商務省に於て緬羊の改良蕃殖を圖る爲め種緬羊の賣買及貸渡を爲すとき		同	六、一三、勅令 二三三	同 一四、一、勅令 一
戰時海上再保險法に依り取得したる物件の賣拂		同	六、一二、勅令 二三四	同 二、一、勅令 一
樺太廳に於て其の有する酒精を賣渡すとき		同	七、五、勅令 一三	同 一〇、四、勅令 一七三
陸軍に於て朝鮮師團營繕及初度調辨費支辨に屬する工事施行の爲め朝鮮に於て木材煉瓦等の買入を爲すとき		同	七、五、勅令 一三	同 二、一、勅令 一
臺灣總督府元製茶試驗場所屬の土地建物及器具機械を臺灣に於て製茶事業を營むことを目的とする法人に賣渡すとき		同	八、一、勅令 三	同 二、一、勅令 一
電信電話事業に要する物品の買入（但し特定の場合に限る）		同	八、三、勅令 二六	同 二、一、勅令 一
海軍に於て石炭採掘の事業に要する坑木の買入		同	八、七、勅令 三六二	同 二、一、勅令 一
關東州官有地の賣渡（但し特定の場合に限る）		同	八、八、關廳令 三三	現行
製絨業指導奬勵の爲め當業者に千住製絨所所屬の器具機械にして一時使用の見込なきものを賣渡すとき		同	九、五、勅令 一二五	大正二、一、勅令 一
農商務省に於て種狐の賣買を爲すとき又は漁場調査若くは漁撈試驗に從事する船舶の獲得したる水產物の賣拂を爲すとき		同	九、五、勅令 一三六	同 二、一、勅令 一
賠償金特別會計所屬物件の賣拂又は貸付（但し競爭入札を不利とする場合に限る）		同	九、八、勅令 二五四	現行

印刷局に於て三椏を購入するとき（但し競爭入札に付するを不利と認むる場合に限る）	大正九、二、年月 勅令 五四七號	大正二、一、年月 勅令 一號
航空事業保護奬勵の爲め民間に於て航空機操縱者の養成に從事する者に陸海軍軍用の航空機又は其の部品屬品にして一時使用の見込なきものを貸付け又は不用となりたるものを賣渡すとき	同 一〇、四、勅令 一四四	同 二、一、勅令 一
米穀需給調節特別會計に於て米穀の賣買、交換、加工の請負及加工又は貯藏の設備の借入竝に勞力供給の請負	同 一〇、五、勅令 二三四	同 二、三、勅令 四〇
朝鮮咸鏡北道に於ける陸軍軍用輕便鐵道及附屬物件の貸付	同 一〇、一〇、勅令 四二八	同 二、一、勅令 一

（備考）契約事項は改正を經たるものを掲ぐ。

尙此等實體的規定に依りて隨意契約を許したるものの外、一般的には競爭契約に依るべき事項に就きて、特別の場合に隨意契約を爲すを許したる規定あり。即ち左の如し。

勅令第百九十三號（明治二十三年九月二日）

政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ニシテ競爭ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ會計規則第七十七條ニ依リ再度ノ入札ニ付スルモ尙ホ豫定價格ノ制限ニ達セサルトキハ隨意契約ヲナスコトヲ得但之カ爲メ最初競爭ニ付スルトキ定メタル價格及其他ノ條件ヲ變更スルコトヲ得ス

右勅令も大正十一年一月會計規則改正せられ、其の第百十五條に於て之と同樣の規定を設くるに及び、同規則附則を以て同年四月一日以後廢止せられたり。

第七款　出納官吏

出納官吏とは政府に屬する現金若くは物品の出納を掌る官吏にして、會計法は之に關し特に一章（第二十六條乃至第二十九條）を設けて、其の職務・責任及特別の義務に關する原則を規定したり。即ち出納官吏は其の出納を掌る現金又は物品に就き一切の責任を負擔し、會計檢査院の檢査判決を受くべきものとし、且つ勅令の定むる所に從ひ身元保證金納付の義務あるものとす。而して此の出納官吏の責任に關しては會計檢査院法は其の第二章中に於て、會計檢査院の檢査に關し簿書及辯明書の提出竝に檢査立會・出納官吏の責任解除竝に辨償責任・出納官吏義務違背の場合の懲戒處分・出納官吏に對する判決の再審等詳細の規定を設けたり。以上の會計法及會計檢査院法の規定に基き、出納官吏の職務責任及身元保證金納付の義務に關する一般規定を定めしものは會計規則及物品會計規則の兩勅令なりとす。即ち會計規則は第八章（第八十四條乃至第百十一條）及第九章中に於て、現金の出納を司掌する收入官吏・現金前渡を受けたる官吏竝に金庫出納役の職務責任及身元保證金に關して詳細なる規定を設け、物品會計規則は其の第四條乃至第十九條に於て、政府に屬する器具・機械・備品・消耗品・動物其の他一切の動產を出納管守する物品會計官吏の職務責任竝に身元保證金に關して詳細に規定したり。尙右會計規則に於て出納官吏に關して規定する所は、收入官吏・現金前渡を受けたる官吏竝に金庫出納役の三者に限られ、政府に屬する歲入歲出外の現金を取扱ふ出納官吏に關しては、何等規定する所なかりしを以て、會計規則制定の翌明治二十三年三月二十日勅令第三十五號を以て『政府ニ屬スル歲入歲出外ノ現金ヲ取扱フ出納官吏ニ關スル規則ハ會計規則第八章及第九章中現金ヲ領收スル收入官吏ニ關スル各條ニ準據ス』と定めたり。本勅令は大正十一年會計規則の改正に際し、同規則中出納官吏に關する規定中に、歲入歲出外現金出納官吏に關する規定をも包含せしむるに及びて、廢止せられたり。

出納官吏の職務に關しては上述の如く會計規則竝に物品會計規則中に一般的規定を設けたりと雖も、現金又は物品の出納保管に關する細密なる取扱規定に至りては別に定むる所あり。卽ち現金の取扱に關しては明治二十二年十月大藏省令第十三號出納官吏現金取扱規則及之に附屬せる諸法規の定むる所にして、物品の取扱に就ては物品會計規則第二十條に基き、各省大臣所定の諸法規を以て之を規定せり。右の中物品會計に關しては別に第三章に於て記述する所あり、且此等細密の規定を一々詳說するは煩雜に過ぐるを以て、玆には出納官吏の職務に關する最も主要の規定たる出納官吏現金取扱規則のみを掲ぐべし。本規則は明治二十二年十月の制定後、同二十三年五月大藏省令第十三號、同年十二月同第四十一號、同二十六年十一月同第二十五號、同三十一年六月同第六號、同三十三年三月同第四號、同三十四年十月同第二十號を以て、夫々其の一部を改正せられしのみにて大正十一年に至りしが、同年一月改正會計規則の公布に伴ひ、大藏省令第二號を以て出納官吏事務規定を定めらるるに及びて、同年三月限り廢止せられたり。今以上數次の改正を經たる同規則の全文を掲ぐれば左の如し。

出納官吏現金取扱規則（明治二十二年十月四日大藏省令第十三號）

第一章　義務委托

第一條　金庫所在地ノ出納官吏ハ其取扱フ所ノ現金ヲ保管ノ爲メ其地ノ金庫ニ委托スヘシ

第二條　前條ニ據リ委托ヲ爲シタルトキハ出納官吏ハ其資格氏名ヲ記シタル印鑑ヲ金庫ニ送付スヘシ（二十三年大藏省令第四十一號ヲ以テ改正）

第三條　出納官吏ヨリ保管金ノ拂込ヲナストキハ金庫ハ其保管證書ヲ製シ保管金引出切符用紙ヲ添ヘ現金ト引換ニ之ヲ出納官吏ニ交付スヘシ（二十三年大藏省令第四十一號ヲ以テ改正）

第四條　出納官吏ノ職務ヲ任命シタル當該官ハ其義務委托ヲナスヘキ出納官吏ノ資格氏名ヲ金庫ヘ通知スヘシ

但陸軍省海軍省ノ出納官吏ノ資格氏名ハ其所屬長官ヨリ通知スヘシ（二十三年大藏省令第四十一號ヲ以テ本條改正但書加追）

第五條　金庫ハ前條出納官吏資格氏名ノ通知ヲ受クルニ非サレハ現金ノ仕拂ヲナスヘカラス（二十三年大藏省令第四十一號ヲ以テ改正）

第六條　出納官吏ハ保管金ノ仕拂ヲ金庫ニ請求セントスルトキハ總テ引出切符ヲ以テスヘシ

第七條　出納官吏ハ其委托シタル保管金ト同種ノ貨幣ヲ以テ仕拂ヲ請ハントスルトキハ拂込ノ際特ニ之ヲ金庫ニ求ムヘシ拂込ノ際特別ノ請求ナキモノハ總テ有合ノ通貨ヲ以テ仕拂フヘシ

第八條　出納官吏ハ其委托シタル保管金ヲ以テ收入又ハ返納ノ爲メ金庫ニ拂込ヲナサントスルトキハ引出切符ヲ以テ拂込ヲナスヘシ

第九條　陸海軍隊費ニシテ現金仕拂ヲ要スル場合及廳中雜費工事費ニシテ小口ノ現金仕拂ヲ要スル場合ニ於テハ金庫所在地ニアリテモ所要ノ金額ヲ限リ本規則第二章ニ據リ現金ヲ保管スルコトヲ得（三十一年大藏省令第六號ヲ以テ第十條ヲ第九條ニ改ム）

前項所要ノ金額ハ仕拂命令官之ヲ定ム

第十條　出納官吏在勤地外ニ於テ取扱フ所ノ現金ハ本章ニ準シ便宜其地ノ金庫ニ委托スルコ

トヲ得（三十一年大藏省令第六號ヲ以テ本條追加）

第二章　隨意保管

第十一條　金庫ノ設ナキ場所ニ於テ現金ヲ保管スル所ノ出納官吏ハ堅牢ナル函ヲ備ヘ之ニ其保管ニ係ル現金及ヒ出納ノ帳簿ヲ藏置スヘシ

二人以上共同責任ヲ以テ現金ヲ保管スル場合ニ於テハ二箇以上ノ鎖鑰ヲ有スル堅牢ノ函ヲ備ヘ出納官吏其鎖鑰ヲ分管スヘシ

出納官吏現金ヲ携帶シテ旅行スル場合ニ於テハ前二項ニ據ラス相當ノ保護法ヲ設ルコトヲ得

第十二條　出納官吏ノ保管ニ係ル現金ハ私有金ト混スルヲ得ス

第十三條　出納官吏他ノ公金ノ出納ヲ兼掌スルトキハ其現金ヲ官金ト同一ノ函中ニ藏置スルコトヲ得

第十四條　出納官吏ハ第十一條ニ據リ現金保管ヲナシ難キ場合ニ於テハ自己ノ責任ヲ以テ確實ナル銀行又ハ身代ノ確實ナル一私人ニ其保管スヘキ現金ノ保管ヲ托スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ私金ト區別シ其計算ヲ混スヘカラス

第三章　拂込

第十五條　金庫所在地ノ收入官吏租稅其他ノ收入金ヲ領收シタルトキハ每日之ヲ取纏メ拂込書ヲ添ヘテ翌日マテニ金庫ニ拂込ムヘシ但收入金額五拾圓未滿ナルトキハ每一个月取纏メ金庫ニ拂込ムコトヲ得（三十四年大藏省令第二十號ヲ以テ本條中改正）

第十六條　金庫ノ設置ナキ地方ノ收入官吏租稅其他ノ收入金ヲ領收シタルトキハ左ノ制限ニ從ヒ之ヲ取纏メ拂込書ヲ添ヘテ其在勤地ヲ出納區域トスル金庫若クハ歲入徵收官ノ指定シタル金庫ニ拂込ムヘシ但次條ニ定メタル場合ハ此限ニアラス（三十四年大藏省令第二十號ヲ以テ本條改正）

第一　收入金高五拾圓未滿ハ　每一箇月

第二　同百圓未滿ハ　每十日

第三　同參百圓未滿ハ　每五日

第四　同參百圓以上ハ　翌日限

金庫所在地ノ收入官吏ニシテ金庫設置ナキ地方ニ於テ租稅其他ノ收入金ヲ領收シタル場合ハ前項ニ準ス

第十七條　運輸通信ノ不便ナル地方ニシテ金庫ノ設置ナキ場合ニ於テ收入官吏租稅其他ノ收入金ヲ領收シタルトキハ其金額ノ監守證ヲ作リ最近便ヲ以テ其在勤地ヲ出納區域トスル金庫ニ送付スヘシ（同上）

但外國ニ於テ領收シタル收入金ノ監守證ハ中央金庫ヘ送付スヘシ

第十八條　金庫ハ前條ノ場合ニ於テ收入官吏ト同場所又ハ其場所ト爲替送金ノ便アル地方ニ於テ仕拂フヘキ仕拂命令ヲ受ルトキハ收入官吏ノ監守證ニ領收證ヲ添ヘテ之ヲ受取人ニ送付スヘシ（二十六年大藏省令第二十五號ヲ以テ監守證ニノ下「別符付ノ」ノ四字ヲ削ル）

但仕拂命令ノ金額ニシテ監守證ノ金額ヨリ小額ナルトキハ領收證金額ノ右方ニ何年何月何日第何號監守證金何圓ノ內ト附記シ受取人ニ送付シ監守證ノ金額盡キタルトキニ其監

守證ヲ收入官吏ニ送付スヘシ（三十三年大藏省令第四號ヲ以テ但書追加）

第十九條　收入官吏ハ前條ノ受取人ヨリ監守證ニ領收證ヲ添ヘ若クハ但書ノ領收證ヲ以テ現金ノ拂渡ヲ請求セラルヽトキハ之ト引換ニ現金ヲ交付スヘシ（三十三年大藏省令第四號ヲ以テ本條改正）

雜則

第二十條　本規則ハ收入官吏現金前渡ヲ受クタル官吏特別會計ニ係ル官金出納官吏ニ適用ス

第二十一條　本規則ハ明治二十三年四月會計法施行ノ日ヨリ施行ス

右出納官吏現金取扱規則は出納官吏の職務に關する一般的規定なるが、既述の如く明治三十六年三月郵便電信電話官署に於ける出納官吏をして歲入金・歲出金竝に歲入歲出外現金の交互振替及繰替受拂を爲すを得るの制度を設け、尋いで三十九年六月此の制度を鐵道官署に於ける出納官吏に及ぼし、更に又大正四年一月郵便官署をして他官廳の歲入金の受拂をも爲さしむるに至りし結果此等の諸制度に據り繰替拂を爲す官吏の現金出納事務に關して、夫々特別の規定を設けられたり。明治三十六年遞信省令第十七號郵便電信電話官署現金受拂規則・明治三十九年遞信省令第三十三號帝國鐵道官署現金受拂規則・大正四年大藏省令第一號・同年遞信省令第八號等は卽ち之なり。但し此等の諸規則に就ては既に第四款第二項及第五款第三項に於て夫々詳說せしを以て玆には之を省略す。

政府に屬する現金の出納は官吏に非ざれば之を掌るを得ざることは、會計法及會計規則の規定に依りて明かなる所なり。然るに鐵道及通信官署等に在りては日常直接に廣く現金を出納するの必要ありと雖も、而も悉く官吏をして之に任せしむるは國家財政上竝に行政組織上之を許さざるものあるを以て、此等の官署に於ては官吏以外の事務員をして現金の出納を掌らしむるを得るの制度を設くるの必要を認め、明治三十三年法律第五十號を以て左の如く公布したり。斯くて本來の出納官吏以外に、玆に所謂出納員なる制度を存することとなれり。

法律第五十號（明治三十三年三月十二日）

官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ屬スル現金ノ出納ハ鐵道、郵便、電信、電話官署ノ事務員ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

前項事務員ニ對シテハ會計法第九章ニ定ムル出納官吏ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右法律に依れば出納員をして現金出納の事務を分掌せしむることを得るは、鐵道・郵便・電信・郵便爲替及郵便貯金の諸事業に限定せられしが、其の後明治四十三年に至り年金・恩給の支給も郵便局に於て取扱ふこととなり、更に大正四年度以後は國庫金の受拂をも郵便局に於て取扱はしむることとなりしを以て、此等の事務を取扱ふ通信官署の事務員にも現金出納事務を分掌せしむることと爲し、大正四年六月右法律の一部を左の如く改正したり。

法律第十五號（大正四年六月二十一日）

明治三十三年法律第五十號中左ノ通改正ス

第一項ヲ左ノ如ク改ム

鐵道、郵便、電信、電話官署ニ於テ取扱フ現金ノ出納ニ關スル事務ハ當該官署ノ事務員ヲシテ之ヲ

分掌セシムルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙右明治三十三年法律第五十號は明治三十三年六月勅令第二百六十三號を以て臺灣に、同四十三年十月勅令第四百十五號を以て朝鮮に、大正元年八月勅令第十四號を以て樺太に夫々施行せられしが、朝鮮に對しては明治四十四年三月に至り左の如く特に之に關する法律を制定したり。

法律第二十四號（明治四十四年三月二十四日）

朝鮮總督府鐵道、郵便、電信、電話官署ニ於テ取扱フ現金ノ出納ニ關スル事務ハ當該官署ノ事務員ヲシテ之ヲ分掌セシムルコトヲ得

前項ノ事務員ニ對シテハ會計法第九章ニ定ムル出納官吏ニ關スル規定ヲ準用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道及通信官署に於ける出納員に關する前掲の兩法律は、爾後引續き實施せられて大正十年に至りしが、同年會計法の改正行はるるに際し、出納員の制度を會計法上一般の制度として認むることとなりし結果、會計法附則を以て十一年度以降廢止せられたり。

以上の如く明治三十三年法律第五十號に依り出納員の制度を設けられしに伴ひ、同年十一月勅令第四百八號を以て官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納に關する件を定め、以て出納員の所屬及職務等に關して規定したり。本勅令は其の後明治三十四年九月勅令第百七十三號、四十二年三月

同第六十四號、四十三年九月同第四百十六號及四十四年三月同第六十六號を以て夫々其の一部に改正を加へられしが、大正十年會計法の改正に伴ひ同十一年改正會計規則に依り廢止せられたり。今此等の改正を經たる右勅令の全文を示せば左の如し。

勅令第四百八號（明治三十三年十一月三十日）

第一條　明治三十三年法律第五十號及明治四十四年法律第二十四號ニ依リ鐵道、郵便、電信、電話官署ノ事務員ヲシテ現金ノ出納ニ關スル事務ヲ分掌セシムルトキハ主任出納官吏又ハ分任出納官吏ノ所屬出納員トシテ之ヲ取扱ハシムヘシ（四十四年勅令第六十六號ヲ以テ本條改正）

第二條　出納員ノ領收シタル現金ハ之ヲ所屬出納官吏ニ拂込ムヘシ但シ所管大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ他ノ出納官吏又ハ出納員ニ交付セシムルコトヲ得（四十四年勅令第六十六號ヲ以テ但書追加）

第三條　出納員ノ出納事務ニ要スル帳簿及樣式ハ所管大臣之ヲ定ム（四十二年勅令第六十五號ヲ以テ條中「遞信大臣」ヲ「所管大臣」ニ改ム）

第四條　出納員ハ其ノ現金出納ニ關シ所管大臣ノ指揮監督ヲ受ク（同上）

第五條　出納員ノ身元保證金及之ニ關スル規定ハ所管大臣之ヲ定ム（同上）

第六條　本令中所管大臣ニ屬スル職權ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ（三十四年勅令第百七十號（三號ヲ以テ本條追加）（四十二年勅令第六十五號ヲ以テ「遞信大臣」ヲ「所管大臣」ニ改ム）（四十三年勅令第四百十六號ヲ以テ「朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督」ヲ加フ）

而して前掲出納員の現金出納に關する勅令に伴ひ、明治三十四年八月遞信省令第三十六號を以て出納員現金取扱規則を定め、出納員をして取扱はしむる現金の種類、出納員に充用する事務員の種類、出納員と所屬出納官吏との間に於ける現金授受の手續、出納員の身元保證金等に關する細則を設け

たり。此の規則は爾後明治三十五年遞信省令第二十四號・三十七年同第三十八號（全部改正）・三十八年同第二十三號・三十九年同第五十二號・四十一年同第二號の改正を經て翌四十二年に至りしが、同年三月遞信省令第九號を以て通信官署出納員充用の件を定むるに及びて右規則を廢止し、之と共に同年四月大藏省令第二十號を以て鐵道院出納員現金取扱規則を制定したり。此等兩省令の中前者は明治四十三年遞信省令第四十八號及大正二年同第五十五號の改正を經て、大正八年二月同第三號を以て其の全部を改正せられ、更に十五年同第四十三號に依る一部改正を經て大正末年に及べるものにして、又後者は四十二年大藏省令第四十八號及四十三年同第十五號に依る部分的改正を經て、以て大正末年に至れるものとす。今此等各省令の改廢を一々詳記するの煩を避け、左に大正末年現行に係る分を掲ぐべし。

郵便電信及電話官署ノ出納員ニ關スル件（大正八年二月二十六日遞信省令第三號）

郵便、電信及電話官署ノ出納員ハ當該官署ノ官吏、雇員及集配人ノ中ヲ以テ之ニ充ツ但シ郵便取扱所ニ在リテハ其ノ所長ヲ以テ之ニ充ツ（十五年遞信省令第四十三號ヲ以テ本項但書中改正）

出納官吏ヲ置ク官署ノ出納員ハ當該官署長ノ指定スル所ニ從ヒ現金ノ出納ヲ爲シ出納官吏ヲ置カサル官署ノ出納員ハ總テノ現金ノ出納ヲ爲スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年三月遞信省令第九號ハ之ヲ廢止ス

（鐵道院）出納員現金取扱規則（明治四十二年四月一日大藏省令第二十號）

第一條　（鐵道院）ノ出納員ハ（鐵道院）書記、雇員、特別鐵道貨物集配人及特別鐵道驛夫ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第二條　出納員ハ左ノ範圍內ニ於テ現金ノ出納ヲ爲スヘシ

一　各種ノ歲入金

二　主任出納官吏在勤局所ヨリ派出仕拂ヲ要スル繰替拂歲出金（四十二年大藏省令第四十八號及四十三年同第十五號ヲ以テ本項改正）

第三條　出納員ハ（明治二十三年大藏省令第九號第十九號書式ノ現金出納簿）ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記スヘシ但シ特種ノ帳簿ヲ以テ現金出納簿ニ代用シ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　出納員ハ其ノ領收シタル現金ヲ每日精算シ遲滯ナク其ノ所屬出納官吏ヘ拂込ミ領收證書ヲ受クヘシ

第五條　出納員ハ其ノ所屬出納官吏ヨリ現金ヲ受領シタルトキハ領收證書ヲ發スヘシ

第六條　特種ノ帳簿ニ依リ現金ノ受授ヲ證シ得ル場合ハ前二條ノ領收證書ヲ要セス

第七條　現金出納ノ取扱ニ關シ本規則ノ外特ニ規定シタルモノハ其ノ規定ニ依ル

附　則

本令ハ明治四十二年度ヨリ之ヲ施行ス

右の外朝鮮・關東州及樺太等の地方に於ても、夫々其の出納員に關する規定を設けたり。明治四十四年朝鮮總督府令第三十七號朝鮮總督府鐵道局出納員現金取扱規則（大正六年七月鐵道局廢止に伴ひ自然消滅）・明治四十五年三月同府令第六十四號朝鮮總督府遞信官署出納員に關する件（現行）・明治四十四

六月關東都督府令第十二號關東都督府通信官署の出納員に關する件(現行)大正二年三月樺太廳令第二號樺太廳出納員現金取扱規則(現行)卽ち之なり。今總て省略に付す。

次に會計法第二十八條は、現金出納に關し身元保證金を納めしむることを要するものは勅令を以て之を定むる旨を規定したり。依て之に基き明治二十三年一月勅令第四號を以て出納官吏身元保證金に關する件を制定し、現金の領收を常職とする官吏、常時現金前渡を受くる官吏及物品會計官吏にして、其の取扱金額一箇年五百圓以上又は常時保管する物品の價格千圓以上に達するものは、其の就職の時身元保證金を納むべきものとしたり。右勅令は爾後明治二十四年勅令第五十一號及二十六年勅令第二百四號を以て其の一部を改正せられしが、明治三十五年八月に至り勅令第二百五號を以て之を廢止すると共に、更めて左の如く出納官吏身元保證金に關する件を制定したり。

勅令第二百五號(明治三十五年八月二十日)

第一條　各省大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テ現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏ニ身元保證金納付ヲ命スルコトヲ得

第二條　各省大臣ハ相當ト認ムル期間內ニ於テ身元保證金ノ分納ヲ許可スルコトヲ得

第三條　身元保證金ニ代用セムトスル公債證書及土地ノ價格ハ各省大臣ニ於テ相當ト認メタル時價ニ依ルヘシ

附則

第四條　本令施行前身元保證金ヲ納付シタル者ニシテ其ノ必要ヲ認メサルトキハ之ヲ拂戻スヘシ

第五條　明治二十三年勅令第四號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

右の結果出納官吏の身元保證金納付に關する從來の制度は重要なる變更を受けたり。卽ち從來各省大臣の認定に依るものと爲し、又從來身元保證金は就職の時完納するものと爲せしを改めて、相當期間內の分納を許すこととし、更に又身元保證金に代用せんとする公債證書及土地の價格に關しては、從來其の標準を確定せしを改めて各省大臣の認定したる時價に依るべきものと爲したり。而して本勅令制定以後は實際に於て身元保證金を徵したるの例殆ど之れ無かりしを以て、右改正は出納官吏に對する身元保證金納付の義務を大に輕減せしものと謂ふべし。右勅令は爾後何等の改正をも行はるることなかりしが、大正十年會計法の改正に當り出納官吏の身元保證金の制度を廢止するに及び、會計規則附則を以て廢止せられたり。

尙會計規則第百三條は出納官吏の身元保證金は現金を以て納むるを原則とし、公債證書若くは土地を以て現金に代用することを認めしが、此の外特に明治三十二年勅令第四百三十三號を以て勸業債券を右身元保證金に使用することを許し、且つ之に代用せんとする勸業債券の價格は、明治二十三年勅令第四號第三條の例に準據すべきものとしたり。後明治三十六年十二月に至り勅令第二百八十三號を以て右勅令を廢止して、更めて勸業債券及興業債券を身元保證金に使用することを許し、且之に代用せんとする債券の價格は前揭明治三十五年勅令第二百五號第三條の例に依るべきものとし、明治三十八年一月には身元保證金に代用を許す債券の種類に貯蓄債券を追加し(勅令第二十一號)、大正四年三月には更に北海道拓殖銀行債券を追加したり(勅令第二十八號)。然るに大正九年十一月政府

の各種保證金等を國債に限定せんとする政策採用の結果、同年十二月勅令第五百八十號を以て會計規則に改正を加へ、出納官吏の身元保證金に代用を許す公債證書を國債に限定することと爲し、之と同時に前記明治三十六年勅令第二百八十三號を廢止したり。

次に會計法の規定に依れば、出納官吏は其の取扱に係る現金又は物品に就き一切の責を負ひ、苟くも之を紛失毀損したる場合に於ては、其の保管上避け得べからざりし事實を會計檢査院に證明し、責任解除の判決を受くるに非ざれば、其の辨償の責を免るることを得ず。而も會計檢査院の判決に據り辨償の責を負ふ者は、恩赦に依るの外本屬長官之を減免するを得ざることは、會計檢査院法の定むる所なり。而して實際に於ては會計法制定以後明治年間に在りては、斯かる恩赦の特典に浴したるの事實無かりしが、從來右有責任の判決を受けたる出納官吏中には情狀の特に酌量すべき者少からず又本人既に死亡して子孫之が負擔を繼承せる等、事情頗る憐察すべき者をも存せしを以て、明治四十五年七月三十日　明治天皇の崩御に丁りて恩赦の詔勅を發せられしに基き、此等の出納官吏にも相當範圍内に於て責任免除の恩典を及ぼすを適當と認め、大正元年十一月左の如く出納官吏の辨償責任免除に關する勅令を公布したり。

勅令第四十一號（大正元年十一月六日）

出納官吏ノ辨償責任ニ基ク債務ニシテ大正元年七月三十日前ニ於ケル事由ニ因ルモノハ將來ニ向テ之ヲ免除ス但シ犯罪行爲ニ因ル本人ノ債務ハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出納官吏の辨償責任免除のことは從來其の前例を存せざる所なるを以て、政府は右勅令の公布と共に之が解釋に就き左の如く決定したり。

『一、辨償責任ノ原因タル事實ハ大正元年七月三十日前ニ發生シタルモノナルコト。

二、恩赦ヲ受クベキ者ノ範圍ハ、出納官吏本人自身ノ犯罪行爲ニ因ラザルモノハ本人ハ勿論相續人又ハ保證人等モ共ニ免除セラルルモ、若シ本人自身ノ犯行ニ因ルモノナルトキハ本人ハ免除ヲ受クルコトヲ得ズ。但シ相續人又ハ保證人等ハ免除ヲ受クベキ債務ノ範圍ハ、納期ノ到來又ハ納入告知書ノ發布アリタルモノト否トヲ問ハズ、施行ノ日ニ於ケル未納額ハ總テ免除セラルルモノトス。』

三、恩赦ヲ受クベキ債務ノ範圍ハ、納期ノ到來又ハ納入告知書ノ發布アリタルモノト否トヲ問ハズ、施行ノ日ニ於ケル未納額ハ總テ免除セラルルモノトス。』

而して之と同時に右勅令實施に伴ふ取扱方を左の如く決定したり。

『一、既ニ辨償ヲ命ジタル事件ニシテ本勅令ニ該當スルモノハ、本屬長官ニ於テ之ガ免除處分ヲ執行シ、免除ヲ受クベキ者ニ對シテ恩赦ノ旨ヲ通達シ、且ツ之ヲ會計檢査院ニ通知スルコト。

但シ既ニ定期貸又ハ据置貸ニ編入ノ上大藏省ヘ引繼濟ニ係ルモノニ就テハ、大藏省ニ於テ之ガ免除處分ヲ執行シ、元所屬省別ニ區分シテ同省ヨリ直接之ヲ會計檢査院ニ報告スルコトトシ、各省ヨリハ單ニ其ノ大藏省ヘ引繼濟ナル旨ヲ回報スルコト。

二、前項ニ依リ免除處分ヲ爲シタルモノノ内、既ニ會計檢査院ニ於テ有責任ノ判決濟ニ係ルモノニ對シテハ、會計檢査院ニ於テ之ニ認可狀ヲ交付セザルコト。

三、會計檢査院ニ於テ將來計算書檢査上本勅令ノ免除ニ該當スベキモノアルトキハ、之ニ對シテ直ニ認可狀ヲ交付スルコト。但シ其ノ事實ハ之ヲ同院一件書類ニ記載シ、且之ヲ本屬長

官ニ通知スルコト。

四、再審事項ニシテ本勅令ノ免除ニ該當スル開始シタルモノアレバ其ノ進行ヲ停止シ、本屬長官ニ向ヒ又ハ本屬長官ヲ經由シテ當該官吏ニ向テ再審取消ノ通牒ヲ發スルコト。但シ其ノ本人ノ請求ニ出デタルモノニ就テハ前項但書ニ準ジ通知スルコト。

五、出納官吏會計檢査院ノ判決ニ基キ本令發布前全部又ハ一部ノ辨償ヲ爲シタル件ニ付、本人ヨリ再審ヲ要求シタルトキハ、之ニ對シテ判決ヲ爲シ本屬長官ニ通知スルコト。但シ其ノ辨償ヲ命ズベキ金額ハ本令施行前既ニ辨償シタル金額ヲ限度トス。

六、會計規則第八十八條ニ據リ本令發布前辨償ヲ命ゼラレ既ニ全部又ハ一部ノ辨償ヲ了シタルモ、出納官吏免責ノ事由アリトテ會計檢査院ノ判決ヲ求メタル事項ニシテ、本令ニ該當スルトキハ又前項ニ同ジ。

七、大正元年七月三十日以前ヨリ其ノ以後ニ渉リテ繼續セル事由ニ因リ辨償ノ債務ヲ負フモノハ、其ノ原因タル事由ガ七月三十日前ニ存シタルコトノ明白ナル部分ニ限リテ之ヲ免除シ其ノ前後ノ區分不明ナルモノハ、其ノ七月三十日以後ニ屬スル分ト同ジク之ヲ免除セザルコト。

八、出納官吏ノ辨償債務ハ其ノ既ニ定期貸又ハ据置貸ニ編入セラレタルモノト雖モ、本勅令ノ範圍ニ屬スルモノトスルコト。』

出納官吏の辨償責任免除に關しては、前揭大正元年の勅令を最初として、爾後大正四年十一月十日大正天皇の御卽位式を擧行せらるるに丁り恩赦の詔勅を發せられしに基きて、前例に倣ひ同日以前に於ける事由に因る辨償責任を免除し（大正四年十一月十日勅令第二百七號）、又大正十三年一月二十六日皇太子殿下御婚儀式を擧げさせらるるに際し、前回と同樣に出納官吏又は出納員の辨償責任を免除し（大正十三年一月二十六日勅令第十二號）、更に又大正十五年十二月二十五日　大正天皇の崩御に丁りても、前例に倣ひて出納官吏又は出納員の辨償責任を免除せられたり（昭和二年二月七日勅令第十五號）。

第八款　金庫

我國の金庫制度は明治二十二年金庫規則の制定に依りて確立したり。之より以前に在りては國庫に屬する現金の出納は、各地に設けられたる國庫金出納所及大藏省金庫局に於て取扱はれしものなるが、明治二十二年二月會計法の制定せらるるや、其の第三十一條に於て『政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得』と定め、更に同年五月會計規則第百十一條に於て『會計法第三十一條ニ據リ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命シタル場合ニ於テハ日本銀行總裁ハ金庫出納役トシテ金庫ノ出納ヲ掌ルヘシ』との規定を設くるに及び、之に伴ひ同年十二月勅令第百二十六號を以て金庫規則を制定し會計法及會計規則等と共に翌明治二十三年四月一日より之を實施したり。茲に於て從來の國庫金出納所及金庫局は廢止せられ、之に代りて金庫が國庫に於て保管出納する一切の現金を取扱ふ機關となれり。

右金庫規則に依れば、金庫は之を分ちて中央金庫・本金庫及支金庫の三種とし、中央金庫は東京に、本金庫は府縣廳所在地（東京府を除く）及北海道札幌・函館・根室に、支金庫は大藏大臣の必要と認むる地に設置す

るものにして、支金庫は本金庫之を統轄し、本金庫は中央金庫之を統轄し、而して大藏大臣は全體の金庫を管理し、必要あるときは何時にても官吏を派出して金櫃・帳簿を檢査せしむるものとす。次に金庫の事務は日本銀行之を取扱ひ、現金の保管出納に關する一切の責任を負ふものにして、各地に散在する本金庫及支金庫の事務は、日本銀行支店又は代理店をして取扱はしむ。而して日本銀行總裁は金庫出納役として一切の金庫事務を總轄し、支店長又は代理店長は其の代理人として金庫事務を分擔するものとす。

右の金庫規則は其の後明治二十八年九月に至り勅令第百二十九號を以て其の一部に改正を加へられ、本金庫を設置する地方は必ずしも之を各府縣廳下及北海道札幌・函館・根室に限定することなく本金庫及支金庫の位置及出納區域は大藏大臣之を定むることとなれり。爾後金庫規則に就ては何等の改正もなくして大正十一年に至りしが、同年會計制度改正の結果金庫制度廢止せらるるに及びて、會計規則附則を以て同年三月三十一日限り廢止せられたり。今右改正を經たる金庫規則の全文を掲ぐれば左の如し。

金庫規則（明治二十二年十二月十二日勅令第百二十六號）

第一條　金庫ハ國庫ニ於テ保管出納スル現金ヲ取扱フ所トス

第二條　金庫ヲ分テ左ノ三種トス

第一　中央金庫

第二　本金庫

第三　支金庫

第三條　東京ニ中央金庫ヲ置キ地方ニ本金庫及支金庫ヲ置ク（二十八年勅令第百二十九號ヲ以テ本條改正）

本金庫支金庫ノ位置及各金庫ノ出納區域ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條　金庫ハ大藏大臣之ヲ管理ス

第五條　中央金庫ハ各地ノ本金庫ヲ統轄シ本金庫ハ支金庫ヲ總轄ス但本金庫ヲ置カサル地方ノ支金庫ハ中央金庫之ヲ總轄ス（二十八年勅令第百二十九號ヲ以テ改正）

第六條　中央金庫本金庫支金庫ノ現金ノ保管出納ハ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

第七條　日本銀行ハ本金庫支金庫ノ現金ノ保管出納ヲ取扱フ爲メ各地ニ其支店出張店又ハ代理店ヲ設置スヘシ（二十八年勅令第百二十九號ヲ以テ支店ノ下ニ出張店ノ三字ヲ加フ）

第八條　日本銀行ノ支店長出張店長又ハ代理店長ハ金庫出納役ノ代理人トシテ其ノ事務ヲ分擔スヘシ（二十八年勅令第百二十九號ヲ以テ本條改正）

第九條　日本銀行ハ第七條ニ據リ各地ノ代理店ヲ定メントスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ要ス

第十條　大藏大臣ハ檢査官吏ヲ派出シ何時ニテモ金庫ノ金櫃帳簿ヲ檢査スルコトヲ得

此場合ニ於テハ日本銀行本支店出張店代理店タル銀行全部ノ金櫃帳簿ヲ併セテ檢査スルコトアルヘシ（二十八年勅令第百二十九號ヲ以テ本支店ノ下ニ出張店ノ三字ヲ加フ）

第十一條　日本銀行ハ中央金庫本金庫支金庫ノ現金ノ保管出納ニ付政府ニ對シ一切ノ責任ヲ有ス

第十二條　金庫ニ於テ備フヘキ帳簿ノ種類其規程出納ノ順序及金庫ノ檢査規程ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十三條　本規則ハ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス

金庫の位置及出納區域は右金庫規則の規定に基き明治二十三年一月大藏省告示第一號を以て定められ、爾後年々數次の改正を經て、明治三十五年五月に至り大藏省告示第二十五號を以て更に其の全部を改正せられしが、爾後又年々の改正を經て大正十一年金庫制度廢止の際に至れり。其の詳細は第二編財政機關中の說明を參照すべし。

金庫規則の制定と共に明治二十二年十二月大藏省訓令第七十二號を以て金庫出納事務規程を定め、金庫に於ける歲入及歲出の手續を始めとして、現金運轉・帳簿・計算報告及決算整理等に關する詳細なる規定を設けしが、右規程は爾後數次の部分的改正を經て明治二十六年十一月に至り其の全文を改正せられたり。今右規程に依り金庫出納事務の要旨を說明すれば左の如し。

（一）總　則

金庫の事務を分ちて歲入部・歲出部・各特別會計の歲入歲出部・雜部・預金部の五部と爲す。但し各特別會計の歲入歲出部及預金部に關して、特別の規定を必要とするものは別に定むる所に據るものとす。而して金庫の出納は原則として大藏大臣の指定する時間內に於て之を爲し、金庫の領收する現金は持參人の目前にて鑑定すべく、又金庫の仕拂ふ現金は其の金庫在合の通貨を以てするものとす。

（二）歲　入

金庫は納人が徵稅令書・納付書若くは納入告知書を添へて現金を納付したるとき、又は收入官吏が現金拂込書を添へて現金を拂込みたるとき之を領收するものにして、現金領收のときは之に領

收證書を交付し、證憑書類は之を金庫に保存すべきものとす。又金庫は出納官吏現金取扱規則に據り、收入官吏より監守證に送付書を添へたるものを受取りたるときは、之を保存し置き、他日歲出へ振換を爲すに當つて之を該收入官吏の拂込に立て、領收證を添へ監守證を受取人に交付するものとす。

（三）歲　出

金庫に於て現金を仕拂ふは、仕拂命令官より發せられたる仕拂命令に從つて之を爲すものにして、卽ち金庫は先づ仕拂命令官より受けたる案內仕拂命令を調査し、之を不正當と認めたるときは返付し、正當と認めたるときは仕拂の準備を爲し、仕拂命令官より別に債主に宛て發したる仕拂命令を債主が金庫に持參するを待ちて、之を案內仕拂命令と對照して正確なることを認めたる上、債主に現金を交付するものとす。而して案內仕拂命令等を受けたる後、一定期限迄に仕拂の請求なき場合には、仕拂未濟金として五箇年間繰越整理し、若し其の間に請求あるときは之を仕拂ひ、請求なきときは大藏大臣の指揮に從ひ歲入に組入るものとす。又返納金に就ては返納人より返納告知書を添へ現金の納付ありたるとき、豫め仕拂命令官より受領せる定額戾入の通知書に對査して之を領收し、返納人には領收證書を交付し、仕拂命令官には通知書を送付するものとす。

（四）雜　部

各廳出納官吏の職務上取扱ふ所の現金にして、出納官吏現金取扱規則又は大藏大臣の特別の命令に依り、金庫に於て保管預りを爲すものを雜部とす。各廳出納官吏より雜部保管金拂込書を添へて保管金の拂込あるときは、金庫は現金を領收して保管證書を該官吏に交付す。而して保管金

の仕拂は右保管證書と引換に之を爲すことなく、引出切符に依るものにして、其の案内引出切符及雜部引出切符に依る仕拂の手續は、宛も歳出金仕拂の場合に於ける案内仕拂命令及仕拂命令に依る仕拂と同樣なりとす。

金庫出納事務規程は明治二十六年の全部改正の後屢、其の一部を改正せられ、以て大正十一年金庫制度廢止の時に至りしものなるが、今此等改正の一々を述ぶるは其の煩に堪へざるを以て、左に最後の改正を經たる本規定の全文を掲ぐべし(改正―明治二十六年大藏省訓令第五十七號及第六十號、二十七年第五號、第三十四號、第三十六號及第四十一號、二十八年第一號、三十年第十七號及第三十八號、三十一年第二十五號及第六十五號、三十三年第十一號、第二十四號、第二十九號及第四十一號、三十四年第四號、三十五年第二十一號、三十六年第三號、第二十四號及第二十九號、四十年第五號、四十一年第三號、第五號及第二十六號、四十三年第二十九號、四十四年第八號、大正四年第十號、九年第十一號)。

金庫出納事務規程(明治二十六年十一月二十四日大藏省訓令第三十九號)

第一章　總則

第一條　金庫ノ事務ヲ分チ歳入部、歳出部、各特別會計ノ歳入歳出部、雜部、預金部ノ五部トス但各特別ノ規定ヲ要スルモノハ別ニ定ムル所ニ據ル

第二條　金庫ノ出納ハ大藏大臣ノ指定スル開庫時間内ニ於テス但各廳ノ請求ニ據リ臨時至急ノ仕拂ヲ要スルトキ又ハ納期ニ際シ領收金輻輳スルトキハ此限ニアラス

第三條　金庫ニ於テ領收スル現金ハ其貨幣持參人ノ目前ニ於テ鑑定スヘシ但贋造描改ノ通貨ヲ發見シタルトキハ明治九年第五十七號布告ニ據ルヘシ

第四條　金庫ニ於テ仕拂ニ用フル現金ハ其金庫在合ノ通貨ヲ以テス但保管金、供托金ノ類ニシテ同種ノ貨幣ヲ以テ拂戻ヲ要スルコトアルトキハ此限ニアラス

第五條　金庫ハ照較ニ供スル爲メ出納ニ關係アル官吏ヘ其印鑑及事務取扱主任者ノ印鑑ヲ差出スヘシ

第六條　金庫ニ於テ仕拂上照較ニ供スル印鑑ハ各廳ヨリ直ニ關係ノ金庫ヘ送付ヲ受クルモノトス

第二章　歳入部

第七條　金庫ニ於テ納人ヨリ納稅告知書送付書若クハ納付書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ該納稅告知書送付書若クハ納付書ニ接續セル領收證書及通知書若クハ納入濟書ヘ規定ノ如ク領收濟ノ年月日及金庫名ヲ記入シ金庫竝ニ取扱主任者ノ印ヲ捺シ其領收證書ハ納人ヘ交付シ通知書ハ歳入徵收官ヘ送付シ納入告知書納付書ハ該金庫ニ留置クヘシ

第八條　金庫ニ於テ納人ヨリ納入告知書若クハ納付書(租稅外ノ納付書)ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ該納入告知書若クハ納付書ニ接續セル領收證書及通知書ヘ規定ノ如ク領收濟ノ年月日及金庫名ヲ記入シ金庫竝ニ取扱主任者ノ印ヲ捺シ其領收證書ハ納人ヘ交付シ其通知書ハ歳入徵收官ヘ送付シ納入告知書納付書ハ該金庫ニ留置クヘシ

第九條　金庫ニ於テ收入官吏ヨリ現金拂込ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ該拂込書ニ接續セル領收證書及通知書ヘ規定ノ如ク領收濟ノ年月日及金庫名ヲ記入シ金庫竝ニ取扱主任者ノ印ヲ捺シ其領收證書ハ該收入官吏ヘ交付シ其通知書ハ歳入徵收官ヘ送付

シ現金拂込書ハ該金庫ニ留置クヘシ

第十條　金庫ニ於テ出納官吏現金取扱規則第十七條ニ據リ收入官吏ヨリ監守證ニ送付書ヲ添ヘ受取リタルトキハ之ヲ保存シ置キ追テ歲出金ヘ振替ヲ爲ストキ該收入官吏ノ拂込ニ立テ第一號書式ノ領收證書及通知書ヲ調製シ其領收證書ハ該監守證ニ添ヘ受取人ヘ其通知書ハ歲入徵收官ヘ送付スヘシ

第十一條　金庫ニ於テ前各條ニ據リ納人若クハ收入官吏ヨリ受領シタル納稅告知書、送付書、納付書、納入告知書、現金拂込書若クハ監守證ハ總テ歲入徵收官ノ計算トシテ取扱フヘシ

第十二條　金庫ハ現金收入濟ノ納稅告知書、送付書、納付書、納入告知書、現金拂込書及監守證ノ送付書（第十條ノ拂込ニ立テタル分ノミ）其他ノ證憑書類ヲ各年度、主管廳、取扱廳及歲入徵收官每ニ區分シ一箇月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ帳簿上ノ收入額ニ對査シ共ニ保存スヘシ但支金庫ニ於テ調製セシモノハ其證憑書ト共ニ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ中央金庫ヘ送付スヘシ

第三章　歲出部

第十三條　金庫ニ於テ大藏大臣ヨリ仕拂豫算若クハ其更定計算書又ハ年度開始前支出ノ令達ヲ受ケタルトキハ其金額ヲ支出簿ニ登記スヘシ

第十四條　金庫ニ於テ仕拂命令官ヨリ案內仕拂命令、集合仕拂命令ノ送付ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査スヘシ

第一　該命令ノ樣式ニ違フコトナキヤ

第二　該命令ノ金額ヲ支出簿仕拂豫算ノ殘額ト照合シ仕拂豫算各項ノ金額ニ超過スルコトナキヤ

第三　集合仕拂命令ノ金額ハ該命令ニ添付シタル各債主ノ金額氏名表ノ金額ト違フコトナキヤ

金庫ハ集合仕拂命令及金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂命令ニ對シ受領ノ都度其領收證書ヲ仕拂命令官ニ送付スルモノトス

第十五條　金庫ハ前條第一項ノ調査ヲ爲シ該命令ヲ正當ト認ムルトキハ仕拂ノ準備ヲ爲スヘシ若シ不正當ト認ムルトキ若クハ該命令ノ汚損シテ其要部ヲ認メ難キトキハ其事由ヲ具シ直ニ之ヲ當該仕拂命令官ニ返付スヘシ

第十六條　金庫ハ前條ニ據リ案內仕拂命令、集合仕拂命令若クハ金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スヘキ裏書アル仕拂命令集合仕拂命令ヲ返付セシニモ拘ハラス尙ホ仕拂命令官ヨリ仕拂執行ノ要求アルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

第十七條　各廳仕拂命令官ノ仕拂命令ヲ持參シ現金ノ仕拂ヲ請求スルモノアルトキハ金庫ハ其案內仕拂命令ニ對査シ其金額ヲ交付スヘシ但現金交付ノ際仕拂命令及案內仕拂命令ノ表面ニ年月日現金交付濟ノ旨ヲ記入シ置クヘシ

仕拂命令又ハ集合仕拂命令官ノ通知書ヲ持參シテ現金ノ仕拂ヲ請求スルモノアルトキハ金庫ハ仕拂命令又ハ集合仕拂命令ニ對スル仕拂命令ニ添付シアル金額氏名表ニ對査シ該通知

書ニ式ノ如ク領收ノ旨等ヲ記入署名捺印セシメタル領收證書ト引換ニ現金ヲ交付スヘシ但シ現金交付濟ノ際仕拂命令又ハ金額氏名表ニ年月日現金交付濟ノ旨ヲ記入シ置ヘシ

第十八條　金庫ニ於テ其金庫所在地外ニ在ル債主ヨリ仕拂命令又ハ集合仕拂命令ニ對スル仕拂命令官ノ通知書ニ據リ送金ノ請求ヲ受ケタルトキ及仕拂命令官ヨリ電信爲替ヲ以テ送金ノ請求ヲ受ケタルトキハ歳出ノ送金トシテ現金ヲ拂出シ債主ニ送付シ來リタルトキハ金庫ニ於テ之ニ對スル現金ノ仕拂ヲ取消スヘシ

金庫ニ於テ海外送金ヲ要スヘキ裏書アル仕拂命令集合仕拂命令ニ依リ債主ヘ送金セントスルトキハ前項ノ手續ニ依リ現金ヲ振出シ送金ヲ爲シ追テ債主ヨリ適宜ノ領收證書ヲ徵シタル上更ニ歳出金トシテ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條　金庫ニ於テ金庫振換拂（仕拂命令ヲ當テタル金庫外ノ金庫ニ振換拂ヲ爲スモノヲ云フ以下同シ）ヲ要スヘキ裏書アル仕拂命令若クハ集合仕拂命令ヲ受ケタルトキハ其指定シタル振換拂金庫ニ通知シテ債主ニ仕拂ノ準備ヲ爲サシムヘシ其電信振換拂ノ請求アルモノハ電信ヲ以テ通知スヘシ

振換拂金庫ニ於テ前項振換拂ヲ要スル通知ヲ受ケタル後仕拂命令官ノ通知書ヲ持參シテ現金ノ仕拂ヲ請求スルモノアルトキハ第十七條第二項ノ手續ニ準シ領收證書ト引換ニ振換拂トシテ現金ヲ拂出シ債主ニ交付シ領收證書ハ仕拂命令ヲ當テタル金庫ヘ送付スヘシ其電信振換拂ニ係ルモノハ適宜ノ領收證書ヲ徵シテ現金ヲ交付スヘシ

振換拂金庫ニ於テ債主ヨリ仕拂命令又ハ集合仕拂命令ニ對スル仕拂命令官ノ通知書ニ據リ送金ノ請求ヲ受ケタルトキ及仕拂命令ヲ當テタル金庫ヨリ電信送金ノ通知ヲ受ケタルトキハ振換拂トシテ現金ヲ拂出シ債主ヘ送金シ之ヲ仕拂命令ヲ當テタル金庫ヘ送付スヘシ

仕拂命令ヲ當テタル金庫ニ於テ振換拂金庫ヨリ前第二項及第三項ノ領收證書ヲ得タルトキハ歳出金ヲ拂出シ振換受ノ計算ヲ爲スヘシ

第二十條　金庫ハ仕拂命令官ヨリ定額戻入ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ヲ受領シ置キ追テ返納人ヨリ返納告知書ヲ添ヘ現金ノ納付アリタルトキ之ニ對査シテ現金ヲ領收シ該返納告知書ニ接續セル領收證書及仕拂命令官ヘノ通知書ヘ規定ノ如ク領收濟ノ年月日及金庫名ヲ記入シ金庫竝ニ取扱主任者ノ印ヲ捺シ其領收證書ハ返納人ヘ交付シ其通知書ハ當該仕拂命令官ヘ送付シ返納告知書ハ該金庫ニ留置クヘシ

第二十一條　金庫ハ毎月受領セル案内仕拂命令ノ内其月二十八日（二月ハ二十六日）迄ニ仕拂命令ノ付ニ至ラスシテ仕拂命令官ヨリ返付ノ請求アリタルモノハ直ニ之ヲ返付スヘシ（仕拂命令官ニ於テ毎月案内仕拂命令ヲ金庫ヘ送付セシ高ト仕拂命令ヲ債主ヘ交付セシ高ト符合セシムル爲メ案内仕拂命令ヲ金庫ヘ送付セシモノアルトキハ該案内仕拂命令ヲ金庫ヨリ仕拂命令ヲ當テタルモノト之ニ對スル仕拂命令ヲ其月中ニ債主ヘ交付スルニ至ラサリシモノアルトキハ該案内仕拂命令ヲ金庫ヨリ

（返付セシムルモノナルニ由ル）

第二十二條　金庫ハ毎年度ノ案内仕拂命令、集合仕拂命令若クハ金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スヘキ裏書アル仕拂命令ニシテ翌年度六月三十日迄ニ歳出金トシテ拂出ノ計算ヲ爲シ得サルモノハ當該年度ノ仕拂未濟金トシテ年度經過後五箇年間繰越整理スヘシ

年度經過後五箇年間ヲ經過シテ尚ホ仕拂ノ請求ナキモノハ第二號書式ノ報告書ヲ調製シ大藏省ヘ差出シ其指揮ニ從ヒ歳入ニ組入ルル順序ヲ爲スヘシ

第二十三條　金庫ハ現金交付濟ノ仕拂命令、集合仕拂命令ノ内現金交付濟ニ係ル受取人ノ領收證書及金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スヘキ裏書アル仕拂命令集合仕拂命令ニ對スル受取人ノ領收證書竝ニ返納告知書（定額ニ戻入セシ分ニ限ル）其他ノ證憑書類ヲ各年度、主管廳及仕拂命令官毎ニ區分シ一箇月分ヲ纏メ合計書ヲ調製シ帳簿上ノ仕拂額及戻入額ニ對査シ共ニ保存スヘシ但支金庫ニ於テ調製セシモノハ其證憑書ト共ニ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ其本金庫ヘ中央金庫ニ送付スヘシ

金庫ハ案内仕拂命令、集合仕拂命令、金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スヘキ裏書アル仕拂命令、集合仕拂命令ヲ各年度、主管廳及仕拂命令官毎ニ區分シ一箇月分ヲ取纏メ之カ金額及ヒ定額戻入高ヲ帳簿上ノ仕拂命令受領濟額及戻入額ニ對査シ共ニ保存スヘシ

第四章　雜　部

第二十四條　各廳出納官吏ノ職務上取扱フ所ノ現金ニシテ出納官吏現金取扱規則又ハ大藏大臣特別ノ命令ニ據リ金庫ニ於テ保管預リヲ爲スモノヲ雜部トス

第二十五條　各廳出納官吏ヨリ雜部保管金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込アリタルトキハ金庫ハ其ノ現金ヲ領收シ第三號書式ノ保管證書ヲ調製シ之ヲ該官吏ヘ交付スヘシ

第二十六條　各廳出納官吏ヨリ案内引出切符ヲ受ケタルトキ金庫ハ該官吏ノ預ケ金額ニ照査スヘシ

左ノ場合ニ於テハ事由ヲ各廳出納官吏ニ告ケ其案内引出切符ヲ返付スヘシ

第一　案内引出切符ノ式ニ違フトキ

第二　案内引出切符ノ汚損シテ其要部ヲ明ニ認メ難キトキ

第三　案内引出切符ノ金額該官吏ノ預ケ金額ニ超過スルトキ

第二十七條　各廳出納官吏ヨリ發行セシ雜部引出切符ヲ持參シ現金ノ仕拂ヲ請求スルモノアルトキハ金庫ハ其案内引出切符ニ對査シ其金額ヲ交付スヘシ但現金交付ノ際引出切符及案内引出切符ノ表面ニ年月日現金交付濟ノ旨ヲ記入シ置クヘシ

第二十八條　案内引出切符ノ未タ到著セサルトキ若クハ引出切符ノ該案内引出切符ト符合セサルトキ若クハ引出切符ノ汚損シテ案内引出切符ト照合シ難キトキハ其事由ヲ引出切符持參人ニ告ケ金庫ハ其仕拂ヲ拒ムヘシ

第二十九條　金庫ニ於テ受領セル案内引出切符ニシテ其發行日ヨリ七日ヲ過キ現金仕拂ノ請

求ナキモノハ直ニ之ヲ出納官吏ニ送付スヘシ

第三十條　金庫ハ雜部保管金拂込書、現金交付濟ノ引出切符其他ノ證憑書類ヲ各廳出納官吏毎ニ區分シ一箇月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ帳簿上ノ收支額ニ對査シ共ニ保存スヘシ但シ支金庫ニ於テ調製セシモノハ其證憑書ト共ニ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ其本金庫ヘ中央金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ中央金庫ヘ送付スヘシ

第五章　現金運轉

第三十一條　金庫ニ於テ領收シタル現金ハ其金庫ノ仕拂基金ニ充ツヘシ

第三十二條　金庫出納役ハ各金庫ニ於テ仕拂フヘキ豫算額（毎年度ノ歲出仕拂豫算ヲ始メ總テ金庫ニ於テ仕拂フヘキ金額ヲ含蓄スルモノトス）ニ基キ金庫相互間ニ現金ノ運轉配賦ヲ爲シ常ニ仕拂ニ差支ナカラシムヘシ

第三十三條　金庫出納役ハ每日第四號書式ノ國庫金配賦表ヲ調製スヘシ

第三十四條　金庫出納役ハ每月十日、二十日、末日ニ於ケル前條國庫金配賦表ヲ其翌日大藏省ヘ差出スヘシ

第三十五條　金庫ニ於テ取扱フヘキ陸軍歸休兵豫備役後備軍軀員兵員臨時召集旅費仕拂及爲替納金取扱等ニ係ル順序ハ別ニ定ムル所ニ據ル

金庫相互間現金運轉配賦ニ係ル諸帳簿及取扱順序ハ金庫出納役之ヲ定メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六章　帳簿

第一款　中央金庫

第三十六條　中央金庫ハ現金ノ出納及歲出ノ仕拂ヲ調理スル爲メ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

第一　現金出納日記簿
第二　現金出納原簿
第三　各地本金庫現金出納內譯簿
第四　各地本金庫收支金報告額整理簿
第五　歲入金各廳內譯簿
第六　歲出金各廳內譯簿
第七　歲出仕拂未濟繰越金各廳內譯簿
第八　雜部金內譯簿
第九　現金種類別簿
第十　支出簿

第三十七條　現金出納日記簿ハ計算報告若クハ各證憑書ニ據リ原簿計算科目毎ニ複記式ヲ以テ其收支額ヲ登記スヘシ（二十六年大藏省令第三十二號ノ第十四號乙ノ一書式ニ據ル）

中央金庫ニ屬スル支金庫ノ收支ハ其報告表ノ中央金庫ヘ到着シタル日ニ於テ之ヲ登記スヘシ但支金庫ニ於テ甲月中ニ收支シタル分ヲ乙月ニ至リ登記スル場合ニハ支金庫實際收支ノ年月ヲ附記スヘシ

第三十八條　現金出納原簿ハ現金出納日記簿ヨリ轉記スヘシ（二十六年大藏省令第三十二號ノ第十四號丙ノ一書式ニ據ル）

原簿計算科目ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條　各地本金庫現金出納内譯簿ハ各本金庫ヲ區分シ各本金庫ヨリ送付スル收支金報告表ニ據リ其收支額ヲ登記スヘシ其書式第七號ノ如シ

第四十條　各地本金庫收支金報告額整理簿ハ現金出納原簿ノ科目中各地本金庫又ハ其ノ所屬支金庫ニ收支額アル分(現金運轉配賦ニ關スル各科目ヲ除ク)毎ニ之ヲ設ケ各本金庫ヲ區分シ各本金庫ヨリ送付スル收支金報告表ニ據リ其ノ收支額ヲ登記シ置キ追テ毎月出納計算書ヲ受ケタルトキ之ヲ對照整理スヘシ其ノ書式第八號ノ如シ

但シ支金庫ニ於テ甲月中ニ收支シタル金額ヲ本金庫乙月分ノ計算ニ編入シタル分ニ對シテハ各本金庫ヨリ其ノ金額ヲ報告セシメ本文對照ノ用ニ供スヘシ

第四十一條　歲入金各廳内譯簿ハ各年度毎ニ之ヲ設ケ各主管廳及取扱廳毎ニ歲入徵收官ヲ區分シ中央金庫ニ係ルモノハ各證憑書、中央金庫ニ屬スル支金庫ニ係ルモノハ該支金庫ヨリ送付スル歲入金各廳内譯表ニ據リ其收入額ヲ登記スヘシ其書式第九號ノ如シ

第四十二條　歲出金各廳内譯簿ハ各年度毎ニ之ヲ設ケ中央金庫及之ニ屬スル支金庫ヲ區分シ尙ホ各主管廳及仕拂命令官毎ニ細別シ中央金庫ニ係ルモノハ各證憑書、支金庫ニ係ルモノハ各仕拂未濟繰越金各廳内譯表ニ據リ其金額ヲ朱書シテ現金仕拂額ヲ扣除スヘシ

該支金庫ヨリ送付スル歲出金各廳内譯表ニ據ル現金仕拂額ヲ登記スヘシ其書式第十號ノ如シ

第四十三條　歲出仕拂未濟繰越金各廳内譯簿ハ各年度毎ニ之ヲ設ケ中央金庫及之ニ屬スル支金庫ヲ區分シ尙ホ各主管廳及仕拂命令官毎ニ細別シ中央金庫ニ係ルモノハ返納告知書、支金庫ニ係ルモノハ各證憑書、支金庫ニ係ルモノハ該支金庫ヨリ送付スル歲出金各廳内譯表ニ據リ其金額ヲ朱書シテ現金仕拂額ヲ扣除スヘシ

分シ尙ホ各主管廳及仕拂命令官毎ニ細別シ第二十二條ニ據リ繰越額ヲ登記シ置キ追テ現金仕拂タルトキ中央金庫ニ係ルモノハ各證憑書、支金庫ニ係ルモノハ該支金庫ヨリ送付スル歲出仕拂未濟繰越金支出各廳内譯表ニ據リ現金仕拂額ヲ登記スヘシ其書式第十一號ノ如シ

第四十四條　雜部金内譯簿ハ中央金庫及之ニ屬スル支金庫ヲ區分シ尙ホ各廳出納官吏毎ニ細別シ中央金庫ニ係ルモノハ各證憑書、支金庫ニ係ルモノハ該支金庫ヨリ送付スル雜部金收支内譯表ニ據リ其收支額ヲ登記スヘシ其書式第十二號ノ如シ

第四十五條　現金種類別簿ハ中央金庫及之ニ屬スル支金庫ヲ區分シ中央金庫ニ係ルモノハ各證憑書、支金庫ニ係ルモノハ該支金庫ヨリ送付スル諸報告表ニ據リ其收支額ヲ集計登記スヘシ其書式第十三號ノ如シ

第四十六條　支出簿ハ各年度經常部臨時部毎ニ之ヲ設ケ各主管廳及仕拂命令官毎ニ各款項ヲ區分シ大藏大臣ヨリ仕拂豫算若クハ其更定計算書又ハ年度開始前支出ノ令達ヲ受ケタルトキ其金額ヲ登記シ置キ仕拂命令官ヨリ案内仕拂命令、集合仕拂命令若クハ金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スヘキ裏書アル仕拂命令集合仕拂命令ヲ受領セル都度仕拂命令受領濟額ヲ登記スヘシ(二十六年大藏省令第三十二號ノ第十三號書式ニ據ル)

第二十條ニ據リ定額戻入アルトキハ返納告知書ニ據リ其金額ヲ朱書シテ仕拂命令受領濟額ヲ扣除スヘシ

第四十七條　現金出納日記簿、現金出納原簿、各地本金庫現金出納内譯簿、歲出仕拂未濟繰越金各廳内譯簿、雜部金内譯簿、現金種類別簿ハ各會計年度毎ニ之ヲ改置シ歲入金各廳内譯簿、歲出金

各廳內譯簿、支出簿ハ一會計年度ノ出納完結ニ至ル迄貫通シテ登記スヘシ

各地本金庫收支金報告額整理簿ハ歲入又ハ歲出ニ關スル各科目ニ係ル分ハ一會計年度ノ出納完結ニ至ル迄貫通シテ登記シ其ノ他ノ科目ニ係ル分ハ各會計年度毎ニ之ヲ改置スヘシ

第二款　本金庫

第四十八條　本金庫ハ現金ノ出納及歲出ノ仕拂ヲ調理スル爲メ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

第一　現金出納日記簿

第二　現金出納原簿

第三　歲入金各廳內譯簿

第四　歲出金各廳內譯簿

第五　歲出仕拂未濟繰越金各廳內譯簿

第六　雜部金內譯簿

第七　現金種類別簿

第八　支出簿

第四十九條　前條ニ揭クル諸帳簿ノ設置登記ニ關スル手續等ハ中央金庫ノ例ニ同シ（現金出納日記簿ノ樣式ハ二十六年大藏省令第三十二號ノ第十四號乙ノ二書式現金出納原簿ノ樣式ハ同上第十四號丙ノ二書式ニ據ル）

第三款　支金庫

第五十條　支金庫ハ現金ノ出納及歲出ノ仕拂ヲ調理スル爲メ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

第一　現金受拂簿

第二　現金受拂總括簿

第三　歲入金各廳內譯簿

第四　歲出金各廳內譯簿

第五　歲出仕拂未濟繰越金各廳內譯簿

第六　雜部金內譯簿

第七　支出簿

第五十一條　前條ニ揭クル諸帳簿ノ設置登記ニ關スル手續等ハ現金受拂簿及現金受拂總括簿ヲ除クノ外中央金庫ノ例ニ準ス

第五十二條ノ一　現金受拂簿ハ各年度毎ニ之ヲ設ケ各證憑書ニ據リ其金額事由ヲ登記スヘシ其書式第十四號ノ如シ

第五十二條ノ二　現金受拂總括簿ハ各年度毎ニ之ヲ設ケ各科目毎ニ區分シ毎日現金受拂簿ヨリ轉記スヘシ其書式第十五號ノ如シ

第七章　計算報告

第一款　中央金庫

第五十三條　中央金庫ハ第三十六條ノ諸帳簿ニ據リ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ

第一　（削除）

第二　歲入金月計對照表

第三　歲出金月計對照表

第四　歳出仕拂未濟繰越金支出月計對照表
第五　雜部金月計對照表
第六　收支金報告表
第七　現金出納原簿計算表
第八　仕拂命令受領濟額報告書

第五十四條（削除）

第五十五條　歳入金月計對照表ハ歳入金各廳内譯簿ニ據リ中央金庫ニ於テ直接ニ取扱ヒタル收支セシ金額ヲ掲ケ每月之ヲ調製シ（其月中ニ實際收入セシモノヲ掲ク）翌月七日迄ニ歳入徵收官ヘ送付スヘシ其書式第十七號ノ如シ

第五十六條　歳出金月計對照表ハ歳出金各廳内譯簿ニ據リ中央金庫ニ於テ直接ニ取扱ヒタル金額ヲ掲ケ每月之ヲ調製シ現金仕拂濟ノ仕拂命令及受取人ノ領收證書ヲ添ヘ翌月五日迄ニ仕拂命令官ヘ送付スヘシ其書式第十八號ノ如シ

第五十七條　歳出仕拂未濟繰越金支出月計對照表ハ歳出仕拂未濟繰越金各廳内譯簿ニ據リ中央金庫ニ於テ直接ニ支出セシ金額ヲ掲ケ每月之ヲ調製シ（其月中ニ實際支出セシ者ヲ除ク）現金仕拂濟ノ仕拂命令及受取人ノ領收證書又ハ大藏大臣令達書ヲ添ヘ翌月五日迄ニ仕拂命令官ヘ送付スヘシ其書式第十九號ノ如シ

前項ノ月計對照表ハ當該官吏ノ證明ヲ受ケ添付シタル證憑書ト共ニ還付ヲ請フヘシ

第五十八條　雜部金月計對照表ハ雜部金内譯簿ニ據リ中央金庫ニ於テ直接ニ收支セシ金額ヲ掲ケ每月之ヲ調製シ現金仕拂濟ノ引出切符ヲ添ヘ翌月五日迄ニ各廳出納官吏ヘ送付スヘシ其書式第二十號ノ如シ

前項ノ月計對照表ハ當該官吏ノ證明ヲ受ケ仕拂濟引出切符ト共ニ還付ヲ請フヘシ

第五十九條　收支金報告表ハ現金出納原簿及各地本金庫現金出納内譯簿ニ據リ每日之ヲ調製シ大藏省ヘ差出スヘシ其書式第二十一號ノ如シ

第六十條　現金出納原簿計算表ハ現金出納原簿ニ據リ每日之ヲ調製シ大藏省ヘ差出スヘシ其書式第二十二號ノ如シ

第六十一條　仕拂命令受領濟額報告書ハ支出簿ニ據リ中央金庫ニ於テ直接ニ受領セシ金額ヲ掲ケ每月之ヲ調製シ（帳簿登記ノ日附ニ拘ハラス仕拂命令受領濟額ハ仕拂命令ニ記載シアル金庫ヘ送附ノ月ノ屬スル金額ヲ除ク）翌月五日迄ニ仕拂命令官ヘ送付スヘシ（二十六年大藏省令第三十三號ノ第七號書式ニ據ル）

前項ノ報告書ハ當該官吏ノ證明ヲ受ケ然ル上金庫出納役式ノ如ク署名捺印シ支金庫ヨリ送附シタル仕拂命令受領濟額報告書ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ每月出納計算書ト共ニ大藏省ヘ差出スヘシ

各金庫ノ仕拂命令受領濟額報告書ハ各本金庫ヨリ中央金庫ヘ受領シタルトキ各本金庫每月出納計算書ト共ニ差出スヘシ

本支金庫ノ仕拂命令受領濟額報告書ニハ金庫出納役式ノ如ク署名捺印スヘシ

第六十二條（削除）

第二款　本金庫

第六十三條　本金庫ニ於テハ第四十八條ノ諸帳簿ニ據リ左ノ計算報告書ヲ調製スヘシ

第一　(削除)
第二　歲入金月計對照表
第三　歲出金月計對照表
第四　歲出仕拂未濟繰越金支出月計對照表
第五　雜部金月計對照表
第六　收支報告表
第七　現金出納原簿計算表
第八　仕拂命令受領濟額報告書

第六十四條　本金庫ニ於テ前條ニ揭クル諸計算報告表ヲ調製スル手續等ハ收支金報告表ヲ除クノ外中央金庫ノ例ニ同シ但現金出納原簿計算表ハ第二十三號書式ニ據リ調製シ本金庫ニ備ヘ置キ仕拂命令受領濟額報告書ハ支金庫ヨリ送附シタル仕拂命令受領濟額報告書ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ每月出納計算書ト共ニ中央金庫ヘ送附スルモノトス

第六十五條　收支金報告表ハ現金出納原簿ニ據リ每五十ノ日(月末大ノ月ハ三十一日、二月ハ二十八日若クハ二十九日)之ヲ調製シ中央金庫ヘ差出スヘシ其書式第二十四號ノ如シ

第六十六條　(削除)

第三款　支金庫

第六十七條　支金庫ニ於テハ第五十條ノ帳簿ニ據リ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ

第一　歲出金月計對照表
第二　歲出仕拂未濟繰越金支出月計對照表
第三　雜部金月計對照表
第四　現金受拂總括簿計算表、
第五　歲入金各廳內譯表
第六　歲出金各廳內譯表
第七　歲出仕拂未濟繰越金支出各廳內譯表
第八　雜部金收支內譯表
第九　仕拂命令受領濟額報告書

第六十八條　支金庫ニ於テ歲出金月計對照表、歲出仕拂未濟繰越金支出月計對照表、雜部金月計對照表及仕拂命令受領濟額報告書ヲ調製スル手續等ハ中央金庫ノ例ニ同シ但各廳證明濟月計對照表及仕拂命令受領濟額報告書ハ翌月十日迄ニ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ中央金庫ヘ送付スヘシ

第六十九條　(削除)

第七十條　支金庫ハ歲入金各廳內譯簿ニ據リ每日歲入金各廳內譯表ヲ調製シ本金庫ニ屬スル現金受拂總括簿計算表ハ第二十五號書式ニ據リ每日之ヲ調製シ支金庫ニ備ヘ置クヘシ

第六十九條　(削除)

第七十條　支金庫ハ歲入金各廳內譯簿ニ據リ每日歲入金各廳內譯表ヲ調製シ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ其本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ中央金庫ヘ送付スヘシ其書式

第二十六號ノ如シ

第七十一條　支金庫ハ歳出金各廳内譯簿ニ據リ毎日歳出金各廳内譯表ヲ調製シ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ其本金庫ヘ中央金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ中央金庫ヘ送付スヘシ其書式第二十七號ノ如シ

第七十二條　支金庫ハ歳出仕拂未濟繰越金各廳内譯簿ニ據リ毎日歳出仕拂未濟繰越金各廳内譯表ヲ調製シ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ其本金庫ヘ中央金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ中央金庫ヘ送付スヘシ其書式第二十八號ノ如シ

第七十三條　支金庫ハ雜部金内譯簿ニ據リ毎日雜部金收支内譯表ヲ調製シ本金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ其本金庫ヘ中央金庫ニ屬スル支金庫ニ在テハ中央金庫ヘ送付スヘシ其書式第二十九號ノ如シ

第八章　決算整理

第一款　中央金庫

第七十四條　中央金庫ハ現金ノ出納及歳出ノ仕拂ヲ證明スル爲メ左ノ計算書ヲ調製スヘシ

第一　每年度出納計算書
第二　各金庫每月出納内譯書　（明治二十七年會計檢查院達第十九號ニ據リ調製）
第三　各金庫每月出納計算書（大藏省ヘ提出）

第七十五條　每年度出納計算書ハ現金出納原簿、各地本金庫現金出納内譯簿、現金種類別簿ニ據リ調製シ各證憑書類ヲ添ヘ會計檢查院ヘ提出ノ爲メ翌年度六月三十日迄ニ大藏省ヘ發送ス

ヘシ

前項出納計算書ニハ各金庫檢查員ノ檢定書ヲ取纏メ添付スヘシ

金庫出納役每年度ノ出納計算書ニハ各金庫ニ於テ其年ノ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ニ實際出納セシ金額ヲ掲クヘシ（譬ヘハ中央金庫ニ於テ現金出納原簿ヘ登記セシハ翌年四月一日以降ト雖モ實際各地本支金庫ニ於テ三月三十一日以前ニ出納セシモノハ卽チ其出納セシ年度ノ計算ニ組ミ入ルヽカ如シ）

第七十六條　各金庫每月出納内譯書ハ中央金庫及之ニ屬スル支金庫ニ於テ一箇月中ニ出納セシモノヲ現金出納原簿、歳入金各廳内譯簿（帳簿登記ノ日付ニ拘ハラス實際該月中ニ中央金庫及之ニ屬スル支金庫ニ於テ收入セシ者ヲ掲ク）支出簿、歳出金各廳内譯簿（帳簿登記ノ日付ニ拘ハラス仕拂命令受領濟額ハ該命令ニ記載シアル金庫ヘ送付ノ日ノ屬スル月ノ區分ニ據リ之ヲ掲ケ仕拂高ハ實際該月中ニ中央金庫及之ニ屬スル支金庫ニ於テ支出セシモノヲ掲ク）歳出仕拂未濟繰越金各廳内譯簿、雜部金内譯簿（歳入及歳出金各廳内譯簿ノ摘註ニ同シ）等ニ據リ之ヲ調製シ各廳證明濟ノ月計對照表、大藏大臣令達書ノ謄本ヲ添ヘ會計檢查院ヘ提出ノ爲メ翌月十五日迄ニ大藏省ヘ發送スヘシ

每年六月ノ出納内譯書ニハ前年度所屬歳入歳出出納明細書ヲ添付スヘシ

各本金庫每月出納内譯書ハ各本金庫ヨリ中央金庫ヘ受領シタルトキ中央金庫ノ各帳簿ニ對照シ金庫出納役之ニ署名捺印シ各廳證明濟ノ月計對照表、大藏大臣令達書ノ謄本ト共ニ會計檢查院ヘ提出ノ爲メ大藏省ヘ發送スヘシ

第七十七條　各金庫每月出納計算書ハ中央金庫及各本金庫每ニ區分調製スヘシ

中央金庫每月出納計算書ハ第七十六條第二項ノ例ニ依リ之ヲ調製シ翌月十五日迄ニ大藏省

ヘ發送スヘシ共書式ハ別ニ之ヲ定ム

各本金庫毎月出納計算書ハ各本金庫ヨリ中央金庫ヘ受領シタルトキ中央金庫ノ各帳簿ニ對照シ金庫出納役之ニ署名捺印シ直ニ大藏省ヘ發送スヘシ

第二款　本金庫

第七十八條　各本金庫ハ現金ノ出納及歳出ノ仕拂證明ノ用ニ供スル爲メ左ノ計算書ヲ調製スヘシ

第一　本金庫毎月出納内譯書(明治二十七年會計檢査院達第十九號ニ據リ調製)

第二　本金庫毎月出納計算書(大藏省ヘ提出)

第七十九條　本金庫毎月出納内譯書ハ第七十六條第二項ノ例ニ依リ之ヲ調製シ各廳證明濟ノ月計對照表、大藏大臣令達書ノ謄本ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ中央金庫ヘ發送スヘシ

毎年三月ノ出納内譯書ニハ各本金庫及之ニ屬スル支金庫檢査員ノ檢定書ヲ取纏メ添付スヘシ

毎年六月ノ出納内譯書ニハ前年度所屬歳入歳出出納明細書ヲ添付スヘシ

第八十號　本金庫毎月出納計算書ハ第七十六條第二項ノ例ニ依リ之ヲ調製シ翌月十五日迄ニ中央金庫ヘ發送スヘシ

附　則

第八十一條　本規程ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

明治二十三年當省訓令第十五號金庫相互間回送金振換金取扱順序同年當省訓令第百二十七號大阪本金庫各本金庫間振換金取扱順序及本規程ニ牴觸スル訓令ハ本規程施行ノ日ヨリ總テ廢止ス

第八十二條　本規程施行ノ際現存ノ用紙帳簿ニシテ尚ホ使用シ得ヘキモノハ之ヲ取繕ヒ當分使用スルモ妨ナシ

（書式省略）

以上述べたる所は卽ち一般會計に關する金庫の出納事務なるが、此の外各種の特別會計に關する金庫事務に就ては、必ずしも上述の規定のみを以て律するを許さざるものあるを以て、此等に就ては大藏省訓令を以て夫々特別の規程を設けて之に依り取扱はしめ、此等特別の規程に記載なき事項に限り一般の金庫事務規程に準據すべきものとしたり。作業及鐵道會計金庫出納事務規程・官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程・朝鮮總督府特別會計金庫出納事務規程・臺灣總督府特別會計金庫出納事務規程等其の數甚だ多し。此等の諸規程は特別會計法規の改廢に伴ひ種々の變遷を經て大正五年に至りしが、同年四月大藏省訓令第四號を以て此等從來の諸規程を統一綜合して新に特別會計金庫出納事務規程を制定したり。本規程は爾後屢次の部分的改正を經て(大正五年大藏省訓令第八號、六年同第五號・第七號及第八號、七年同第十二號、八年同第四號、九年同第六號・十年同第六號・第九號及第十二號)、大正十一年金庫制度廢止の時に至るまで行はれたり。此等各種の事務規程竝に其の改廢等に就ては總て省略す。

以上述べたる一般會計及特別會計に關する出納事務の外に、尚明治初年以來大藏省に於て管掌する各種の預り金あり、之に關する事務は明治十八年以後大藏省預金局をして取扱はしめ、其の現金の出納保管に就ては金庫をして其の任に當らしめしが、明治二十三年に至り勅令第二號を以て、法令の

結果に因り政府に於て保管の義務を有する公有金・私有金は總て預金局に寄託せしむることとし、又同年勅令第百四十五號を以て法律の規定に因りて供託する金錢・有價證券も亦預金局の保管に屬することとなりしを以て、此等の保管金及供託金の出納・保管に關しても、金庫をして其の事務を執らしむることとなれり。茲に於て同年大藏省訓令第四十四號・同第五十八號及同第百五十五號を以て、金庫出納役に對し夫々保管金受渡事務順序・各金庫預金報告順序及供託物取扱順序を令達し、以て此等預金局の管掌に係る預金・保管金及供託金の金庫に於ける出納事務に關する手續を定めたり。然るに明治二十六年十一月以降大藏省預金局を廢止し、此等預金・保管金及供託金の出納保管は、金庫出納役に於て直接取扱ふことと爲すに及び、同年九月大藏省訓令第三十二號を以て前記の諸規程を廢止すると共に、新に預金保管物及供託物金庫出納事務規程を制定して、此等の出納に關して特別の規程を設け、此の規程に記載なき事項に限り一般の金庫出納事務規程に準據することとしたり。本規程は爾後屢部分的の改正を施されしのみにて實施せられ、以て大正十一年金庫制度廢止の時に至りしものとす（明治二十七年大藏省訓令第八號及第二十三號、二十八年同第三號及第十三號、三十一年同第三十三號、三十二年同第十二號及第五十二號、三十三年同第三十六號及第四十二號、三十五年同第四號・第二十一號及第二十七號、三十八年同第五十五號、四十一年同第六號、四十三年同第三十號、四十四年同第十三號、大正四年同第六號）。　此等の諸規程及其の改廢等に就ても茲には總て之を省略す。

國庫金の出納は法律の規定に基く一二の例外の場合を除くの外、總て金庫をして之が取扱に當らしむるを以て原則と爲せしが、大正四年一月勅令第六號を以て、郵便官署をして歳入金の受入及歳出金の繰替拂渡に關する事務を取扱はしむるの制度を設くるに及び、從來主として金庫に於て直接掌理したる出納事務の一部は郵便官署に移さるることとなり、茲に金庫事務取扱上に重要なる變化を生ずるに至れり。而して右勅令に基き郵便官署に於て取扱ふ出納事務の手續、竝に郵便官署と金庫との間に於ける事務上の交涉等に關しては、大正四年大藏省令第一號及同年遞信省令第八號等を以て規定する所ありと雖も、此等に就ては既に第四款第二項に於て略述する所ありしを以て、茲には之を省略す。

金庫規則第四條及第十條に依れば、金庫は大藏大臣之を管理し、大藏大臣は檢査官吏を派出して何時にても金庫の金櫃・帳簿を檢査することを得るものとせり。是を以て此の規定に基き明治二十二年十二月大藏省令第十七號を以て金庫檢査規程を制定し、金庫の檢査に關する手續を定めしが、明治三十四年四月に至り大藏省令第五號を以て其の全部を改正し、同年七月一日より之を實施したり。本規程は爾後何等の改正もなくして行はれしが、大正十一年金庫制度の廢止に伴ひ、同年三月大藏省令第十九號を以て廢止せられたり。今明治三十四年改正の金庫檢査規程の全文を揭ぐれば左の如し。

金庫檢査規程（明治三十四年四月二十六日大藏省令第五號）

第一條　金庫ノ檢査ハ定時及臨時ニ之ヲ施行ス

第二條　定時檢査ハ毎年三月三十一日（當日ノ出納ヲ結了セシ處ヲ以テ檢査ス）臨時檢査ハ金庫出納役及其代理人交替スルトキ若クハ大藏大臣必要ト認ムルトキニ於テ之ヲ施行ス

第三條　檢査官吏中央金庫若クハ本金庫ヘ臨檢ノ節ハ出納役若クハ其代理人ヨリ現金出納原簿ノ計算表、現金出納計算書、有價證券受拂計算書及現金有價證券ノ現在高書ヲ徵シ之ヲ原簿

其他諸帳簿等ノ員額ニ對査シ又現在高書ト其金櫃ニ保管スル所ノ現金及有價證券ト對査スヘシ

支金庫ヘ臨檢ノ節ハ出納役代理人ヨリ各帳簿ノ現金出納仕譯書有價證券受拂計算書及現金有價證券ノ現在高書ヲ徵シ之ヲ各帳簿ニ對査シ現在高書ト金櫃ニ保管スル所ノ現金及有價證券ト對査スヘシ

定時檢查ノ場合ニ於テハ現金出納計算書及有價證券受拂計算書ヲ徵スルニ及ハス

檢查官吏前各項ノ對查ヲ了シタルトキハ檢定書二通ヲ作リ金庫出納役若クハ其代理人ヲシテ之ニ署名捺印セシメ其一通（即甲號）ハ金庫出納役若クハ其代理人ヘ交付スヘシ

第四條　金庫出納役若クハ其代理人交替ノ場合ニ於ケル檢查執行ノ際ニハ後任者タル金庫出納役若クハ其代理人之ニ立會フヘシ

前項ノ場合ニハ後任者ハ檢定書ニ連署シ檢查結了ノ後直ニ前任者ヨリ現金有價證券等ノ引繼ヲ受ケ其旨前任者ト連署シ檢查官吏ニ屆出ヘシ

第五條　檢查官吏ハ金庫ノ檢查ヲ了シタルトキハ檢定書（即乙號）ヲ添付シ定時檢查ニ係ルモノハ其年四月三日迄ニ臨時檢查ニ係ルモノハ直ニ其地ヲ發シ大藏大臣ニ送付スヘシ

代理人ヨリ提出シタル所ノ書類及檢定書

第六條　金庫規則第十條ニ依リ金庫事務ヲ取扱フ所ノ銀行全部ノ金櫃帳簿ヲ檢查スル場合ニハ檢查官吏ハ其銀行ヨリ貸借對照表及現金有價證券ノ現在高書ヲ徵シ之ヲ諸帳簿及現在品ニ對査スヘシ

前項ノ場合ニハ檢查官吏ハ其關係書類ヲ添付シ金庫檢查報告ト併セテ大藏大臣ニ報告スヘシ

第七條　檢查官吏金庫ヘ臨檢ノトキハ臨檢章ヲ携帶シ之ヲ金庫出納役若クハ其代理人ニ示スヘシ

第八條　檢查執行ニ關スル手續ハ別ニ之ヲ定ム

（書式省略）

次に又會計規則第百十一條に於ては、會計法に據りて國庫金の取扱を日本銀行に命じたる場合には、日本銀行總裁は金庫出納役として金庫の出納を掌り、一年度内に執行したる出納の計算書を調製し、證憑書類を添へ大藏大臣を經由して之を會計檢查院に送付し、同院の檢查判決を受くべきものと定めたり。依て此の規定に基き明治二十二年十二月大藏省訓令第七十一號を以て金庫出納證明規程を定め、金庫出納役の證明手續に關する規定を設けたり。右規定は明治二十五年一月大藏省訓令第一號に依る一部の改正を經て、同二十七年七月に至り會計檢查院達第十九號を以て其の全部を改定せられしが、明治三十三年四月に至り會計檢查院達第一號を以て再び之を改定し、爾後明治三十五年八月の一部改正を經て大正四年度末の廢止に至るまで施行せられたり。今大正四年度末現行の金庫出納證明規程の全文を掲ぐれば左の如し。

金庫出納證明規程（明治三十三年四月十一日會計檢查院達第一號）

第一條　會計規則ニ依リ金庫出納役ノ調製スヘキ金庫出納計算書ハ第一號書式ニ各金庫出納內譯書ハ第二號書式ニ據ルヘシ

金庫出納計算書ノ提出期限ハ年度經過後三箇月以内又金庫出納内譯書ハ翌月十五日マテトス（三十五年八月會計檢査院達第五號ヲ以テ本項追加）

第二條　毎年度六月各金庫出納内譯書ニハ第三號書式ニ據リ調製シタル前年度所屬歳入歳出出納明細書ヲ添付スヘシ（三十五年八月會計檢査院達第五號ヲ以テ「七月」ヲ「六月」ニ改ム）

前項明細書提出ノ後歳入歳出年度科目等ニ誤謬アルコトヲ發見シタルモノアルトキハ其都度金額事由ヲ詳記シタル報告書ヲ提出スヘシ

第三條　出納計算書ノ證憑トシテ提出スヘキモノハ定時檢査ヲ執行シタル官吏ノ各金庫檢定書及該官吏ノ證明ヲ受ケタル有價證券殘高書トス

第四條　出納内譯書ノ證憑トシテ提出スヘキモノ左ノ如シ

一　歳出金及歳出仕拂未濟繰越金ノ仕拂又ハ雜部金ノ出納ニ對シテハ當該官吏ノ證明ヲ受ケタル月計對照表

二　預金保管金供託金及有價證券ノ出納ニ對シテハ大藏大臣指定ノ官吏ノ檢證ヲ受ケタル受拂證憑書類證明書

三　大藏大臣ノ令達ニ依リ移換又ハ出納ヲ爲シタルモノニ對シテハ其令達ノ謄本

前項月計對照表及受拂證憑書類證明書ニシテ出納内譯書提出ノ期日迄ニ當該官吏ノ證明又ハ檢證ヲ得ルコト能ハサルトキハ其事由ヲ付記シタル謄本ヲ提出シ正本ハ到達ノ月ニ於テ區分提出スヘシ

證憑書類ハ適宜分類編纂シ其金額紙數ヲ表紙ニ記載スヘシ

第五條　金庫ノ保管スル現金又ハ有價證券ノ亡失損失アリタル場合ニ於テハ其事實ヲ詳記シタル報告書ヲ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ辨償ヲ命セラレ又ハ缺損補塡ヲ受ケタルモノアルトキハ其金額事由ヲ詳記シタル報告書ヲ提出スヘシ

第六條　審理書答辯書及報告書ハ大藏大臣ヲ經由スヘシ

附　則

第七條　本規程ノ出納計算書ニ關スル規定ハ明治三十二年度ヨリ出納内譯書ニ關スル規定ハ明治三十三年度ヨリ施行ス

有價證券出納證明規程ハ廢止ス

（書式省略）

大正四年七月に至り會計檢査院達第一號を以て、各種の證明に關する規定を統一綜合して新に計算證明規程を定め、證明に關する從來の諸規程は大正四年度分限り之を廢止したり。而して金庫の出納證明に關しては其の第四章に於て規定せられ、前揭の金庫出納證明規程に代りて大正五年度より實施せられたり。今右計算證明規程の中金庫に關する部分を抄出すれば左の如し。

計算證明規程（大正四年七月十九日會計檢査院達第一號）（抄錄）

第四章　金　庫

第六十九條　金庫出納役ノ調製スヘキ金庫出納計算書ハ第十號書式各金庫出納内譯書ハ第十一號書式ニ據ルヘシ

毎年度六月分各金庫出納内譯書ニハ第十二號書式ニ據リ調製シタル前年度所屬歳入歳出
納明細書ヲ添附スヘシ
前項明細書提出ノ後年度科目其他ノ誤謬ヲ發見シタルトキハ其都度金額事由ヲ記載シタル
報告書ヲ提出スヘシ

第七十條　金庫出納計算書ハ年度經過後三箇月限リ金庫出納内譯書ハ翌月十五日限リ之ヲ提
出スヘシ

第七十一條　證憑書トシテ提出スヘキ書類左ノ如シ

一　歳出金及歳出仕拂未濟繰越金ノ仕拂又ハ雜部金ノ出納ニ對シテハ當該官吏ノ證明ヲ受
ケタル月計對照表

二　預金保管供託ニ係ル現金又ハ有價證券ノ出納ニ對シテハ大藏大臣指定ノ官吏ノ檢證ヲ
受ケタル受拂證憑書類證明書

三　大藏大臣ノ令達ニ依リ移換又ハ出納ヲ爲シタルモノニ對シテハ其令達ノ謄本

四　各金庫定時檢查ノ檢定書

前項月計對照表及受拂證憑書類證明書ニシテ出納内譯書提出ノ期日マテニ當該官吏ノ證明
又ハ檢證ヲ得ルコト能ハサルトキハ其事由ヲ附記シタル謄本ヲ提出シ原本ハ到達ノ月ニ於
テ區分提出スヘシ

證憑書類ハ分類編纂シ其金額紙數ヲ表紙ニ記載スヘシ

第七十二條　現金又ハ有價證券ノ亡失毀損アリタル場合ニ於テハ其事實ヲ記載シタル報告書
ヲ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ辨償ヲ命セラレ又ハ缺損補塡ヲ受ケタルモノアルトキハ其金額事由ヲ記
載シタル報告書ヲ提出スヘシ

第七十三條　審理書答辯書及報告書ハ大藏大臣ヲ經由スヘシ

附　則

第百十七條　本規程ハ大正五年度分ヨリ之ヲ施行ス但大正三年度同四年度分ト雖モ現ニ未證
明ニ屬スルモノハ本規程ニ據ルコトヲ得
證明ニ關スル從來ノ規程ハ大正四年度分限リ之ヲ廢止ス

（書式省略）

右計算證明規程は金庫に關する部分に就ては爾後何等の改正もなくして大正十一年に至りしが
同年會計法改正の結果金庫制度廢止せらるるに及び、同年三月會計檢查院達第一號改正計算證明規
程に於ては、金庫出納證明に關する規定を削除したり。

以上の如くにして金庫制度は明治二十二年會計法の制定と共に設けられ、爾來大正十一年に至る
迄引續き實施せらるること三十有餘年に及びしが、同年會計制度の大改正を行ふに際し新に預金制
度を採用して金庫制度を廢止することとなり、大正十一年度より之を實施したり。之れ卽ち多年の
懸案を解決せしものにして、實に會計制度上の一大革新と謂ふべきなり。其の詳細は次節に於て之
を述ぶべし。

第三節　會計制度の改正

第一款　總　說

我國の會計法は既述の如く明治二十二年に於て制定せられ、爾後一二些末の點に就て改正を行はれしことあるも、大體に於て舊態を維持して引續き三十有餘年間行はれ來りしものなるが、此の間に於ける時世の變遷は頗る大なるものありて、會計法の運用上種々不便不利の點を生じ、之が改正を必要とする點少なからざるものあるに至れり。茲を以て會計法改正の必要は既に其の制定後數年にして唱へられ、帝國議會に於ても會計法改正に關する法律案竝に建議案の議題に供せられしこと一再に止まらず、爾來引續き會計法の改正は財政經濟上の重大問題となれり。政府に於ても夙に之が必要を認めて其の調査に著手し、嘗て明治四十四年十二月内閣に臨時制度整理局を設けて諸般の制度の改革を圖るや、會計法に關しても亦一應の審査を遂げたるも、遂に其の改定を見るに至らず、爾來大藏省に於ては絶えず之が調査研究を怠らざりしが、會計法改正の必要は年と共に加はり、之が機運も漸く熟するに及びて、大正六七年以來鋭意調査の歩を進めし結果、遂に會計法改正に關する成案を得て、之を大正九年二月第四十二回帝國議會に提出したり。然るに右法案が衆議院の特別委員會に於て審議中衆議院解散せられし爲め、遂に成立を見るに至らざりしを以て、翌大正十年三月第四十四回帝國議會に對しては先づ衆議院本會議に於て二箇の修正案提出せられたり。本案に對しては先づ衆議院本會議に於て二箇の修正案提出せられたり。卽ち其の一は本法律案に於て新に規定を設けられたる所の、災害事變に關し整

年度に亙り契約を結ぶことを得しむる條項（第十一條）を削除せんとするものにして、他は隨意契約の範圍を從來より擴張せんとする條項（第三十一條第二項）及時效中斷に關する規定（第三十四條）を削除せんとするものなりしが、右修正案は討論の結果共に少數を以て敗れ、原案の儘可決せられたり。然るに本案が貴族院に回付せらるるや同院委員會に於て又二箇の修正を加へられたり。卽ち其の一は豫備金支出に關する事後承諾案は、第一・第二兩豫備金ともものにして、他は衆議院に於けると同じく、隨意契約の擴張に關する條項を削除せんとするものなりしが、本會議に於ては右の委員會の修正は少數を以て否決せられ、茲に會計法改正案は政府提出原案の儘兩院を通過し、大正十年四月八日法律第四十二號を以て左の如く公布せられたり。

會計法（大正十年四月八日法律第四十二號）

第一章　總　則

第一條　政府ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第二條　租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ

第三條　每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第四條　各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

第五條　政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム

前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トスルコトヲ得

第六條　政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得

大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

大藏省證券及借入金ノ最高額ハ每年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第二章　豫算

第七條　歲入歲出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

第八條　歲入歲出ノ總豫算ハ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

一　歲入豫算明細書

二　各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第九條　豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第十條　豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一豫備金支出ニ係ルモノハ年度經過後其ノ第二豫備金支出ニ係ルモノハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第十一條　政府ハ豫算ニ定ムルモノノ及特ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘカラサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亙ル契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ爲スコトヲ得ヘキ金額ハ每年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第三章　收入

第十二條　租稅其ノ他ノ歲入ハ法令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收又ハ收納スヘシ

法令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅其ノ他ノ歲入ヲ徵收又ハ收納スルコトヲ得ス但シ各廳事務員ヲシテ收納ヲ分掌セシムル場合又ハ日本銀行ヲシテ收納ヲ取扱ハシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四章　支出

第十三條　各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第十四條　國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス」

國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

第十五條　國務大臣其ノ所管定額ヲ支出セムトスルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ日本銀行ヲ支拂

人トスル小切手ヲ振出スヘシ但シ他ノ官吏ニ委任シテ小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第十六條　國務大臣ハ債主ノ爲ニスルニ非サレハ小切手ヲ振出スコトヲ得ス但シ以下四條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏又ハ日本銀行ニ對シ資金ヲ交付スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　國務大臣ハ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第十八條　國務大臣ハ日本銀行ニ命シ國債ノ元利拂ヲ爲サシムル爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第十九條　國務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金支拂ヲ爲サシムル爲當該官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル歳入金、歳出金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金ヲ補塡スル爲國務大臣ハ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第二十條　國務大臣隔地者ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之カ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付セムトスル場合ニ限リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得但シ軍艦、兵器、彈藥若ハ外國ヨリ直接購入スル機械圖書ノ代價及官公署ニ對シ支拂フヘキ經費ヲ除クノ外物件ノ製造若ハ買入又ハ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條　國務大臣ハ特殊ノ經理ヲ必要トスル場合ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五章　決算

第二十三條　會計檢査院ノ檢査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ

第二十四條　總決算ハ總豫算ト同一ノ樣式ヲ用キ左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額
調定濟歳入額
收入濟歳入額
不納缺損額
收入未濟歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額
豫算決定後增加歳出額
支出濟歳出額
翌年度繰越額
不用額

第二十五條　總決算ニハ會計檢査院ノ檢査報告ト倶ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

一　歳入決算明細書
二　各省決算報告書
三　國債計算書

第六章　歳計剰餘定額繰越過年度支出豫算外收入及定額戻入

第二十六條　各年度ニ於テ歳計ニ剰餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十七條　豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遲延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十八條　數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ支出殘額ヲ竣功年度迄遞次繰越シ使用スルコトヲ得

第二十九條　過年度ニ屬スル經費ハ現年度定額ヨリ支出スヘシ但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヲ除クノ外其經費所屬年度ノ毎項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十條　出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入其ノ他豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ支出濟歳出ノ返納金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルルコトヲ得

第七章　契　約

第三十一條　政府ニ於テ賣買貸借請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競爭ニ付スヘシ

國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於ヲハ指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動産賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八章　時　効

第三十二條　金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時效ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十三條　金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時效ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十四條　法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラス時效中斷ノ效力ヲ有ス

第九章　出納官吏

第三十五條　出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スヘシ
出納官吏ハ其ノ出納保管ニ係ル現金又ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘシ

第三十六條　出納官吏其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラサリシコトヲ會計檢査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ亡失毀損ニ付辨償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十七條　國務大臣ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳ノ事務員ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ分掌セシムルコトヲ得

出納官吏ニ關スル規定ハ前項ノ事務員ニ付之ヲ準用ス

第三十八條　第十五條ニ定メタル小切手振出ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十章　雜　則

第三十九條　特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第四十條　政府ハ其ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第四十一條　日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納、國債ノ發行ニ依ル收入金ノ收支、第十八條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ノ收支及前條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル有價證券ノ受拂ニ關シ會計檢査院ノ檢査ヲ受クヘシ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治二十七年法律第十六號、明治三十三年法律第五十號及明治四十四年法律第二十四號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ニ爲シタル第二豫備金ノ支出竝本法施行ノ日ノ屬スル年度ノ前年度及前々年度ノ決算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前ニ期滿免除ト爲ラサル權利ニ付テハ本法其ノ他ノ法律中時效ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ期間ノ起算點ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

本法施行前ニ進行ヲ始メタル期滿免除ノ期間カ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法其ノ他ノ法律ニ定ムル長キトキハ從前ノ規定ニ依ル但シ其ノ殘期カ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時效ノ期間ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ本法其ノ他ノ法律ヲ適用ス

前三項ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕明治二十七年六月十二日公布法律第十六號ハ國庫金出納上一時貸借ニ關スル件、同三十三年三月十二日公布法律第五十號ハ鐵道、郵便、電信、電話官署ニ於テ取扱フ現金出納ニ關スル件、同四十四年三月二十四日公布法律第二十四號ハ朝鮮總督府鐵道及通信官署ニ於テ取扱フ現金ノ出納ニ關スル件ナリ。

右會計法の施行期日は勅令を以て之を定むるものと爲せしが、政府は本法の公布後着々其の施行に要する諸般の準備を進めし結果、翌大正十一年四日一日一二月勅令第四百八十六號を以て此の旨を公布したり。斯くて朝野多年の宿題たりし會計法の根本的改正は、茲に始めて其の實現を見るを得たり。蓋し會計制度に於ける一大革新にして、實に我が財政の實務上に一新生面を開きしものと謂ふべし。今改正會計法を舊法の規定と比較して其の主要なる改正項目を擧ぐれば左の如し。

一　金庫制度を廢止して預金制度を採用せしこと

二　第二豫備金支出事後承諾案の提出期を繰上げしこと

三　決算の提出期を繰上げしこと

四　隨意契約の範圍を擴張せしこと
五　時效に關する劃一主義を廢止せしこと
六　出納官吏の責任を緩和せしこと
七　災害事變等に關し翌年度に亙る契約の締結に關する規定を新設せしこと

會計法の改正に伴ひ從來の會計規則も亦其の全部を改正することと爲し、大正十一年一月九日勅令第一號を以て左の如く之を公布し、會計法と同時に之を施行したり。本改正會計規則に於ては、會計法の改正に伴ふ當然の結果に屬するものの外、從來不備と認められし點に改正を加へ、更に又從來各種の特別勅令に依りて規定せられ、其の法制の散漫不秩序なりしものを整理統一したり。

會計規則（大正十一年一月九日勅令第一號）

第一章　總則

第一節　會計年度所屬區分

第一條　歲入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル
一　納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度
二　隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發スルモノハ納入ノ告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度
三　隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二條　歲出ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル
一　國債ノ元利、年金、恩給ノ類ハ支拂期日ノ屬スル年度
二　諸拂戻金、缺損補塡金、償還金ノ類ハ其ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度
三　俸給、給料、手當、旅費、手數料ノ類ハ其ノ支給スヘキ事實ノ生シタル時ノ屬スル年度
四　使用料、保管料、電燈電力料ノ類ハ其ノ支拂ノ原因タル事實ノ存シタル期間ノ屬スル年度
五　工事製造費、物件ノ購入代價、運賃ノ類ハ其ノ支拂ヲ爲スヘキ日ノ屬スル年度
六　前各號ニ該當セサル費用ニシテ繰替拂ヲ爲シタルモノハ其ノ繰替拂ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二節　國庫金ノ出納

第三條　日本銀行ハ本令ニ依ルノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金出納ノ事務ヲ取扱フヘシ

日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ政府預金トシ其ノ種別及受拂ニ關スル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條　政府預金ニハ大藏大臣ノ特ニ定ムルモノ及政府ノ爲ニスル支拂ノ準備ニ必要ナル金額ヲ除クノ外總テ相當ノ利子ヲ附セシム

第五條　每年度所屬歲入金ヲ日本銀行ニ於テ受入ルルハ翌年度四月三十日限トス但シ左ニ揭クル場合ニ於テハ翌年度五月三十一日迄之カ受入ヲ爲スコトヲ得

一　出納官吏ヨリ其ノ領收シタル歲入金ノ拂込アリタルトキ
二　市町村又ハ之ニ準スヘキモノヨリ其ノ收納シタル歲入金ノ送付アリタルトキ
三　國庫內ニ於テ移換ニ依ル歲入金ノ受入ヲ爲ストキ

毎年度所屬歳出金ヲ日本銀行ニ於テ支拂フハ翌年度五月三十一日限トス

第二章　豫　算

第一節　總豫算

第六條　大藏大臣ハ歳入ノ景況ヲ調査シ各省ノ豫定經費要求書ニ基キ歳入歳出總豫算ヲ調製スヘシ

總豫算ニハ歳計全體ニ關スル說明ヲ附スヘシ

第七條　歳入豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク歳入ノ性質ヲ明ニスヘシ

第八條　歳出豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク經費ノ目的ヲ明ニスヘシ

第九條　歳入歳出總豫算款項ノ區分ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二節　歳入豫算明細書

第十條　大藏大臣ハ毎年度歳入ノ豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ歳入豫算明細書ヲ調製スヘシ

歳入豫算明細書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ更ニ各項ノ金額ヲ各目ニ區分シ各項毎ニ增減ノ事由及計算ノ基ク所ヲ示スヘシ

第三節　豫定經費要求書

第十一條　各省大臣ハ毎年度其ノ所管經費ノ豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ豫定經費要求書ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十二條　各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ各項中所要ノ金額ヲ各目ニ區分シ必要ノ場合ニ於テハ更ニ之ヲ細分シ經費所要ノ理由及計算ノ基ク所ヲ示スヘシ

目ノ區分ハ各省大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十三條　各省ノ豫定經費要求書ニハ各省所管經費全體ニ關スル說明及各款各項ノ說明ヲ附スヘシ

第四節　支拂豫算

第十四條　各省大臣ハ毎年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ之ヲ大藏大臣及會計檢査院ニ送付スヘシ

支拂豫算ハ各款各項ノ金額ヲ示スヘシ

第十五條　支拂豫算ヲ更定シタルトキハ其ノ計算書ヲ大藏大臣及會計檢査院ニ送付スヘシ

第十六條　大藏大臣支拂豫算又ハ其ノ更定計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第五節　豫備金支出

第十七條　豫備金ハ大藏大臣之ヲ管理ス

第十八條　第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ハ毎年度豫メ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條　各省大臣第一豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十條　大藏大臣第一豫備金ノ支出ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第二十一條　各省大臣第二豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタ

ル要求書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十二條　大藏大臣ハ前條ノ要求書ヲ調査シ意見ヲ附シテ勅裁ヲ請フヘシ

第二十三條　第二豫備金支出ノ勅裁アリタルトキハ大藏大臣ハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル書類ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ通知シ且其ノ事項及金額ヲ官報ニ掲載スヘシ

第二十四條　第一豫備金ヲ以テ補充シタル金額ハ各省大臣其ノ計算書ヲ調製シ各費途毎ニ說明ヲ附シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ第一豫備金支出ノ總計算書ヲ調製シ之ニ說明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ計算書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ

第二十五條　第二豫備金ヲ以テ支辨シタル金額ハ各省大臣其ノ調書ヲ調製シ各費途毎ニ說明ヲ附シ每年度帝國議會常會ノ開會後直ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ第二豫備金支出ノ總調書ヲ調製シ之ニ說明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ調書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ

第六節　翌年度ニ亙ル契約

第二十六條　各省大臣災害事變其ノ他避クヘカラサル事由ノ爲會計法第十一條第一項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ結フノ必要アリト認ムルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十七條　大藏大臣前條ノ承認ヲ爲シタルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル書類ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第三章　收入

第一節　徵收

第二十八條　歲入徵收官ハ法律又ハ勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外各省大臣ノ定ムル各廳ノ長ヲ以テ之ニ充ツ但シ各省大臣必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ト協議シテ特例ヲ設クルコトヲ得

歲入徵收官必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ヲシテ其ノ徵收事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二十九條　支出濟ト爲リタル歲出ノ返納金ヲ歲入ニ組入レムトスル場合ニ於テハ該經費ヲ支出シタル支出官之カ歲入徵收官トシテ徵收ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十條　歲入徵收官租稅其ノ他ノ歲入ヲ徵收セムトスルトキハ法令ニ違フコトナキカ、所屬年度及歲入科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査シ之ヲ決定スヘシ

第三十一條　歲入徵收官前條ノ決定ヲ爲シタルトキハ納入ニ對シ其ノ納付スヘキ金額、期日及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スヘシ但シ出納官吏又ハ出納員ニ卽納セシムル場合ハ口頭ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　納期ノ一定シタル收入ニシテ納期所屬ノ年度ニ於テ納入ノ告知書ヲ發セサルモノハ總テ納入ノ告知書ヲ發シタル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

第二節　收納

第三十三條　出納官吏又ハ出納員租稅其ノ他ノ歲入金ヲ收納シタルトキハ領收證書ヲ納人ニ

交付スヘシ此ノ場合ニ於テハ出納官吏收納濟ノ旨ヲ歲入徵收官ニ報告スヘシ

第三十四條　出納官吏又ハ出納員ノ收納シタル現金ハ出納官吏之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第三十五條　日本銀行ニ於テ歲入金ヲ收納シ又ハ歲入金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ納人又ハ拂込人ニ交付シ領收濟ノ旨ヲ歲入徵收官ニ報告スヘシ

第三十六條　每年度所屬歲入金ヲ出納官吏又ハ出納員ニ於テ收納スルハ翌年度四月三十日限トス

第三節　報告

第三十七條　歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ歲入事務管理廳ニ送付スヘシ

第三十八條　歲入事務管理廳ハ徵收報告書ニ依リ每月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四章　支出

第一節　總則

第三十九條　勅令ヲ以テ指定シタル費途ニ對シテハ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非サレハ之ニ他ノ費途ノ金額ヲ流用スルコトヲ得ス

大藏大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第四十條　豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途及豫備金ヲ以テ支辨スル費途ノ金額ハ他ノ費途ニ流用スルコトヲ得ス

第四十一條　各省大臣他ノ官吏ヲシテ其ノ所管定額ノ支出ヲ爲サシメムトスルトキハ支拂豫算ヲ定メテ之ヲ委任スヘシ

第四十二條　支出官ニ事故アルトキハ各省大臣ハ臨時他ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四十三條　本章ノ規定ハ商法中小切手ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ケス

第二節　小切手ノ振出

第四十四條　支出官ハ小切手振出前其ノ經費ハ豫算ノ目的ニ違フコトナキカヲ調査シ該經費ノ金額ヲ算定シ且該經費ハ支拂豫算額ニ超過スルコトナキカ、所屬年度及支出科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査スヘシ

第四十五條　支出官ハ其ノ振出ス小切手ニ受取人ノ氏名、金額、年度、支出科目、番號其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第四十六條　小切手ハ一項每ニ之ヲ振出スヘシ

第四十七條　支出官ノ振出ス小切手ハ大藏大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ記名式所持人拂ト爲スヘシ

第四十八條　支出官隔地ノ債主ニ支拂ヲ要スルトキハ支拂場所ヲ指定シ日本銀行ニ之カ資金ヲ交付シ其ノ旨ヲ債主ニ通知スヘシ

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條　支出官小切手ヲ振出シタルトキハ其ノ都度之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第五十條　每年度ニ屬スル經費ヲ精算シテ小切手ヲ振出スハ翌年度四月三十日限トス但シ國庫內ニ於ケル移換ノ爲ニスル支出又ハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歲出金ニ繰替使用シタル現金補塡ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度五月三十一日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第三節　支拂

第五十一條　小切手ノ呈示アリタルトキハ日本銀行ハ其ノ小切手カ法令ニ違フコトナキカ、券面金額カ支拂豫算各項定額ノ殘高ニ超過スルコトナキカヲ調査シ之カ支拂ヲ爲スヘシ

前項ノ小切手ニシテ其ノ振出日附ヨリ十日ヲ經過シタルモノト雖一年ヲ經過セサル場合ニ於テハ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第五十二條　日本銀行第四十八條ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ小切手ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ債主又ハ出納官吏ニ對シ之カ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條　每年度小切手振出濟金額中翌年度五月三十一日迄ニ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ハ會計法第二十六條ノ歲計剩餘ニ組入レス之ヲ繰越整理スヘシ

第五十四條　前條ノ規定ニ依リ繰越シタル資金中小切手振出日附ヨリ一年ヲ經過シ未タ其ノ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スルモノハ之ヲ其ノ期間滿了ノ日ノ屬スル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

前項ノ規定ハ日本銀行第五十二條ノ場合ニ於テ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ノ返納ニ付之ヲ準用ス

第五十五條　支出官小切手ノ所持人ヨリ償還ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ調査シ償還スヘキモノト認ムルトキハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ所管大臣ニ提出シ所管大臣ハ審査ノ上之カ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スヘシ

第五十六條　前條ノ規定ハ支出官第五十二條ノ場合ニ於テ其ノ支拂ヲ受ケサル債主又ハ出納官吏ヨリ更ニ支拂ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四節　資金前渡、前金拂、概算拂及渡切經費

第五十七條　會計法第十七條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ヲ當該官吏ニ前渡スルハ左ニ揭クル經費ニ限ル

一　陸軍ノ軍隊、學校及病院竝海軍ノ部隊、學校、病院及艦船ニ屬スル經費

二　陸海軍ノ行軍又ハ演習ニ要スル經費

三　陸軍ニ於テ馬匹又ハ糧秣ヲ生產者ヨリ直接購入スル場合ニ要スル經費

四　官船ニ屬スル經費

五　外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費

六　運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費

七　廳中常用ノ雜費及旅費但シ一年ノ總額五千圓ヲ超ユルコトヲ得ス

八　場所ノ一定セサル事務所ノ經費

九　各廳直營ノ工事、製造又ハ造林ニ要スル經費但シ一主任官ニ付常時五萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

十　監獄作業賞與金
十一　囚人及刑事被告人押送費
十二　證人、鑑定人、通事又ハ參考人ニ支給スル旅費其ノ他ノ給與

第五十八條　前條ノ規定ニ依リ資金ヲ前渡スルハ左ノ區分ニ依ル

一　常時ノ費用ニ係ルモノハ毎一月分以內ノ費額ヲ豫定シテ交付スヘシ但シ外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費、運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費又ハ支拂場所ノ一定セサル經費ハ事務ノ必要ニ依リ六月分以內ヲ交付スルコトヲ得
二　隨時ノ費用ニ係ルモノハ所要ノ費額ヲ豫定シ事務上差支ナキ限リ成ルヘク分割シテ交付スヘシ

第五十九條　會計法第二十一條ノ規定ニ依リ前金拂ヲ爲シ得ルハ左ニ揭クル經費ニ限ル但シ第九號乃至第十三號ニ揭クル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

一　軍艦、兵器又ハ彈藥ノ代價
二　外國ヨリ直接購入スル機械又ハ圖書ノ代價
三　朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島內ニ居住スル者ニ支給スル徵兵旅費
四　運賃
五　外國ニ於テ支拂ヲ要スル土地又ハ家屋ノ借料及公課
六　政府ノ買收又ハ收用ニ係ル土地ノ上ニ存スル物件ノ移轉料
七　官公署ニ對シ支拂フヘキ經費

八　外國ニ於テ研究又ハ調査ニ從事スル者ニ支給スル學資金其ノ他ノ給與
九　交通至難ノ場所ニ勤務スル者又ハ艦船乘組ノ者ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與
十　軍人、軍屬及陸海軍ノ職工ニ支給スル旅費
十一　外國在勤陸海軍武官ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與
十二　補助金
十三　諸謝金

第六十條　會計法第二十一條ノ規定ニ依リ概算拂ヲ爲シ得ルハ左ニ揭クル經費ニ限ル但シ第三號ニ揭クル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

一　旅費
二　官公署ニ對シ支拂フヘキ經費
三　補助金又ハ補給金

第六十一條　會計法第二十二條ノ規定ニ依リ事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給シ得ルハ左ニ揭クル官署ノ經費ニ限ル

一　在外各廳
二　遞信官署
三　區裁判所出張所
四　朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島ニ於ケル官署

前項ノ官署ノ種類、渡切ト爲スヘキ歲出科目及支給方法ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ

定ム

第五節　繰替拂

第六十二條　各省大臣ハ左ニ揭クル經費ノ支拂ヲ爲サシムル爲出納官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル前渡ノ資金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得但シ第四號ニ揭クル經費ニ繰替使用スヘキ資金ハ艦船經費繰替金ニ限ル

一　旅費
二　埋葬費
三　在外公館ニ於ケル難民貸與金
四　海軍省所管艦船經費

第六十三條　所管大臣ハ左ニ揭クル官署ノ出納官吏又ハ出納員ヲシテ其ノ取扱ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ヲ交互ニ繰替使用セシムルコトヲ得

一　鐵道官署
二　遞信官署

前項ノ規定ニ依ル現金ノ繰替使用ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第六節　年度開始前支出

第六十四條　各省大臣ハ資金前渡ヲ爲シ得ル經費ニ限リ必要已ムヲ得サル場合ニ於テハ當該年度開始前之カ資金ヲ交付スルコトヲ得

第六十五條　前條ノ場合ニ於テハ各省大臣其ノ前渡ヲ要スル經費ヲ算定シ計算書ヲ調製シ之

ヲ大藏大臣及會計檢査院ニ送付スヘシ

大藏大臣前項ノ計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ審査ノ上之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第七節　報告

第六十六條　支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ所管大臣ニ送付スヘシ

第六十七條　所管大臣ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第五章　決算

第一節　總決算

第六十八條　歳入歳出總決算ハ總豫算ト同一ノ區分ニ依リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第六十九條　大藏大臣ハ總決算ニ歳入決算明細書、各省決算報告書及國債計算書ヲ添ヘ會計檢査院ニ送付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二節　歳入決算明細書、各省決算報告書及收入支出計算書

第七十條　大藏大臣ハ歳入豫算明細書ト同一ノ區分ニ依リ歳入決算明細書ヲ調製シ各項毎ニ豫算ニ對スル增減ノ事由ヲ說明スヘシ

第七十一條　歳入事務管理廳ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ毎年度收入濟歳入額ニ付豫算ニ對スル增減計算書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七十二條　各省大臣ハ各省豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ依リ其ノ省所管ニ屬スル經費ノ決算報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七十三條　歲入徵收官ハ會計檢査院ニ證明ノ爲歲入徵收額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ歲入事務管理廳ニ送付シ歲入事務管理廳ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第七十四條　支出官ハ會計檢査院ニ證明ノ爲支出計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第七十五條　前二條ノ計算書ハ歲入事務管理廳又ハ所管大臣ヨリ特ニ委任ヲ受ケタル官吏ヲシテ直ニ之ヲ會計檢査院ニ送付セシムルコトヲ得

第三節　國債計算書

第七十六條　國債計算書ハ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第七十七條　國債計算書ニハ左ニ揭クル事項ヲ示スヘシ

一　當該年度末日ニ於ケル國債ノ種類及現在高ヲ示ス計算

二　當該年度ニ於テ償還シ及支拂ヒタル各種國債ノ元高及利子ノ計算

三　最近五年度間ニ於ケル各種國債增減ノ情況ヲ示ス計算

第六章　定額繰越及定額戻入

第一節　定額繰越

第七十八條　各省大臣會計法第二十七條及第二十八條ノ規定ニ依リ定額ノ繰越ヲ要スルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ調製シ各事件毎ニ其ノ事由ヲ示シ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

繰越計算書ハ歲出豫算ト同一ノ區分ニ依リ調製シ左ニ揭クル事項ヲ示スヘシ

一　繰越ヲ要スル項ノ定額

二　定額中支出濟ト爲リタル額及當該年度所屬トシテ支出スヘキ額

三　定額中翌年度ニ繰越ヲ要スル額

四　定額中不用ト爲ルヘキ額

第七十九條　會計法第二十七條ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲サムトスルトキハ豫算ニ於テ明許シタル場合ヲ除クノ外前條ノ繰越計算書ニ契約書ノ寫其ノ他ノ參照書類ヲ添附スヘシ

第八十條　大藏大臣各省定額ノ繰越ヲ承認シタルトキハ繰越計算書ノ寫ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第二節　定額戻入

第八十一條　支出濟ト爲リタル歲出ノ返納金ハ其ノ支拂ヒタル經費ノ定額ニ之ヲ戻入ルルコトヲ得但シ重大ナル過失ニ因リ誤拂過渡ト爲リタル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八十二條　支出官前條ノ規定ニ依リ定額ニ戻入レムトスルトキハ返納人ヲシテ其ノ金額ヲ返納セシムヘシ

第八十三條　日本銀行ニ於テ前條ノ返納金ヲ領收シタルトキハ之ニ相當スル金額ヲ支拂豫算定額ニ戻入ノ記帳ヲ爲シ其ノ旨ヲ支出官ニ通知スヘシ

第八十四條　每年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日限トス

第七章　契約

第一節　總則

第八十五條　各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏契約ヲ爲サムトスルトキハ契約ノ目的、履行期限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作成スヘシ

第八十六條　契約書ニハ當該官吏記名捺印スルコトヲ要ス

第八十七條　各省大臣ハ左ニ揭クル場合ニ於テハ第八十五條ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略スルコトヲ得但シ第五號ノ場合ニ於テハ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

一　三千圓ヲ超エサル指名競爭契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキ

二　外國ニ於テ五千圓ヲ超エサル指名競爭契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキ

三　競賣ニ付スルトキ

四　物品賣拂ノ場合ニ於テ買受人直ニ代金ヲ納付シ其ノ物品ヲ引取ルトキ

五　第一號及第二號以外ノ隨意契約ニ付各省大臣契約書ヲ作成スルノ必要ナシト認ムルトキ

第八十八條　政府ト契約ヲ結ハムトスル者ハ現金又ハ國債ヲ以テ契約金額百分ノ十以上ノ保證金ヲ納ムヘシ

指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ル場合ニ於テハ各省大臣ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得前條第三號及第四號ノ場合亦同シ

第八十九條　契約者其ノ義務ヲ履行セサルトキハ契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外保ハ政府ノ所得トス

第九十條　政府ニ屬スル財產ノ賣拂ヲ爲ストキハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ引渡前又ハ移轉ノ登記若ハ登錄前其ノ代金ヲ完納セシムヘシ

第九十一條　財產ノ貸付料ハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ前納セシムヘシ

但シ貸付期間ノ長期ニ涉ルモノニ付テハ每年定期ニ之ヲ納付セシムルコトヲ得

第九十二條　各省大臣三千圓ヲ超ユル工事、製造又ハ物件ノ買入ニ付テハ竣功又ハ完納ノ後之ヲ監督又ハ檢查シタル官吏又ハ技術者ヲシテ其ノ調書ヲ作成セシムヘシ

契約ニ依リ工事若ハ製造ノ既濟部分又ハ物件ノ既納部分ニ對シ完濟前又ハ完納前ニ代價ノ一部分ヲ支拂ハムトスルトキハ各省大臣ハ特ニ檢查ノ官吏又ハ技術者ヲ命シ事實ヲ調定シテ其ノ調書ヲ作成セシムヘシ

前各項ノ調書ニ依ルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第九十三條　前條第二項ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ工事又ハ製造ニ付テハ其ノ既濟部分ニ對スル代價ノ十分ノ九、物件ノ買入ニ付テハ其ノ既納部分ニ對スル代價ヲ超ユルコトヲ得ス

但シ箇々ニ分立シ得ヘキ性質ノ工事又ハ製造ニ於ケル各箇ノ完濟部分ニ對シテハ其ノ代價ノ全額迄ヲ支拂フコトヲ得

第九十四條　前二條ノ規定ハ工事又ハ製造以外ノ請負契約ノ全部又ハ一部ノ履行ニ對シ支拂ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第九十五條　本章ニ定ムルモノノ外契約ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二節　一般競爭契約

第九十六條　一般ノ競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第九十七條　各省大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ヲ爾後二年間競爭ニ加ラシメサルコトヲ得之ヲ代理人、支配人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用シタル者亦同シ

一　契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ工事、製造又ハ物件ヲ粗雜ニシ又ハ其ノ品質數量ニ關シ欺罔ノ行爲アリタル者

二　競爭ニ際シ不當ニ價格ヲ競上ケ又ハ競下クル目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者

三　競爭ノ加入ヲ妨害シ又ハ競落者ノ契約締結若ハ契約ノ履行ヲ妨害シタル者

四　檢査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨ケタル者

五　正當ノ理由ナクシテ契約ヲ履行セサリシ者

六　前各號ノ一ニ該當スト認メラレタル後二年ヲ經過セサル者ヲ契約ニ際シ代理人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用スル者

第九十八條　各省大臣ハ前條ノ規定ニ該當スル者ヲ入札代理人トシテ使用スル者ヲ競爭ニ加ラシメサルコトヲ得

第九十九條　競爭ニ加ラムトスル者ハ現金又ハ國債ヲ以テ見積金額百分ノ五以上ノ保證金ヲ納ムヘシ

第百條　競落者契約ヲ結ハサルトキハ保證金ハ政府ノ所得トス

第百一條　競爭ハ第百九條ニ規定スル場合ヲ除クノ外總テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第百二條　入札ノ方法ニ依リ競爭ニ付セムトスルトキハ其ノ入札期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ十日前ニ官報、新聞紙、掲示其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ但シ急ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ五日迄ニ短縮スルコトヲ得

第百三條　前條ノ公告ニハ左ニ掲クル事項ヲ示スヘシ

一　競爭入札ニ付スル事項

二　契約條項ヲ示ス場所

三　競爭執行ノ場所及日時

四　入札ノ保證金額

第百四條　各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ競爭入札ニ付スル事項ノ價格ヲ豫定シ其ノ豫定價格ヲ封書トシ開札ノトキ之ヲ開札場所ニ置クヘシ

第百五條　開札ハ公告ニ示シタル場所、日時ニ入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ入札者ニシテ出席セサル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ開札ニ立會ハシムヘシ

入札者ハ一旦提出シタル入札書ノ引換、變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス

競爭加入ノ資格ナキ者ノ爲シタル入札又ハ入札ニ關スル條件ニ違反シタル入札ハ無效トス

第百六條　開札ノ場合ニ於テ各人ノ入札中第百四條ノ規定ニ依リ豫定シタル價格ノ制限ニ達シタルモノナキトキハ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第百七條　落札ト爲ルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ當該入札者中出席セサル者又ハ抽籤ヲ爲ササル者アルトキハ入札ニ關係

ナキ官吏ヲシテ之ニ代リ抽籤ヲ爲サシムヘシ

第百八條　入札者若ハ落札者ナキ場合又ハ落札者契約ヲ結ハサル場合ニ於テ更ニ入札ニ付セムトスルトキハ第百二條ノ期間ハ五日迄ニ之ヲ短縮スルコトヲ得

第百九條　各省大臣動產ノ賣拂ニ付特別ノ事由ニ因リ必要アリト認ムル場合ニ於テハ大藏大臣ト協議シ本節ノ規定ニ準シ競賣リニ付スルコトヲ得

第三節　指名競爭契約

第百十條　會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ揭クル場合ニ於テハ指名競爭ニ付スルコトヲ得

一　契約ノ性質又ハ目的ニ依リ競爭ニ加ルヘキ者少數ニシテ一般ノ競爭ニ付スルノ必要ナキトキ

二　一萬圓ヲ超エサル工事若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ五千圓ヲ超エサル財產ノ買入ヲ爲ストキ

三　賃借料年額又ハ總額三千圓ヲ超エサル物件ノ借入ヲ爲ストキ

四　豫定賃貸料年額又ハ總額千圓ヲ超エサル物件ノ貸付ヲ爲ストキ

五　豫定代價二千圓ヲ超エサル財產ノ賣拂ヲ爲ストキ

六　前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額四千圓ヲ超エサルトキ

隨意契約ニ依ルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ指名競爭ニ付スルコトヲ妨ケス

第百十一條　指名競爭ニ付セムトスルトキハ成ルヘク五人以上ノ入札者ヲ指定スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第百三條ニ規定シタル事項ヲ各入札者ニ通知スヘシ

第百十二條　各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ指名競爭ニ付シテ契約ヲ結ヒタルトキハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計檢查院ニ通知スヘシ

第百十三條　第九十七條乃至第百一條、第百四條乃至第百七條ノ規定ハ指名競爭契約ノ場合ニ之ヲ準用ス

各省大臣必要ナシト認ムル場合ニ於テハ第九十九條ノ保證金ハ之ヲ免除スルコトヲ得

第四節　隨意契約

第百十四條　會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ揭クル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　契約ノ性質又ハ目的カ競爭ヲ許ササルトキ

二　急迫ノ際競爭ニ付スルノ暇ナキトキ

三　政府ノ行爲ヲ祕密ニスルノ必要アルトキ

四　五千圓ヲ超エサル工事若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ三千圓ヲ超エサル財產ノ買入ヲ爲ストキ

五　賃借料年額又ハ總額千五百圓ヲ超エサル物件ノ借入ヲ爲ストキ

六　豫定賃貸料年額又ハ總額五百圓ヲ超エサル物件ノ貸付ヲ爲ストキ

七　豫定代價千圓ヲ超エサル財產ノ賣拂ヲ爲ストキ

八　前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額二千圓ヲ超エサルトキ

九　勞力ノ供給ヲ請負ハシムルトキ

十　運送又ハ保管ヲ爲サシムルトキ

十一　官廳相互間ニ於テ契約ヲ爲ストキ

十二　農工場、學校、試驗所、監獄其ノ他之ニ準スヘキモノノ生産又ハ製造ニ係ル物品ノ賣拂ヲ爲ストキ

十三　法律勅令ノ規定ニ依リ財産ノ讓與又ハ無償貸付ヲ爲シ得ル者ニ其ノ財産ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

十四　非常災害アリタル場合ニ於テ罹災者ニ政府ノ生産ニ係ル建築材料ノ賣拂ヲ爲ストキ

十五　外國ニ於テ契約ヲ爲ストキ

十六　道府縣市町村其ノ他ノ公法人、公益法人、産業組合又ハ慈惠ノ爲ニ設立シタル救育所ヨリ直接ニ物件ノ買入又ハ借入ヲ爲ストキ

十七　移住地域内ニ於ケル土木工事ヲ其ノ移住民ノ共同請負ニ付スルトキ

十八　學術又ハ技藝ノ保護奬勵ノ爲之ニ必要ナル物件ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

十九　產業又ハ拓殖事業ノ保護奬勵ノ爲之ニ必要ナル物件ノ賣拂若ハ貸付ヲ爲ストキ又ハ生產者ヨリ直接ニ其ノ生產若ハ製造ニ係ル物品ノ買入ヲ爲ストキ

二十　公共用、公用又ハ公益事業ニ供スル爲必要ナル物件ヲ直接ニ公共團體又ハ起業者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

二十一　土地、建物、林野又ハ其ノ產物ヲ之ニ特別ノ緣故アル者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

二十二　事業經營上特ニ必要ナル物品ノ買入ヲ爲シ若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ土地建物ノ借入ヲ爲ストキ

二十三　法律勅令ノ規定ニ依リ問屋業者ニ販賣ヲ委託スルトキ又ハ之ヲシテ販賣ヲ爲サシムルトキ

前項第十九號乃至第二十三號ノ場合ニ於テハ所管大臣豫メ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス」

前項ノ協議ヲ遂ケタルトキハ大藏大臣直ニ之ヲ會計檢查院ニ通知スヘシ

第百十五條　競爭ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモ落札者ナキトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ保證金及期限ヲ除クノ外最初競爭ニ付スルトキ定メタル價格其ノ他ノ條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第百十六條　落札者契約ヲ結ハサルトキハ其ノ落札金額ノ制限内ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ期限ヲ除クノ外最初競爭ニ付スルトキ定メタル條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第百十七條　前二條ノ場合ニ於テ豫定價格又ハ落札金額ヲ分割計算シ得ル場合ニ限リ該價格又ハ金額ノ制限内ニ於テ各目的ニ付之ヲ數人ニ分割シテ契約ヲ爲スコトヲ妨ケス

第百十八條　隨意契約ニ依ラムトスルトキハ成ルヘク二人以上ヨリ見積書ヲ徵スヘシ

第百十九條　各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ隨意契約ニ依リタル場合ニ於テハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計檢查院ニ通知スヘシ

第八章　保管金及有價證券

第百二十條　政府ハ法律勅令ノ規定ニ依ルニ非サレハ公有又ハ私有ノ現金又ハ有價證券ヲ保

管セス

第百二十一條　政府ノ保管ニ係ル現金ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第百二十二條　政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之カ取扱ヲ爲サシム

第百二十三條　政府ノ保管ニ係ル現金又ハ政府ノ所有若ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱手續ニ關シテハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外大藏大臣之ヲ定ム

第九章　出納官吏

第一節　總則

第百二十四條　本令ニ於テ出納官吏ト稱スルハ現金ノ出納保管ヲ掌ル官吏ヲ謂フ

第百二十五條　出納官吏ハ各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之ヲ命ス

第百二十六條　各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏必要アリト認ムルトキハ出納官吏ノ代理官又ハ分任官ヲ置クコトヲ得

前項ノ代理官ハ出納官吏ノ事務ノ全部ヲ代理シ分任官ハ其ノ一部ヲ分掌スルモノトス

第百二十七條　所管大臣ハ會計法第三十七條ノ規定ニ依リ左ニ揭クル官署ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

一　鐵道官署

二　遞信官署

前項ノ外特別ノ必要アル場合ニ於テハ各省大臣大藏大臣ト協議シ其ノ廳ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第百二十八條　前條ノ規定ニ依リ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌スル事務員トシテ其ノ事務ヲ取扱フヘシ

第百二十九條　出納員ノ領收シタル現金ハ之ヲ所屬出納官吏ニ拂込ムヘシ但シ所管大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ出納官吏又ハ出納員ニ交付セシムルコトヲ得

第百三十條　出納官吏又ハ出納員其ノ保管ニ屬スル現金ヲ亡失シ又ハ其ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ生セシメタル場合ニ於テハ所管大臣ハ遲滯ナク之ヲ大藏大臣及會計檢査院ニ通知スヘシ

第百三十一條　出納官吏及出納員ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ現金ノ出納保管ヲ爲スヘシ

第二節　責任

第百三十二條　出納官吏ハ其ノ責任ニ屬スル現金ノ出納保管ニ付單ニ自ラ事務ヲ執ラサルコトヲ理由トシテ其ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス但シ其ノ代理官又ハ所屬出納員ノ行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ出納員ノ責任ニ付之ヲ準用ス

第百三十三條　代理出納官吏、分任出納官吏又ハ出納員ハ其ノ行爲ニ付會計法第三十五條ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第百三十四條　各省大臣ハ出納官吏又ハ出納員ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ生セシメタリト認ムル場合ニ於テハ會計檢査院ノ判決前ト雖其ノ出納官吏又ハ出納員ニ對シ辨償ヲ命スルコトヲ得

第百三十五條　前條ノ場合ニ於テ其ノ辨償ヲ命セラレタル出納官吏又ハ出納員其ノ責ヲ免ルヘキ理由アリト信スルトキハ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ送付シ其ノ判決ヲ求ムルコトヲ得

所管大臣ハ前項ノ場合ト雖其ノ命シタル損失金ノ辨償ヲ猶豫セス

會計檢査院ニ於テ出納官吏又ハ出納員ニ對シ辨償ノ責ナシト判決シタルトキハ其ノ既納ニ係ル辨償金ハ直ニ之ヲ還付スヘシ

第三節　檢査及證明

第百三十六條　出納官吏ノ帳簿金櫃ハ毎年三月三十一日又ハ轉免、死亡、退職其ノ他異動アリタルトキ所管大臣檢査員ヲ命シテ之ヲ檢査セシムヘシ但シ臨時ニ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ハ定時ノ檢査ヲ要セス

大藏大臣又ハ各省大臣必要アリト認ムルトキハ臨時ニ檢査員ヲ命シテ出納官吏又ハ出納員ノ帳簿金櫃ヲ檢査セシムヘシ

第百三十七條　前條ノ檢査ヲ執行スルニ當リ當該出納官吏又ハ出納員事故ニ因リ自ラ檢査ヲ受クルコト能ハサルトキハ其ノ代理者又ハ特ニ所管大臣ノ命シタル官吏ニ於テ立會ヲ爲スヘシ

第百三十八條　出納官吏又ハ出納員ノ帳簿金櫃ヲ檢査シタルトキハ檢定書二通ヲ作成シ檢査員及當該出納官吏、出納員又ハ立會人之ニ記名捺印シ一通ハ當該出納官吏、出納員又ハ立會人ニ交付シ一通ハ所管大臣ニ提出スヘシ

第百三十九條　出納官吏又ハ出納員他ノ公金ノ出納ヲ兼掌スルトキハ金櫃ノ檢査ヲ執行スル者ハ併セテ他ノ公金ノ檢査ヲ行フヘシ

第百四十條　租稅其ノ他ノ歳入金ノ收納ヲ掌ル官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ歳入徴收官ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ提出スヘシ

第百四十一條　資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ支出官ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ提出スヘシ

第百四十二條　歳入歳出外現金ノ出納ヲ掌ル官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣又ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ提出スヘシ

第百四十三條　第六十三條ノ規定ニ依リ現金ノ繰替使用ヲ爲ス官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣又ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ提出スヘシ

第百四十四條　分任出納官吏ノ計算トシ出納員ノ出納ハ總テ所屬出納官吏ノ計算トシテ取扱ヒ其ノ報告書及計算書ハ各別ニ提出スルコトヲ要セス但シ所管大臣又ハ會計檢査院ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特ニ分任出納官吏又ハ出納員ヲシテ報

告書又ハ計算書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第百四十五條　出納官吏交替シタルトキハ其ノ在職期間ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ第百四十條乃至第百四十三條ノ手續ヲ爲スヘシ

第百四十六條　出納官吏又ハ出納員死亡其ノ他ノ事故ニ因リ自ラ計算書ヲ調製スルコト能ハサルトキハ所管大臣ノ命シタル官吏ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

出納官吏又ハ出納員定期內ニ計算書ヲ送付セサルトキハ所管大臣ハ他ノ官吏ニ命シテ之ヲ調製セシムヘシ

前二項ノ規定ニ依リ調製シタル計算書ハ出納官吏又ハ出納員ノ自ラ調製シタルモノト看做シ會計檢査院ニ於テ檢査判決ヲ爲スヘシ

第百四十七條　出納官吏又ハ出納員ノ計算書ハ提出ノ後修正變更スルコトヲ得ス

第十章　日本銀行ノ計算報告及出納證明

第百四十八條　日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納報告書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

第百四十九條　日本銀行ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル爲國庫金ノ出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國債ノ發行ニ依ル收入金、國債元利拂資金及隔地者拂資金ノ收支ヲ整理シ之ヲ前項ノ計算書ニ揭記スヘシ

大藏大臣ハ第一項ノ計算書ヲ調査シ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第百五十條　日本銀行ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル爲政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券受拂計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第百五十一條　政府ノ爲ニ取扱フ現金又ハ有價證券ノ出納保管ニ關シ政府ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ於ケル日本銀行ノ賠償責任ニ付テハ民法及商法ニ依ル

第十一章　帳簿

第百五十二條　大藏省ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ國庫金ノ出納ヲ登記スヘシ

第百五十三條　大藏省ハ歲入歲出ノ主計簿ヲ備ヘ歲入主計簿ニハ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

歲出主計簿ニハ歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、不納缺損額及殘額ヲ登記スヘシ

第百五十四條　歲入徵收官ハ徵收簿ヲ備ヘ歲入ノ調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第百五十五條　歲入事務管理廳ハ歲入簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第百五十六條　支出官ハ支出簿ヲ備ヘ歲出ノ支拂豫算額、支出濟額及支拂豫算殘額ヲ登記スヘシ

第百五十七條　各省ハ歲出簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第百五十八條　出納官吏及出納員ハ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第百五十九條　前七條ニ規定スル帳簿ノ樣式及記入ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ム

第百六十條　日本銀行ハ左ニ揭クル帳簿ヲ備ヘ政府ノ爲ニ取扱フ現金ノ出納又ハ有價證券ノ受拂ヲ登記スヘシ

一　國庫金ノ出納ヲ登記スヘキ帳簿

二　支拂豫算額及支拂濟額ヲ登記スヘキ帳簿

三　國債ノ發行ニ依ル收入金ニ關スル出納ヲ登記スヘキ帳簿

四　國債元利拂資金ノ出納ヲ登記スヘキ帳簿

五　隔地者拂資金ノ收支ヲ登記スヘキ帳簿

六　有價證券ノ受拂ヲ登記スヘキ帳簿

前項ノ帳簿ノ樣式及記入ノ方法ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ日本銀行之ヲ定ム

第百六十一條　大藏大臣ハ會計檢查官立會ノ上毎年七月三十一日前年度ノ主計簿ヲ締切ルヘシ

第十二章　雜　則

第百六十二條　本令ニ依リ會計檢查院ニ提出スル計算證明書類ノ樣式及提出期限ニ付テハ會計檢查院ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第百六十三條　前條ノ計算證明書類ヲ除クノ外本令ニ規定スル書類ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第百六十四條　本令ニ依リ記名捺印ヲ要スル場合ニ於テハ外國ニ在リテハ署名ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百六十五條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外收入及支出ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

第百六十六條　本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第百六十七條　左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

仕拂命令委任規程

會計年度開始前現金支出規則

明治二十二年勅令第百二十一號

金庫規則

明治二十三年勅令第二號

明治二十三年勅令第二十號

明治二十三年勅令第三十二號

明治二十三年勅令第三十五號

明治二十三年勅令第百四號

明治二十三年勅令第百十八號

明治二十三年勅令第百九十三號

明治二十三年勅令第二百七十三號
明治二十三年勅令第二百九十五號
明治二十四年勅令第一號
明治二十四年勅令第二十四號
明治二十四年勅令第七十五號
明治二十四年勅令第百六十三號
明治二十六年勅令第五十一號
明治二十六年勅令第七十號
明治二十六年勅令第二百二十八號
明治二十七年勅令第四十號
明治二十七年勅令第七十六號
明治二十八年勅令第百四號
明治二十九年勅令第百五十八號
明治二十九年勅令第二百四十號
明治二十九年勅令第二百六十八號
明治二十九年勅令第三百七十三號
明治三十年勅令第十五號
明治三十年勅令第二十一號

明治三十年勅令第五十八號
明治三十年勅令第百二十七號
明治三十一年勅令第三十七號
明治三十一年勅令第三十八號
帝國大學資金竝學校及圖書館資金所屬森林原野竝產物特別處分規則
明治三十一年勅令第百七十四號
明治三十二年勅令第二十五號
明治三十二年勅令第二百六號
明治三十二年勅令第二百二十九號
明治三十二年勅令第三百三號
明治三十二年勅令第三百六十三號
明治三十二年勅令第三百七十五號
明治三十二年勅令第四百十三號
明治三十二年勅令第四百二十四號
明治三十二年勅令第四百三十七號
明治三十三年勅令第三十九號
明治三十三年勅令第二百八十號
明治三十三年勅令第三百四十二號

明治三十三年勅令第四百八號
明治三十四年勅令第八號
明治三十四年勅令第百二十號
明治三十五年勅令第二百五號
明治三十五年勅令第二百三十六號
明治三十六年勅令第二十三號
明治三十六年勅令第百八十號
明治三十七年勅令第十號
明治三十七年勅令第十七號
明治三十七年勅令第五十四號
明治三十七年勅令第百七十八號
明治三十七年勅令第二百十七號
明治三十八年勅令第二十二號
明治三十八年勅令第三十二號
明治三十八年勅令第三十五號
郵便電信及電話官署經費渡切規則
明治三十八年勅令第百二十八號
明治三十八年勅令第二百一號

明治三十八年勅令第二百二號
明治三十八年勅令第二百六十五號
明治三十八年勅令第二百九十號
明治三十九年勅令第九十三號
明治三十九年勅令第百一號
明治三十九年勅令第二百四十六號
明治三十九年勅令第二百七十號
明治四十年勅令第八十四號
明治四十年勅令第百五十號
明治四十年勅令第二百二十七號
明治四十年勅令第二百六十一號
明治四十年勅令第三百四十一號
明治四十一年勅令第百三十八號
明治四十一年勅令第百五十八號
明治四十一年勅令第二百四十八號
明治四十一年勅令第三百十一號
明治四十二年勅令第六十一號
明治四十二年勅令第二百二十六號

明治四十三年勅令第三百四十一號
明治四十三年勅令第四百八號
明治四十三年勅令第四百九號
明治四十四年勅令第六十一號
明治四十四年勅令第六十二號
明治四十四年勅令第百五十六號
明治四十四年勅令第二百二十號
明治四十四年勅令第二百七十九號
明治四十四年勅令第二百九十二號
大正元年勅令第七號
大正二年勅令第百三號
大正三年勅令第三號
大正三年勅令第百三十五號
大正三年勅令第百三十六號
大正四年勅令第五十五號
大正四年勅令第七十八號
大正四年勅令第八十七號
大正四年勅令第九十五號

大正四年勅令第百二十五號
大正五年勅令第四十五號
大正五年勅令第百五十五號
大正五年勅令第百六十二號
大正五年勅令第百七十三號
大正五年勅令第百八十八號
大正五年勅令第百九十八號
大正五年勅令第二百十九號
大正六年勅令第五十二號
大正六年勅令第百六十二號
大正六年勅令第百八十一號
大正六年勅令第二百三十四號
大正七年勅令第百二十二號
大正八年勅令第三號
大正八年勅令第二十六號
大正八年勅令第三百六十二號
大正九年勅令第百二十五號
大正九年勅令第百三十六號

大正九年勅令第五百四十七號
大正十年勅令第百四十四號
大正十年勅令第四百二十八號
大正六年勅令第百三十二號ハ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

第百六十八條　金庫ニ納付セシムル爲納入ノ告知アリタル歲入金ニシテ本令施行前收納ヲ了セサルモノハ該納入ノ告知ニ依リ日本銀行ニ於テ之カ收納ヲ取扱ハシム
前項ノ規定ハ定額戻入ノ爲納入ノ告知アリタル返納金ニシテ本令施行前領收ヲ了セサル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十九條　仕拂命令ニシテ本令施行前其ノ支拂ヲ了セサルモノハ仕拂命令ニ關スル從前ノ手續ニ依リ日本銀行ニ於テ本令施行後一年間之カ支拂ヲ取扱ハシム
第五十五條ノ規定ハ前項ノ支拂期間經過後仍會計法附則第五項ノ規定ニ依リ期間ノ滿了セサル債務ノ支拂ニ付之ヲ準用ス

第百七十條　大正十一年五月三十一日迄ニ支拂ノ請求ナキ大正十年度仕拂命令濟金額ニ相當スル資金ハ從前ノ例ニ依リ當該年度ノ歲出支拂未濟金トシテ之ヲ繰越整理スヘシ

第百七十一條　本令施行前繰越整理ニ係ル資金及前條ノ繰越整理ニ係ル資金ニシテ大正十二年三月三十一日迄ニ支拂ヲ了セサルモノハ之ヲ大正十一年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

第百七十二條　大正十年度支出濟歲出額ハ同年度歲入歲出ノ總決算及主計簿ニ於テハ仕拂命令濟歲出額ニ併算スヘシ

大正十一年度仕拂命令濟歲出額ハ同年度歲入歲出ノ總決算及主計簿ニ於テハ支出濟歲出額ニ併算スヘシ

第百七十三條　大正十年度分ニ限リ金庫ニ備ヘタル支出簿ハ第百六十條第二號ノ帳簿ニ代用セシムルコトヲ得

第百七十四條　前六條ニ規定スルモノヲ除クノ外本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

〔參照〕明治二十二年十一月二十一日公布勅令第百二十一號ハ旅費其外概算渡前金渡ノ件、同二十三年一月七日公布勅令第二號ハ政府ニ於テ保管ノ義務ヲ有スル公有私有金ニ關スル仕拂及收入金決算ノ件、同年三月十九日公布勅令第三十二號ハ在外各廳經費中前金渡ノ件、同年三月二十日公布勅令第三十五號ハ政府ニ屬スル歲入歲出外ノ現金ヲ取扱フ出納官吏ニ關スル件、同年六月二十三日公布勅令第百四號ハ貨幣鑄造ニ要スル地金買入ノ件、同年七月五日公布勅令第百十八號ハ陸軍乘馬本分ノ將校ヘ官馬拂下ノ件、同年九月二日公布勅令第百九十三號ハ政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ニ關スル隨意契約ノ件、同年十一月十三日公布勅令第二百七十三號ハ金庫ヲシテ大藏省預金局ノ保管ニ屬スヘキ金錢及證券ノ取扱ヲ爲サシムル件、同年十二月二十八日公布勅令第二百九十五號ハ海軍艦船用石炭ヲ外國軍艦ニ讓渡スルノ件、同二十四年一月六日公布勅令第一號ハ在外國難民貸與金一時繰替支辨ノ件、同年三月二十四日公布勅令第二十四號ハ在外海軍用地租稅前金拂ノ件、同年七月十三日公布勅令第七十五號ハ外國公使館敷地トシテ官有地貸渡ハ隨意ノ約定ニ依ルヲ得ル件、同年七月二十八日公布勅令第百六十三號ハ北海道廳ニ於テ殖產奬勵ニ要スル種畜貸渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得ル件、同二十六年五月二十日公布勅令第五十一號ハ府縣稅地方稅市町村稅又ハ水利組合費ヲ以テ施行スヘキ工事ニ關聯スル政府工事隨意契約ノ件、同年七月十日公布勅令第七十號ハ各官廳管理ノ政府所有及保管有價證券寄託方ノ件、同年十二月六日公布勅令第二百二十八號ハ官有建物等ノ賣渡貸渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得ル件、同二十七年四月十日公布勅令第四十號ハ在外各廳ニ於ケル工事及物件ノ賣買貸借隨意契約ノ件、同年六月二十九日公布勅令第七十六號ハ軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件貸付賣渡隨意契約ノ件、同二十八年七月十日公布勅令第百

四號ハ北海道帝國大學資金所屬ノ北海道土地貸付ハ隨意契約ニ依ルノ件、同二十九年四月三十日公布勅令第百五十八號ハ外國駐在親察陸軍武官駐在手當馬飼料前金渡ノ件、同年六月五日公布勅令第二百四十號ハ官設鐵道所屬ノ土地家屋ヲ私設鐵道會社ニ賣渡貸渡ストキ隨意契約ノ件、同年七月十一日公布勅令第二百六十八號ハ工事ニ要スル機械器具鐵軌車輛船舶建物及其附屬物其他材料素品ニ關スル隨意契約ノ件、同年十二月一日公布勅令第三百七十三號ハ疫苗製造所隨意契約ニ依リ犢牛購入ノ件、同三十年二月十九日公布勅令第二十一號ハ北海道森林ノ產物ヲ賣渡ストキ又ハ北海道廳直接從事ノ工事材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ノ件、同年三月三十日公布勅令第五十八號ハ在外公館ニ於テ會計規則所定ノ手續省略ノ件、同年四月二十八日公布勅令第百二十七號ハ艦船經費一時繰替支辨ノ件、同三十一年三月十日公布勅令第三十七號ハ北海道殖民地ニ於ケル道路橋梁排水工事ノ請負隨意契約ノ件、同年三月十日公布勅令第三十八號ハ北海道ニ於ケル陸軍管理ノ工事隨意契約ノ件、同年七月二十一日公布勅令第百七十四號ハ鐵道事業ニ要スル物件ノ賣買貸借隨意契約ノ件、同三十二年二月二日公布勅令第二十五號ハ製鐵所用地地先浚渫及荷揚場設置工事請負隨意契約ノ件、同年五月十九日公布勅令第二百六號ハ陸軍用地ノ生產物ヲ賣渡ストキ隨意契約ノ件、同年六月七日公布勅令第二百二十九號ハ海軍炭礦採掘ノ請負及粗惡炭竝粉炭拂下隨意契約ノ件、同年六月二十日公布勅令第三百三號ハ臺灣總督府ニ於テ施行スル鐵道敷設竝臺北築港其他直營事業ニ關スル隨意契約ノ件、同年八月三日公布勅令第三百六十三號ハ國有林野產物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル件、同年八月十六日公布勅令第三百七十五號ハ政府直接ニ從事スル官設鐵道工事一部ノ請負隨意契約ノ件、同年十月二十日公布勅令第四百十三號ハ政府施行ノ造林及伐木事業ニ要スル人夫雇竝種苗供給ノ受負隨意契約ノ件、同年十一月七日公布勅令第四百二十四號ハ遺失物法ニ依ル埋藏物ヲ宮內省ニ讓渡ストキ隨意契約ノ件、同年十一月二十五日公布勅令第四百三十七號ハ海水ニ觸接スル工事及水道工事ニ要スル「セメント」ノ購入隨意契約ノ件、同三十三年二月二十四日公布勅令第三十九號ハ製鐵所ノ鑛山採掘及骸炭製造ノ請負竝不用生產物拂下隨意契約ノ件、同年六月二十九日公布勅令第二百八十號ハ政府ノ工事又ハ物件ノ購入ニ關スル指名競爭ノ件、同年八月十五日公布勅令第三百四十二號ハ帝國大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館資金所屬不動產ノ貸渡隨意契約ノ件、同年十一月三日公布勅令第四百八號ハ官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件、同年六月二十八日公布勅令第百二十號ハ朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件、明治三十五年八月二十日公布勅令第二百五號ハ出納官吏身元保證金ニ關スル件、同年十月二十八日公布勅令第二百三十六號ハ測地學委員會基線尺室參振子室新營ニ要スル工事及物件ノ買入ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同三十六年三月十四日公布勅令第二十三號ハ郵便電信電話官署ノ現金受拂ニ關スル件、同年十一月十日公布勅令第百八十號ハ製鐵所ノ製品販賣ニ關シ契約書省略ノ件、同三十七年二月二十一日公布勅令第十號ハ艦船乘組ノ艦營備人給料前金渡ノ件、同年二月五日公布勅令第十七號ハ廣島鐵山ニ屬スル物件ノ賣拂ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年三月一日公布勅令第五十四號ハ政府ノ工事請負契約解除ニ關スル件、同年六月二十八日公布勅令第百七十八號ハ政府ノ工場外ニ於テ煙草ノ製造作業ヲ爲サシムルトキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年九月三十日公布勅令第二百十七號ハ鐵道作業局ニ於テ私設鐵道會社ト鐵道ノ貸借ヲ爲ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同三十八年一月二十日公布勅令第二十二號ハ陸海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件、同年二月十四日公布勅令第三十二號ハ農商務省主管ノ國有林產物品ヲ問屋營業者ニ委託シテ隨意契約ニ依ル賣拂ヲ爲スコトヲ得ルノ件、同年二月十七日公布勅令第三十五號ハ官設鐵道ニ於テ徵收シタル通行稅ノ拂戾金一時繰替支辨ノ件、同年四月八日公布勅令第百二十八號ハ沈沒船舶賣拂ノ場合ニ於ケル買受人資格ニ關スル件、同年八月十八日公布勅令第二百一號ハ政府ニ於テ產業組合又ハ產業組合聯合會ヨリ物品ノ買入ヲ爲ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年九月四日公布勅令第二百二號ハ政府ニ於テ建築工作其ノ他直接事業ニ要スル材料ニ關スル隨意契約ノ件、同年十二月三日公布勅令第二百六十五號ハ牛馬賣買及貸渡ニ關スル隨意契約ノ件、同年十二月九日公布勅令第二百九十號ハ製鐵所ニ於テ事業上必要ト スル器具機械及諸材料ノ購入ニ關スル隨意契約ノ件、同三十九年四月二十日公布勅令第九十三號ハ陸軍採炭事業ニ要スル機械器具及諸材料ノ購入竝炭礦採掘請負ニ關スル隨意契約ノ件、同年五月八日公布勅令第百一號ハ明治三十一年勅令第一號ニ依リ支給スル食卓料前金渡ノ件、同年九月十日公布勅令第二百四十六號ハ馬政局所管馬匹ノ賣拂ニ關スル件、同年十月一日公布勅令第二百七十號ハ私設鐵道ニ於テ爲シタル契約ヲ隨意契約ヲ以テ繼續ノ件、同四十年三月九日公布勅令第八十四號ハ棒太ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件、同年四月二十日勅令第百五十號ハ朝鮮總督府及所屬官署職員ノ俸給、手當及宿舍料前金渡ノ件、同年六月十三日勅令第二百二十七號ハ種馬牧場、種馬育成所又ハ種馬所ノ燕麥購入ニ關スル隨意契約ノ件、同年七月十日公布勅令第二百六十一號ハ關東都督府通信官署及警察官署經費渡切ニ關スル件、同年十二月二日勅令第三百四十一號ハ國有林野產物ノ加工製作ニ關ス

ル隨意契約ノ件、同四十一年五月二十九日公布勅令第百三十八號ヲ以テ東都督府通信官署ニ準用ノ件、同年六月十九日公布勅令第百五十八號ハ帝國大學竝ニ學校及圖書館資金所屬不動產賣渡ニ關スル隨意契約ノ件、同年十月三日公布勅令第二百四十八號ハ製鐵所ニ於テ販賣スル鋼鐵ノ加工請負ニ關スル隨意契約ノ件、同年十二月十二日公布勅令第三百十一號ハ國有製材所貸付ニ關スル隨意契約ノ件、同四十二年三月三十一日公布勅令第六十一號ハ臺灣總督府通信官署、警察官署、測候所、燈臺、稅關監視署及登記所經費渡切ニ關スル件、同年十月四日公布勅令第二百二十六號ハ政府ノ所有ニ歸シタル國債賣渡ニ關スル隨意契約ノ件、同四十三年九月十日公布勅令第三百四十一號ハ鐵道省所管高架鐵道ノ拱內又ハ橋下ヲ貸渡ス場合ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年九月三十日公布勅令第四百八號ハ朝鮮總督府遞信官署ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件、同年同日公布勅令第四百九號ハ朝鮮總督ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件、同四十四年三月三十一日公布勅令第六十一號ハ朝鮮總督府鐵道官署ニ於ケル現金ノ交互振替及繰替受拂ニ關スル件、同年同日公布勅令第六十二號ハ朝鮮總督府、臺灣總督府又ハ樺太廳ニ於ケル鐵道事業用諸物件ノ賣買貸借ニ關スル隨意契約ノ件、同年五月十三日公布勅令第百五十六號ハ陸軍ニ於ケル土地建造物ヲ貸渡ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年八月二十日公布勅令第四百九號ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ニ於ケル物件ノ賣買貸借ニ關スル隨意契約竝ニ契約書省略ノ件、同年十一月二十日勅令第二百七十九號ハ糖業改良事務局ニ屬スル製糖工場及其ノ附屬物件ノ賣渡ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年十二月二十日勅令第二百九十二號ハ輕便鐵道補助金概算渡ノ件、大正元年八月十五日公布勅令第七號ハ臺灣ニ於テ生產スル繭生絲又ハ眞綿ノ買入又ハ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件、同二年六月十日公布勅令第百三號ハ樺太廳ノ管理ニ屬スル炭礦採掘ノ請負及該炭礦ヨリ採掘シタル石炭ノ賣渡ニ關スル隨意契約竝ニ契約等ノ件、同年六月二十日勅令第百三十六號ハ臺灣總督府民政部通信局及臺灣總督府郵便局ノ現金受拂ニ關スル件、同四年四月二十日勅令第五十五號ハ樺太廳及所屬官署職員ノ俸給、給料、手當及宿料前金渡ノ件、同年五月八日公布勅令第七十八號ハ樺太廳及其ノ所屬官署ニ於ケル物件ノ賣買及貸渡ニ關スル隨意契約ノ件、同年五月二十日勅令第八十七號ハ樺太廳經費渡切ニ關スル件、同年六月十四日公布勅令第九十五號ハ樺太廳郵便局ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件、同年七月二十日勅令第百二十五號ハ清

酒訪腐爛又ハ其ノ原料ノ買入等ニ關スル隨意契約ノ件、同五年三月三十一日公布勅令第四十五號ハ藥品又ハ其ノ原料品ノ買入又ハ賣渡ニ關スル隨意契約ノ件、同年五月三十一日公布勅令第百五十五號ハ樺太廳ニ於テ直營スル築港事業ニ要スル物件ニ關スル隨意契約ノ件、同年六月八日勅令第百六十二號ハ印刷局ニ於ケル郵便葉書用紙購入ニ關スル隨意契約ノ件、同年六月二十日勅令第百七十三號ハ海鑛又ハ海豹ノ獸皮其ノ他ノ部分ノ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件、同年七月二十日勅令第百八十八號ハ砲兵工廠及千住製絨所ニ於テ作業上必要ナル物件ノ買入ニ關スル隨意契約ノ件、同年八月八日公布勅令第百九十八號ハ航路標識管理所又ハ無線電信局ノ職員ノ俸給給料及手當前金渡ノ件、同年九月二十一日公布勅令第二百十九號ハ鹿島灘又ハ海豹ノ獸類保護事業ニ從事スル者ノ俸給、給料及手當前金渡ノ件、同六年五月十九日公布勅令第五十二號ハ樺太廳ノ管理ニ屬スル乾餉工場所屬物件ノ賣渡ニ關スル隨意契約ノ件、同年九月十一日公布勅令第百三十二號ハ朝鮮國有鐵道建設及改良工事費概算渡ノ件、同年九月二十日勅令第百六十二號ハ政府ニ於テ農會、畜產組合又ハ畜產組合聯合會ヨリ物品ノ買入ヲ爲スストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件、同年十月公布勅令第百八十一號ハ海軍ニ於テ造船若クハ造兵ノ事業ニ必要ナル機械、器具若クハ材料又ハ其事業ノ設備ニ必要ナル工事用材料ノ買入ニ關スル隨意契約ノ件、同年十二月二日公布勅令第二百三十四號ハ戰時海上再保險法ニ依リ取得シタル物件ノ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件、同七年五月八日公布勅令第百二十二號ハ陸軍ニ於テ朝鮮師團營繕及初度調辨費支辨ニ屬スル工事施行ノタメ朝鮮ニ於テ木材、煉瓦等ノ買入ニ關スル隨意契約ノ件、同八年一月十三日公布勅令第三號ハ臺灣總督府元製茶試驗場所屬ノ土地建物及器具機械ヲ賣渡ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年三月十二日公布勅令第二十六號ハ電信電話事業ニ要スル物品ノ買入ニ關スル隨意契約ノ件、同年七月二十八日公布勅令第三百六十二號ハ海軍ニ於テ石炭採掘ノ事業ニ要スル坑木ノ買入ニ關スル隨意契約ノ件、同九年五月六日公布勅令第百二十五號ハ製絨業指導奬勵ノタメ千住製絨所所屬ノ器具機械ヲ貸付ケ又ハ賣渡ス場合ハ隨意契約ニ依ルヲ得ルノ件、同年五月十五日公布勅令第百三十六號ハ種狐ノ賣買又ハ漁場調查若ハ漁撈試驗ニ從事スル船舶ノ獲得シタル水產物ノ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件、同年十一月二十二日公布勅令第五百四十七號ハ印刷局ニ於テ三極ヲ購入スルトキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同十年四月二十日公布勅令第百四十四號ハ航空事業保護奬勵ノタメ陸海軍軍用ノ航空機又ハ其部品屬品ヲ貸付ケ又ハ賣渡ス場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件、同年十月二十七日公布勅令第四百二十八號ハ朝鮮咸鏡北道ニ於ケル陸軍用輕便鐵道ノ貸付ニ關スル隨意契約ノ件ナリ。

以上改正會計法及改正會計規則に就ては、共に何等の改正をも行はるることなくして大正年間を經過したり。以下款を分ちて前掲會計制度改正の諸事項に就き其の大要を敍述すべし。

第二款　國庫出納制度の改正

第一項　改正の沿革

會計制度の改正中最も重要にして、且其の關係する所最も廣汎なるものは、國庫出納制度の改正なり。抑も國庫金の出納に關し金庫制度を廢して之に代ふるに預金制度を以てすべしとの說は、久しく朝野の間に唱へられし所にして、政府に於ても之が利害得失及實行の手段方法等に關して、愼重なる調査研究を行ひしこと一再にして止まらざりしが、數十年に亙りて實施せられし金庫制度を廢して預金制度を採用するが如きは、會計制度上の重大改革にして、各般の方面に亙り最も愼重の考慮を要するものあるを以て、容易に實行の運に至らざりしが、遂に大正十年會計法の改正に至りて之が實現を見ることとなれり。依つて今改正制度の大要を述ぶるに先ち、左に改正に至る迄の沿革に就て其の概略を述べんとす。

抑も會計制度改正前に於て世上に唱へられたる國庫制度改革論には、其の根據とする所二あり、一は卽ち一般金融上の理由に基くものにして、他は政府財政上の理由に據るものなり。蓋し明治二十三年會計法の實施以來施行せられたる金庫制度に在りては、國庫金は之を金庫內に固定して之が運用利殖を行ふことを許さざるを原則とし、縱かに同二十七年法律第十六號の制定に依り、國庫金に餘裕あるときは相當の利子を徵して、日本銀行に當座預金又は定期預金と爲すことを得るの制度を設け、以て稍〻上述金庫制度の缺陷を補ふ所ありしと雖も、之に依りて日本銀行に預入せらるるは國庫金の一小部分に過ぎずして、他の大部分は徒に金庫內に死藏せられ、全く一般金融市場より隔絕せらるるの狀況なり。日淸戰役以前に於ける如く政府の歲計が一億圓前後に止まり、從つて國庫に死藏せらるる額は貨幣流通總額の數分の一に過ぎざる時代に在りては、國庫金の運用如何は敢て一般金融界に重大なる影響を及ぼすことなかりしと雖も、日淸戰役以後漸次膨脹したる歲計が、日露戰役を經て六七億の巨額に達するに及びて、國庫金出納狀況の金融界に及ぼす影響も之に伴ひて漸く大となり、金融界は國庫金の集散せらるる每に、或は俄に逼迫し或は俄に緩漫となり、爲に終始動搖して安定せざるの傾向を生ずるに至れり。殊に明治三十九年に於て鐵道國有斷行せられ、其の結果從來私立鐵道會社の銀行預金として地方の金融界を潤したる資金も亦、中央金庫に回收せられて全く金融の用を爲す能はざるに至りて、此の傾向は一層甚しきを加へたり。斯くて金庫制度を廢して預金制度を採用し、以て金融の圓滑を圖るべしとの意見は、玆に勃然として起るに至れり。更に又他方に於て金庫制度に在りては、前述の如く國庫金は原則として之が運用利殖を許さず、從つて政府は之に對し固より利子を徵收することを得ざるものなるが、斯くては國家財政上より見て不利勘からざるが故に、金庫制度を廢して預金制度を採用し、國庫金も一般預金と同樣自由に銀行の運用を許すと同時に之に對し相當の利子を徵すべしと爲す意見を生じ、旣に明治四十三年三月第二十六回帝國議會に於て、衆議院議員長晴登は『國庫金取扱ニ關シ金庫制度ヲ改メ預金制度ト爲シ、相當利子ヲ收得シ、以テ財源ヲ增加スルハ國家ノ急務ナリ。政府ハ速ニ適當ノ方法ヲ定メ實行セラレム事ヲ望ム』との建議案を提出せしに、衆議院は滿場一致を以て之を可決したり。

大藏省に於ても亦夙に預金制度に關する調査の必要を認めて之に著手し、既に明治四十一年八月之に關する一應の調査を終了せしが、之に依れば預金制度は金庫制度に比して多くの利便を有することは明かなりと雖も、當時の我國經濟の狀況の下に於て直に之を採用するは危險少からざるのみならず、本制度實施の爲には其の前提として幾多の問題の解決を必要とし、而も其の中には到底急速の解決を困難とするものを含むが故に、預金制度の採用は卽決を許すべき性質のものに非ずと謂ふに在りたり。然るに明治四十三年に至り右の如く衆議院に於て建議案の通過を見るに及びて、政府は更に特別の機關を設けて之が調査研究を行はしむることと爲し、同年五月大藏省に預金制度調査會を設置し、大藏省理財局長を議長とし、省內官吏及國庫金取扱に關係ある日本銀行職員を委員として之が調査に當らしめたり。右調査會は先づ世界に於て唯一の預金制度採用國たる英國の制度を調査し、次で我國に於ける預金制度選定方針竝に金庫制度との利害比較等に就き研究し、更に預金制度の實施に關する手續に就ても詳密なる調査を遂げたる調査を揭ぐれば左の如し。

る研究の原案として、同會に於て豫め作成したり。今參考の爲め預金制度選定方針に關す

「第一　我國に於て將來採用すべき預金制度の綱領

(一)國庫金は全部之を日本銀行へ無利子當座預金となすを原則とし、其仕拂には仕拂命令官振出の小切手を用ひ、其の收入にも國庫に危險なき限り小切手の使用を認むるものとす。在外正貨又は特殊の目的を以て預入るるもの等に就ては、其の必要に應じ定期預金若は利付當座預金とし、又は寄託金となすことあるべし。

(二)國庫預金は日本銀行をして「國庫勘定」、歲入徵收官別の「收入勘定」及仕拂命令官別の「仕拂勘定」を設け、各別整理をなさしむ。尙特別の必要あるときは前項以外に運用勘定其他特別の口座を設けしむることあるべし。

(三)國庫金は國庫勘定の口座に於て日本銀行に預入るるを原則とし、本勘定に於ては他勘定より移替を受け又他勘定へ移替を行ふに止まり、直接の出納を爲さざるものとす。國庫勘定にありては日本銀行支店代理店に於ては可成殘高を存せしめざるを方針とし、之を存せしむる必要あるときは殘高の最高限度を定め、殘高の該制限以上に達したるときは、其超過額は當然卽日日本銀行本店國庫勘定へ送金せしむ。

(四)運用勘定は日本銀行本店竝海外代理店に於て共口座を設け、必要に應じ國庫勘定よりの移替を受け、外國又は內地に於て運用の爲め出納し、又は日本銀行へ有利當座預金若は定期預金とし、運用の必要止みたるときは更に國庫勘定へ移替ふるものとす。

(五)收入勘定は歲入徵收官別一口座を設け、當該徵收官が徵收すべき歲入金は、收入官吏より拂込むものも、納人より納付するものも、又は他勘定より移替ふるものも悉く之を受入るるものとし、本勘定にありては單に收入金を受入れ、每日當勘定の殘高を國庫勘定に移替ふるに止め、本勘定よりは右移替以外には一切拂出移替をなさざるものとす。

(六)仕拂に關しては新に仕拂請求官を置き、從來の仕拂命令官を以て之に充て、其の權限は歲出の仕拂卽小切手の振出を仕拂命令官に請求し得るに止むるものとす。仕拂命令官は該請求に付き會計檢查院に對し責任を負ふ。

(七)仕拂命令官は一人とし大藏大臣(又は新設官)を以て之に充て、各仕拂請求官より仕拂の請求を受

くる毎に、其の廳に備付くる支出簿に（特別會計に就ては仕拂元受金殘高にも）對照し、且其の請求が法令に反せざるや否やを確めたる上、小切手を振出すものとす。

（八）地方には仕拂命令官の監督の下に分任仕拂命令官を置き、當該地方所在の仕拂請求官の請求に應じ小切手を振出すものとす。

（九）仕拂命令官は日本銀行本店に於て一の仕拂勘定を有し、國庫勘定より仕拂元として必要なる資金の移替を受け、當該口座に向け小切手を振出し、又は必要に應じ地方在勤の分任仕拂命令官へ仕拂元資金を送付するものとす。

（十）分任仕拂命令官は、在勤地所在の日本銀行支店代理店に於て其名を以て一の仕拂勘定を有し之に對し仕拂命令官より仕拂元の送付を受け小切手を振出すものとす。

（十一）他所拂の必要あるときは、仕拂命令官又は分任仕拂命令官は、自己の口座を有する日本銀行本支店代理店拂の小切手を振出し債主に送付するものとす。又債主は自己の便宜に依り日本銀行本支店代理店の何れに向ても之を取付くることを得。此場合に於て當該口座を有せざる日本銀行本支店代理店は、該小切手を立替仕拂したる上、當該官仕拂勘定を有する他店へ小切手を送付して決濟するものとす。

前項の場合に於て日本銀行は代理店たる取扱銀行をして更に自行の爲めに之を立替へしむるを妨げず。

（十二）代理店に於て出納する國庫預金は口座の名義如何を問はず、日本銀行より更に其の代理店たるべき取扱銀行へ預金（無利子若は有利、當座預金又は定期預金等必要に依りて定むとなすものとす。

（十三）政府が所有し又は保管の義務ある有價證券竝金銀塊等は、日本銀行に寄託するものとす。

（十四）金錢竝有價證券の供託に關しては、日本銀行は其出納竝證券の保管のみを取扱ひ、其事務は區裁判所又は其他の官廳をして之を取扱はしむるものとす。

第二　國庫被害防禦方法

（一）各店に於ける仕拂勘定竝支店代理店に於ける國庫勘定の殘高は出來得べき丈小額ならしめ、收入勘定は毫も殘高を存せしめざるものとす。

（二）仕拂命令官は小切手を振出すに際しては、其發行番號・金額・氏名を記入したる通知書を日本銀行に發するものとす。但し本通知書は第三者に對抗する效力なきものとす。

（三）仕拂命令官の使用する小切手は、民間に於て模造し難き特殊の紙質竝印刷方法を用ひて作成するものとす。

（四）仕拂命令官の使用する小切手用紙は、從前の仕拂命令用紙よりも尙一層保管出納を嚴にするものとす。

第三　日本銀行責任の程度竝同行の危險を防止する方法

（一）日本銀行は國庫預金に就ては其口座の名義の何たるを論せず、國庫に對し一切の責任を負ふものとす。

（二）國庫收入に小切手を認むる場合には、假令日本銀行に商法上の責任なきときと雖も、日本銀行は國庫に對し擔保責任を負ふものとす。

（三）日本銀行は政府の承認を受け其代理店たるべき取扱銀行を選擇するものとす。

(四)日本銀行は共代理店たるべき取扱銀行より相當の擔保を徵することを得。

(五)預金制度採用に從ひ國庫金無利子預入竝國庫金取扱經費節減の爲、日本銀行が增收する利益金の一部を特別に積立て、預金制度採用の爲發生することあるべき損失補塡金となすものとす。

(六)日本銀行は共代理店たるべき取扱銀行に對する預金(國庫金の分)に關しては、他の預金者に對し優先權を有せざるものとす。

(七)特別なる必要又は機會あるにあらざれば(單に預金制採用の理由のみによりては)銀行條例を改正せず。

第四　日本銀行の國家に對する義務

(一)日本銀行は國庫金取扱に關し國庫に對し手數料を請求することを得ず。但し國庫は普通の預金主として運用勘定以外に對しては利子を徵せず。

(二)日本銀行は無手數料にて貨幣類竝國庫の發行する特殊手形の出納・遞送・引揚・交換・記帳其他の取扱をなすべきものとす。

(三)日本銀行は政府の所有し又は保管すべき義務ある有價證券を無手數料にて保管すべきものとす。政府が所有し又は保管する金塊・銀塊・銅塊・外國貨幣・外國有價證券も亦無手數料にて保管すべきものとす。

(四)他所拂の小切手の取付あるときは、振出人の口座に於て決濟する迄日本銀行は該金額を無利子にて立替ふるものとす。

(五)日本銀行は政府が國庫金取扱に關し必要ありと認めたる場合には、支店・出張所・派出所又は代理店を設置すべきものとす。

(六)日本銀行は政府が國庫金取扱に關し必要ありと認めたる場所に、常時又は臨時に行員を派出せしむべきものとす。

(七)日本銀行は政府が國庫金取扱に關し必要ありと認めたるもの(場所・時期・事項等)に就ては、營業時間外と雖も國庫金の出納を取扱ふべきものとす。

(八)日本銀行は國庫預金等に關し政府の命令あるときは、必要なる帳簿を設備し、報告書類を提出し、又證據物件を保存すべきものとす。

(九)前諸項の外、國庫金取扱に關し必要あるときは政府は日本銀行に命令するものとす。』

以上の如くにして國庫預金制度調査會に於ては、將來預金制度を採用する場合に於ける施行の方法に就て調査せしと雖も、未だ之が實施の可否竝に其の時期等に就ては何等決する所なかりしが、爾後大藏省に於て更に國庫金取扱上、金庫制度と預金制度との利害得失に就き研究を遂げたる結果、預金制度の採用は(一)一般人民に廣く小切手使用の慣習あること(二)全國各地方に存在する銀行の基礎鞏固なることを前提と爲すものなりと雖も、當時我國の經濟狀態に於ては、小切手は重要なる都會に於て纔かに大商人の間に使用せらるるに止まり、預金制度を採用するも俄に共の使用を擴張することと困難なるを以て、預金制度の利益は比較的僅少に止まるべく、又銀行に就ても大都會には信用確實なるものなきに非ずと雖も、地方小銀行は其の信用未だ薄弱なるもの多く、日本銀行が此等小銀行に多額の國庫金を預入するは、同行に取り危險少からざるを以て、此の點より見るも今日直に預金制度

を採用するは尚早の感あり。殊に預金制度を採用せんとすれば之が爲め新に政府の事務增加し、從つて官吏の增員を要し、且つ經費の激增を來すの結果を免れ難きを以て、財政の現況より見るも、現在は之を採用するの時期に非ずと認め、早急に此の改正を行はざることに決したり。

然りと雖も政府は預金制度に關する調査研究に就ては尚之を怠ることなかりしが、爾來我國經濟界の長足の發展に伴ひ國庫制度改正の必要は漸次增大するに至りしを以て、大正六年二月大藏省に臨時調査局の設置せらるるに及びて、同局金融部をして更めて預金制度採用の可否竝に實行の具體的方法に就き、調査せしむることと爲せしが、同部に於ては此の兩者の得失に就き比較研究を遂げたる後、預金制度採用の可否に就て攻究し、結局預金制度には必ずしも多少不利の點なきに非ずと雖も、之に就ては必ずしも救濟の途なきに非ざるのみならず、假に其の途なしとするも、尚其の有する利便長所に比較すれば殆ど云ふに足らざるの犧牲なりとし、速に之を採用するの必要あるものと認めたり。今參考の爲め其の調査の大綱を示せば左の如し。

『　國庫預金制度採用の可否

國庫預金制度の利害は別紙「委託金庫制度と預金制度との利害比較」に於て述べたる所の如し。之に依れば(第一)一般人民より見たる利害に於ては、預金制度は利益のみありて殆ど一害の擧ぐべきものなし。次に(第二)金融上より見たる利害に於ては、政府・日本銀行共に多少の不利の點なきに非ざるも、此等不利の諸點は次に述ぶる如く、充分の研究と工夫を積めば必ずしも匡救の途なきに非ざるのみならず、假に其途なしとするも、之を預金制度の有する數多の利便長所に比較するときは、殆ど謂ふに足らざるの犧牲なりとす。

今其の不利なる諸點に關し、如何なる救濟方法の講ぜられ得べきやを檢するに、先づ

(第三)政府より見たる利害中、(一)及(二)は政府部内に於て國庫金出納上の監督を爲すが爲に、之に伴ふ官吏・事務竝經費を要すと爲せども、之に對しては(イ)日本銀行は預金制度の採用に依りて、從來無報酬にて爲し來りし煩瑣なる金庫事務を免せらるるものなるを以て、或は其の報償として或る他の負擔(例へば新設の利益納付金の一部として)を同行に命ずるの途なきに非ざるべし。(ロ)政府部内に於て行ふべき監督方法に付ては尚充分の研究を積まば、必ずしも會計主務官の舊制を復活せずとも、經費少くして而も有效なる監督方法案出せらるべし。次に(三)に關しては列記の事務中、豫算の維持は之を政府部内の取扱に回收するは當然にして、之に付き何等苦情あるべからず。又保管・供託の事務は日本銀行に於て之を取扱ふことの頗る困難且危險なることは、同行の屢々愁へ來りし所にして、假令金庫制度の下にありても尚之を裁判所の所管に移すべき機運に進み來りしものなり。次に流通不便貨幣の引揚及補助貨の配賦は、日本銀行と特殊の協定の下に、必要あらば相當の手數料を給して之を行はしめば、强ち其の實行の困難を憂ふるの必要なからん。

(第四)日本銀行より見たる利害中、(一)取扱銀行の取締の困難に付ては(イ)取扱銀行より相當擔保を徵することを得べく(ロ)預金の取扱ならば金庫事務より簡便にして利益多きを以て、金庫制度に比し良好なる取扱銀行を得べく(ハ)加之近時地方銀行の業務益々發展し基礎確實となりたると、一方に於ては大藏省の監督方法も嚴重且有效となりたるを以て、此の困難は左程重きを置くに足らざるべし。(二)小切手の僞造・變造又は盜用の危險大なるに對しては(イ)仕拂命令官は小切手を振出すに當り、其の發行番號・金額・氏名を記入したる通知書を日本銀行に發することとし(但し本通知書の

未着又は小切手との不一致は債主に對する仕拂拒絶の理由と爲さざること）（ロ）仕拂命令官の使用する小切手は、民間に於て模造し難き特殊の紙質竝印刷方法を用ゐて作成せしめ（ハ）仕拂命令官をして小切手用紙及官印の保管及出納に付き、從前より一層嚴重なる取締を爲さしむること等の方法に依りて、大に其の危險を減することを得べく、（三）日本銀行の責任の增加に對しては、前記（一）及（二）に對する救濟方法能く備はらば、實際問題として日本銀行の責任は左程增加することなかるべし。

以上を以て見れば國庫預金制度は現行の委託金庫制度に比し數多の長所を具へ、固より多少の短所なきに非ずと雖も、之に對しては夫々相當匡救の途あるのみならず、其の然らざるも之を其の數多の利便長所に比較するときは、到底本制度を排斥するの決定的理由と爲すに足らざるものなるを以て、國庫預金制度は速に之を實行すべきものなりと認む。

（別紙）

委託金庫制度と預金制度との利害比較

（第一）一般人民より見たる利害

甲　預金制度の利

（一）國庫に對する金錢の納入又は受領上、廣く取引銀行竝に小切手其他の手形類を利用し得る便あり。

（二）金庫制度に於ては國庫より仕拂を受くるに際し、仕拂豫算又は案内仕拂命令の未着若くは年度科目等の誤記の爲に仕拂の拒絶又は遲延を來すことあるも、預金制度に於ては支出簿及案内仕拂命令を使用せざるを以て、右の如き場合起らず、一般に仕拂迅速となるべし。

乙　預金制度の不利

特に擧ぐべきものなし。

（第二）金融上より見たる利害

甲　預金制度の利

（一）金庫制度に在りては資金の一部が金庫内に閉鎖せられて金融市場と聯絡を絶ち、資金流通上澁滯を生ぜしむる傾あるも、預金制度には此の弊なし。

（二）金庫制度に在りては每納稅期に際し一時金融上に波動を及ぼし、且つ時に現金重複輸送の嫌あるも、預金制度に於ては此の不便は大部分減ずべし。

（三）現今の實際に於ては國庫金取扱銀行は法令を犯し、其の保管に係る國庫金を營業上に流用せるのみならず、政府は此の違法行爲を默認せるの狀態なるも、預金制度に於ては此の弊を一掃し得べし。

（四）金庫制度に在りては每年度末金庫定期檢査に際し、取扱銀行が其の流用中の現金を一時に市場より引揚ぐる爲め、金融逼迫の際（殊に檢査日と酒造稅等巨額稅金の納期日と同日なる現狀の下に於て）には甚しく金融界を壓迫する嫌あるも、預金制度には每年度末定期檢査なるものなきを以て、右の弊も亦自ら消滅すべし。

（五）金庫制度に在りては金庫保管の通貨高を公表せず、從て一般人民は通貨の眞の流通高を知るを得ざる爲め、金融の形勢を判斷する上に於て多少の不便あるも、預金制度には此の不便なし。

(六)預金制度は金庫制度に比し現金の取扱竝運送を節減し、通貨殊に補助貨を節約することを得べし。

乙　預金制度の不利

特に擧ぐべきものなし。

(第三)政府より見たる利害

甲　預金制度の利

(一)金庫制度に在りては、保管上避け得べからざる事由より生じたる損害を負擔せざるべからざるも、預金制度には此の負擔なし。

(二)金庫制度に在りては、定期及臨時に金庫を檢査する爲に官吏・事務及經費を要するも、預金制度に在りては右の勞費を節約することを得。

乙　預金制度の不利

(一)金庫制度に在りては金庫内に支出簿を設け、仕拂命令官が豫算外又は豫算超過の仕拂を爲すことを未然に防止する等、國庫金の出納を嚴重に監督する上に利便多きも、預金制度に在りては支出簿を全廢するか又は之を政府部内に設くるの外なき處、之を全廢するときは右の便宜を失ひ、之を政府部内に存置するときは、之に伴ふ官吏・事務竝經費を增加すべし。

(二)金庫制度に在りては國庫金の出納事務を擧げて日本銀行に委託し、政府は其の大體を監督するのみなるを以て、之に依り官吏・事務竝經費を節約することを得べきも、預金制度に在りては國庫金出納上の監督は、全部政府に於て實行せざるべからざるを以て、之が爲に官吏・事務竝經費を增加すべし。

(三)金庫制度に在りては、普通の國庫金保管出納事務以外にして本來政府に於て取扱ふべき事務例へば豫算の維持・保管竝供託の事務・有價證券の保管・流通不便貨幣の引揚・補助貨の配賦等の事務を無手數料にて金庫に取扱はしむるの便宜あるも、預金制度に在りては右の事務中、豫算の維持及保管・供託は之を政府の所管に移すの外なく、又流通不便貨幣の引揚及補助貨の配賦等は、之を銀行に委託して行はしむるの途ありと雖も、金庫制度の場合の如く圓滑なる能はざるべく、又銀行に對して手數料を支拂はざるべからざるべし。

(第四)日本銀行より見たる利害

甲　預金制度の利

(一)金庫制度に在りては、一切の取扱手續が特別規定に從はざるべからざる結果として、日本銀行は金庫事務の爲に特別の事務員を養成せざるべからざるの困難あるも、預金制度にては國庫金も普通の預金と同樣に取扱はるるものなるを以て、此の困難なし。

(二)金庫制度に在りては、日本銀行は普通の國庫金保管出納以外の事務を無手數料にて取扱はしめらるるも、預金制度にては共の大部分は政府の直轄に移さるべく、若し然らずして日本銀行に委託せらるる事務に對しては、特に手數料を要求する途あるべし。

(三)金庫制度に在りては取扱手續窮屈且煩雜なるを以て、一流銀行の如きは漸次國庫金取扱銀行たることを辭する傾向あるも、預金制度に於ては預金の利益に伴ひ好箇の代理店を得べき望あり。

(四)金庫制度に在りては日本銀行は金庫事務の爲に特に施設竝に經費を要するも、預金制度に在りては大體普通銀行業務の範圍内にて行ひ得るを以て、特に多大の施設及經費を要せず。

(五)預金制度に在りては、國庫金は自由に之を流用し且つ之を兌換券發行高より減却することを得るを以て、夫れ丈發行稅を輕減せらるる利益あり。

乙　預金制度の不利

(一)金庫制度に在りては日本銀行は國庫金に關しては取扱銀行に對し先取權あるを以て、取扱銀行の破產の爲め累を蒙ることなく、又國庫金の費消は刑事上の責任を惹起するを以て、取扱銀行の取締容易なるも、預金制度に在りては國庫金が普通預金として取扱はるる結果、取扱銀行の取締甚だ困難なり(但し取扱銀行より保證品を徵し得る途あり)

(二)仕拂命令は小切手に比し僞造變造又は盜用行はれ難く、且つ支出簿竝に案內仕拂命令に依りて仕拂前に之を發見し得るの便宜あるを以て、金庫制度に在りては日本銀行は此等の原因に基く被害比較的少きに反し、預金制度に於ては其の危險大なるべし。

(三)金庫制度に在りては保管上避くべからざる事由に依り生じたる損害は、日本銀行之を負擔するを要せざるも、預金制度に在りては國庫金に關し政府に對して一切の責任を負擔せざるべからず。」

玆に於て政府は愈、金庫制度を廢して預金制度を採用するの方針を決し、大正八年度以降更に大藏省理財局に臨時預金制度調査掛を設けて、引續き預金制度の採用に伴ふ各種の問題に就き詳細なる調査を遂げ、以て其の實施上遺憾なからしめんことを期したり。斯くて政府は翌大正九年二月第四十二回帝國議會に於て會計法改正案を提出せしが、衆議院解散の爲め不成立に終るに及び、同年五月大藏省理財局臨時調査課に預金制度掛を置きて、更に預金制度に關する調査を續行せしめ、翌大正十年三月第四十四回帝國議會に再び會計法改正案を提出したり。議會に於ては本改正案中他の條項に就ては種々の異論を存せしも、預金制度の實施に關しては何等の異議なくして之を可決し、國庫出納制度に關する多年の問題は玆に始めて解決を告ぐるに至れり。而して改正會計法公布の後も、引續き理財局臨時調査課に於て預金制度實施に關する諸般の準備を進めしめしが、準備漸く成るに及びて翌大正十一年四月一日より之を實施したり。之れ實に會計制度上劃期的の大改革にして、將來之に依り政府財政と一般金融との關係は大に緊密且圓滑なるを得ることとなれり。以下項を改めて改正國庫出納制度に就き其の大要を說明すべし。

第二項　改正國庫出納制度

改正制度の根幹と爲す所は卽ち從來の金庫を廢して、國庫金の出納に關する事務は日本銀行をして之を取扱はしむることとし、日本銀行にして國庫金の受入を爲したるときは之を政府の預金と爲す點に在り。之れ新制度の舊制度に比し根本的に相異なり。蓋し日本銀行をして國庫金の出納を取扱はしむるの點に就ては、新舊兩制度の間に敢て差異あるに非ずと雖も、舊制度に於ては日本銀行に於て受入れたる國庫金は直接政府の所有に屬し、日本銀行は單に政府の命令に依り、其の財務機關たる金庫に屬する事務を取扱ふものに過ぎざりしに反し、新制度に於ては日本銀行は其の營業的立場に於て、預金者たる政府の爲に其の預金の出納を取

扱ふものなるが故に、右預金は直接政府の所有に屬することなく、政府は之に關し單に日本銀行に對する債權を有するに過ぎず、日本銀行は之を普通の行金と區分して別途に整理保管するの義務なく任意に之を利用するを妨げざるものとす。卽ち此の點に關し改正會計法は其の第五條第一項に於て『政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム』と定め、又同條第二項に於て『前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トス』と規定し、以て預金制度の大本を定めしが、更に之に基き會計規則第一章第二節に於て日本銀行に於ける國庫金出納に關する原則を定め、且つ日本銀行國庫金取扱規程(大正十一年大藏省令第十號)を以て其の詳細の手續を規定したり。今右會計規則の規定に依れば、日本銀行に於て受入れたる國庫金は政府預金として、大藏大臣の定めたる種別に從ひ之を整理すべく、之が受拂に關する事項は大藏大臣之を定むるものとし(會計規則第三條)、政府預金には大藏大臣の特に定むるもの、及政府の爲にする支拂の準備に必要なる金額を除くの外、總て相當の利子を附せしむるものとせり(同規則第四條)。而して國庫金取扱規程に於て政府預金を當座預金、別口預金、指定預金の三種に區分し、當座預金に對しては政府の爲にする支拂の準備に必要なる金額を除くの外相當の利子を附せしむべく、指定預金に對しては大藏大臣の指定する條件中に定むる利子を附せしむべく、別口預金に就ては全然無利子とすべき旨を定めたり(第五條及第十條)。但し右當座預金中支拂元準備たるべき無利子預金の額、竝に右金額以外の金額に對して附すべき利子の割合に關しては、法令に於て何等之を規定する所なきを以て、大藏大臣は國庫預金收支の狀況竝に金融界の形勢に鑑みて、日本銀行と協定の上適宜金額及利率を決定するものとす。

右の如く國庫金の出納は之を日本銀行をして取扱はしむるものなりと雖も、政府の收入及支拂は

全國に亙りて行はるるものなるが故に、同行本支店のみにては其の數極めて少く官民共に不便とするを以て、日本銀行は本支店以外に各地に其の代理店を設けて之が取扱に當らしむることとし、此の代理店引受銀行との間に預金取引を開き、各地に於て受入れたる國庫金は預金店に於ける日本銀行の預金とし、又其の支拂は日本銀行の預金より之を拂出すこととしたり。右代理店は大體に於て從來の金庫の數と同一として、從來金庫事務を取扱ひたる當該店を以て之に充つることと爲し、而して本支店及臺北・京城・大連の各代理店は統轄店として各地の代理店を統轄し、日本銀行本店が取扱店全部の總轄に當るものとせり。尙此等の代理店・統轄店及其の所屬店は日本銀行大藏大臣の認可を經て之を定むべきものにして(日本銀行國庫金取扱規程第二條及第三條)、之に基き大正十一年三月大藏省告示第三十七號を以て其の名稱竝に位置を公示し、爾後屢〻其の一部に改正を加へしが、之に關しては第二編財政機關中に詳述せるを以て茲には之を省略す。

次に租稅其の他の歲入の徵收又は收納は、當該官吏の資格ある者に非ざれば之を爲すことを得ざるを原則とすと雖も、右の如く預金制度を採用して日本銀行をして國庫金の出納を取扱はしむる以上、之が當然の結果として、同行をして歲入金收納の事務を取扱はしむるの必要あるは言を俟たざる所なるを以て、改正會計法は其の第十二條第二項中に之に關する例外規定を設け、日本銀行をして收納を取扱はしむる場合には、法令の定むる所に依り當該官吏の資格ある者に非ざるも、歲入を收納するを妨げざる旨を規定したり。更に又預金制度採用の結果、租稅其の他の納人が現金を納付する場合に於て、從來の如く一定の金庫に納付せざるべからざる制限は除去せられ、特に納付の場所を指定せる場合の外は、如何なる地方の日本銀行にも納付するを得ることとなりしのみならず、日本銀行の

承諾あるときは、法律上代用納付を爲し得る證券以外の證券又は振替の方法に依りても、租稅等の納付を爲すを得ることとなれり。之れ歲入金の受入に關し從來の制度と異る點にして、納人に取り極めて便宜多きは言を俟たざる所なりとす。

然れども從來の制度に比して尙一層大なる變更を生せしは歲出金支拂の制度なり。卽ち從來政府の歲出支拂に就ては金庫に向つて仕拂命令を發行せしも、新に預金制度採用の結果、政府の支拂には日本銀行に於ける政府預金に對して小切手を振出すこととなりしものにして、之に關し改正會計法は其の第十五條に於て『國務大臣其ノ所管定額ヲ支出セムトスルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ日本銀行ヲ支拂人トスル小切手ヲ振出スヘシ但シ他ノ官吏ニ委任シテ小切手ヲ振出サシムルコトヲ得』と規定したり。此の規定に基き小切手を振出す官吏は卽ち支出官と稱せられ、從來の制度に於ける仕拂命令官に相當するものなり。而して歲出支出の爲にする小切手の振出竝に其の支拂に關する原則は、會計規則第四十四條乃至第五十六條に於て規定する所なり。今之に依れば先づ支出官は債主に對して小切手を振出す前に於て、其の經費は豫算の目的に違ふことなきやを調査し、更に該經費の金額を算定し、且つ該經費は支拂豫算額に超過することなきや、又は所屬年度及支出科目を誤ることなきやを調査したる後、之を振出すべきものとし（會計規則第四十四條）、支出官小切手を振出したるときは其の都度之を日本銀行に通知すべきものとせり（同規則第四十九條）。支出官の振出す小切手は、政府と日本銀行とが預金取引を爲すことに依りて振出さるるものなるが故に、純然たる商法上の小切手に屬し、其の法律上の效力等に就ては商法の規定に據るを原則と爲すものなるが、唯支出官の振出す小切手の特徵として、商法に於ける一般的規定と趣を異にせる點は、其の振出が直に債務辨濟と同一の效力を有するものなる點に在り。卽ち其の交付を受けたる債主の意思如何に拘らず、小切手の交付に依り政府の債務は當然消滅するものにして、之れ卽ち前揭會計法第十五條に於て『現金ノ交付ニ代ヘ』て小切手を振出すべしと爲す規定に基くものなり。此の外尙支出官の振出す小切手には、商法の規定する記載事項の外に年度・支出科目・番號其の他必要なる事項を記載すべきものと定められしが（會計規則第四十五條）、之れ政府の會計整理上の便宜に依るものにして、敢て小切手の性質を變更せんとするの趣旨に非す。政府より小切手の交付を受けたる債主は、現金の支拂を受くる爲に之を日本銀行に呈示すべきものなるが、日本銀行は其の呈示あるときは、其の小切手が法令に違ふことなきや券面金額が支拂豫算各項定額の殘高に超過することなきやを調査したる後、之を支拂ふべきものとす（同規則第五十一條第一項）。但し支出官の振出す小切手は大藏大臣の特に定むる場合の外は、之を記名式所持人拂と爲すべきものなるが故に（同規則第四十七條）、債主は强いて之を日本銀行に呈示せずとも、之を他に讓渡することに依り現金に換ふることを得べし。尙小切手の呈示期間は一般的には商法の規定に依り振出後十日間と定められるるものなるが、政府の振出に係る小切手は右の商法に定めたる呈示期間經過後と雖も、尙一年を經過せざる間は日本銀行をして之が支拂を爲さしむることとせり（同規則第五十一條第二項）。蓋し舊制度に在りては仕拂命令の有效期間を所屬年度經過後滿五箇年と爲せしが、新制度の下に於ける小切手の支拂期間を斯くの如き長期に亙らしむるは、啻に小切手の性質に反するのみならず、長期間に亙り日本銀行をして之が支拂資金を特別に整理せしむるは、徒に煩雜なる手數を課するの嫌あり、且つ一年を經過して猶支拂の請求なきが如きは極めて例外に屬するを以て、一應一箇年の經過に依りて其の支拂を打切るを可と爲せしものとす。而して日附後一

年を經過したる爲め日本銀行に於て支拂を拒絶したる場合には、小切手所持人は支出官に對し償還の請求を爲すべく、支出官償還の請求を受けたる場合に於ては之を調査し、償還すべきものと認むるときは事由を具し證憑書類を添へて之を所管大臣に請求すべきものとす（同規則第五十五條）。以上述べたる所は債主が支出官所在地に於て支拂を受くる場合なるが、債主が隔地に在る場合に於ては直接之に小切手を交付するを得ざるが故に、新制度に於ては隔地者に對する支拂に關しては特別の方法を設けたり。改正會計法第二十條に於て『國務大臣隔地者ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之カ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得』とあるは卽ち右に關する原則を定めしものにして、斯かる場合に於ては支出官は、支拂場所に指定したる日本銀行に對し之が資金を交付すると共に、其の旨を債主に通知すべく（會計規則第四十八條）、債主は其の通知書を支拂地の日本銀行に提出して現金の支拂を受くるものとす。而して其の期間は小切手の場合と同じく滿一箇年とす（同規則第五十二條）。以上は歲出金支拂に關する制度の大綱なるが、尙之が詳細の手續に就ては別に規程を設くる所あり、卽ち支出官の小切手の振出に關する手續は支出官事務規程（大正十一年大藏省令第一號）に於て之を規定し、又其の小切手の支拂に關しては日本銀行國庫金取扱規程（大正十一年大藏省令第十號）に於て之が細則を定めたり。

次に從來は各官廳に於て管理する政府所有の有價證券、竝に各種法令の規定に依り政府に於て保管の義務を有する公有・私有の金錢及有價證券は、之を大藏省預金局（預金部）に寄託すべきものとし（明治二十三年勅令第二號及同年勅令第七十號）、而して斯かる預金局保管の金錢及有價證券は各地金庫をして之が取扱を爲さしむることとし（明治二十三年勅令第二百七十三號）、更に又法令の規定に依り政府に供託する金錢及有價證券に就ても、總て金庫をして之が保管及取扱を爲さしめたり（明治三十二年法律第十五號供託法）。然るに金庫制度廢止、預金制度採用の結果、國庫金は總て政府預金として之を日本銀行に取扱はしむることと爲すと同時に、此等の有價證券の取扱に就ても、國庫金の出納と同じく日本銀行をして之に當らしむるを相當なりと認め、改正會計法に於て之に關する規定を設けて『政府ハ其ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得』と定め（第四十條）、且つ此の規定に基き大藏省は政府所有有價證券取扱規程・政府保管有價證券取扱規程・供託有價證券取扱規程に於て、此等有價證券を日本銀行に寄託せしむる旨を規定し、同時に日本銀行政府有價證券取扱規程を以て、日本銀行に於ける此等政府の所有又は保管に係る有價證券の取扱手續を定めたり。尙金庫制度の廢止と同時に供託法に改正を加へ、從來金庫をして取扱はしめ來れる供託事務は、新に司法大臣監督の下に供託局を置きて之を掌理せしむることと爲せしが（供託法第一條及第二條）、右供託局は供託に關する行政的事務を取扱ふに止まるものにして、同局に於て保管する金錢又は有價證券は、上述會計法の規定に依り結局日本銀行に於て保管出納せらるるものとす。此等保管及供託に關する制度の改正に就ては、本編第五章に於て之を詳述すべし。以上の外從來金庫制度の下に於ては、金庫をして各種の財政的事務を行はしめしが、金庫制度廢止の結果此等の事務の多くは日本銀行をして之を取扱はしむることとなれり。

次に金庫制度の下に於ては、日本銀行は金庫の資格に於て國庫金の出納其の他の財政的事務を取扱ふものなるが故に、此等國庫金の出納竝に政府の所有又は保管に係る有價證券の受拂、其の他國債元利拂の取扱等に關しては、日本銀行は出納官吏として賠償責任を負ひ、會計檢査院の檢査判決を受